



始



南支那及南洋調査第百八十四輯

南支那の開港場 第一編

臺灣總督官房調査課

14.23-478



凡例

本書は、臺灣總督府翻譯官井出季和太氏が官命を帶て昭和四年年末から翌昭和五年三月中旬に亘り、支那の福州、厦門、汕頭、廣東及香港に出張し、調査研究したるもの、一部で、南支那の開港場貿易其他に就て叙述したものである。

昭和五年十月

臺灣總督官房調査課

發行所寄贈本



南支那の開港場 第一編

目次

第一章 廣東……………一

第一節 港灣の設備……………一

一、港灣の形勢及錨地……………一

二、倉庫設備……………四

三、水先……………六

第二節 築港計畫及鐵道の連絡……………七

一、築港計畫……………七

二、鐵道連絡問題……………二

三、河川の修理……………四

目次



發行所寄贈本



第三節 貿易……………一六

第一總說……………一六

第二最近の貿易狀況……………二三

第三列國の對廣東貿易其他商勢力の消長……………五八

第四節 兩廣の鑛業……………七二

第二章 香港……………九七

第一節 概說……………九七

一、南京條約前の香港……………一〇〇

二、英領當時の香港……………一〇二

三、人口の増加……………一〇八

四、政治……………一一三

五、財政……………一二〇

第二節 港灣の設備……………一二九

第一款 港界及水深……………一二九

第二款 繫船設備……………一三三

第一棧橋……………一三三

第二浮標……………一三四

第三款 倉庫……………一三五

第四款 造船所……………一四〇

第五款 埋立……………一四六

第六款 築港計畫附澳門港設備……………一五〇

第三節 海運……………一五五

一、汽船會社の勃興……………一五六

二、航路系統……………一五九

第四節 貿易……………一六七

第一款 總 說……………一五七

第二款 船舶の出入港……………一七四

第三款 貿易の消長……………一七六

  第一款 概 況……………一七九

  第二款 最近の貿易……………一八九

第五節 金融事情……………二一〇

  第一款 金融機關……………二一〇

  第二款 通 貨……………二二三

  第三款 銀貨の暴落と爲替關係……………二二八

第六節 支那關稅制度と香港の地位……………二三三

# 南支那の開港場 第一編

## 第一章 廣東

### 第一節 港灣の設備

#### 港灣の形勢及錨地



廣東港と稱するは珠江の一區域を指し、一面は廣東市及沙面の租界に接し、他面は南岸河南及西  
 南岸の花地及芳村の間に在る天然の港灣にして、三叉形をなし、沙面の前方を中心として三水道に  
 分け、南方の港界は裏水道たる南河道(Back Reach)の大車尾(Macao Fort)に至り、西方の港界は西  
 河道(West Reach)の大坦尾(Belcher Island)を貫つたる螺村涌(Lo Chun Creek)と半塘橋(Pan Tong  
 Bridge)との間の劃線に至り、東方の港界は表水道たる東河道(Front Reach)の廣九鐵道終點より  
 南方に在る大沙頭(Kuper Island)の西端を貫つたる石涌(Shak Chung Creek)と川龍涌(Chun Lung  
 Creek)との劃線に至る。

錨地を大別すれば、廣東錨地と黃埔錨地となり、廣東錨地は外國型船舶投錨の爲に其界限をABC

の三區域となす。

A は一般の錨地にして即ち南方は車尾砲臺、西方は螺村涌及半塘橋、東方は石涌及川龍涌間に亘る内港の河水面とし、就中沙面より右方は水深深きが故に、航洋汽船の碇泊に適し、左方は香港澳門行河船小蒸汽船等多く碇泊し、水深は滿潮時に於て表水道は多くは十二呎、裏水道は十四呎に過ぎざれど、港内は一般に十六呎乃至十八呎あり、最深は二十二呎に達す。而して遡江し得べき最大吃水汽船は、途中河床の關係上、増水期に於ては十五呎九吋、減水期に於ては十五呎二吋を限度となす。故に制限以上の吃水船は廣東より十數哩を隔つて約二十呎の水深ある、黃埔に碇泊するを例となす。(増水期は五月より十月迄、減水期は十一月より三月迄とす)。

B は鑛油船等の錨地にして、A 錨地南河道マカオ砲臺の北方菜涌 (Vegetable Creek) 及亞細亞石油公司と對岸河南の鳳凰礁浮 (Birds Nest Rock Buoy) との劃線間に於ける河水面となす。

C は檢疫及爆發物其他高度の可燃性貨物船の碇泊を目的とする錨地にして、A 錨地南河道のマカオ砲臺と菜涌との間に於ける河水面となす。

次に黃埔錨地も外國型船舶投錨の爲に、其界限をA B C の區域に分つ。

A は一般の錨地にして、即ち黃埔の前水面拈槽河道 (Cambridge Reach) の魚珠柵 (Cambridge Barrier) 及海心崗 (Gully Point) 間を指す。

B は爆發物其他高度の可燃性貨物船の碇泊を目的とする錨地にして、A 錨地の魚珠柵及拈槽第四海島 (No. 4 Flat Island) の北西端間の河水面となす。

C は檢疫錨地にして大鯊沙頭 (第一門州 First Bar Island) 南東方の外水道 (Belcher Reach) を指す。水路は河口より繫船場に至り、黃埔に於て南北に分れ、北水路は吃水淺き河船のみ利用せられ、南水路は吃水深き海洋船の航行に適するも、南水路中には大石及大尾の二大バーあり、其他廣東港内にも處々にバー等沙岩あり、大石バーは海圖に依れば、干潮時約九呎 (實際七呎位とす) 大尾バーは六呎餘に過ぎず、而して年々土砂の沈澱あり、大尾バーの如きは船長三百二十呎以上のものは航行不可能にして、香港通ひの河船と雖も自由ならざるが如きことありたるを以て、船會社側は會て領事團を通じて支那官憲と折衝し、北京政府にも交渉を開始し、其結果改修局を作り、浚渫計畫に依り將來干潮時最小限度十六呎の水深を保たしめんとするものなれど、一九二六年秋頃主として經費關係 (兩バーを完全に除去せんとせば、約八百萬元を要すと云ふ) の爲に、領事團は支那側に對して右計畫の中止を聲明せり。

從來廣東港内の同時碇泊船舶數は二十隻内外に過ぎざるを以て、入港三、四十隻に達するとき、港外二十數隻を假泊すること稀ならず、石炭船の如きは殆んど港内に投錨したることなし。反之雜貨船は港外に於て荷役することを得ざる關係上、已むなく數日間錨地の空くを俟ち入港しつゝある

の情況なりしが。パースの數其他を見るに、廣東側は七隻の河航汽船に對する浮標竝に四隻の河航汽船及七隻の航洋汽船に對する埠頭を存し、即ち廣東の錨地は航洋汽船二十三隻を繋留するに足り、黃埔の錨地は航洋汽船十二隻を繋留するに足る。船渠は廣東及黃埔に各一箇あり、海軍附屬のものとする。廣東に在るものは其寸尺不明なれど、黃埔に在るものはブロック上二百六十四呎あり。

二 倉庫設備

廣東は香港と異り大貨物の集散少く、九龍に於けるが如き完全なる専門の倉庫なく、一方香港に完全なる倉庫設備あつて、之が補充をなすと同時に平碼頭の如き問屋、其他商店に屬する私設倉庫あり、又小口取扱貨物の多くは舢舨渡の習慣あり、多數民船舢舨の利用に依るが故に、船會社專屬の倉庫としても大規模のもの少し。

廣東の倉庫は、沙面及河南花地又は芳村等に散在し、比較的完備に近きものとしては河南及花地に存するものとし、倉庫の種類より分たば、第一に營利を目的とせざる倉庫にては、(一)貨物問屋所屬のもの、(二)質屋に專屬するもの、(三)汽船會社附屬のもの、(四)私有に屬するもの、(五)官有に屬するもの等あり。第二營利を目的とする倉庫は、一般倉庫營業を専門とするものとする。船會社專屬の倉庫上屋能力及附設棧橋等を示さば、左の如きものあり。

	能力	棧橋	ボーン	トン	ン
大古洋行(英)	約四五、〇〇〇	長	二五〇 <sup>R</sup>	鐵	製 三箇
怡和洋行(同)	同 二五、〇〇〇	同	二五〇	同	一箇
日清汽船會社(日)	同 二〇、〇〇〇	同	二〇〇	ボーン	一箇
大阪商船會社(同)	同 一〇、〇〇〇				
招商局(支)	同 七、〇〇〇	同	四〇〇	鐵筋コンクリ	一箇
安興貨倉(同)	同 七、〇〇〇	同	一八三	同	

是等倉庫棧橋附近の水深は十二呎乃至十四呎あり、日清汽船會社のボーンを除き他の棧橋側は時々浚渫を要すべきものとす。

大阪商船會社は、昨年約七十萬圓を投じて約二千坪の前記倉庫を建設し、本年三月迄に棧橋等落成の豫定とし、收容能力は一回一萬噸にして、一箇月二回の割合なるを以て、一箇年二十四萬噸の見込となす。但し昨年来廣東當局は、新設置の分は當初許可條件なくば水面の使用權なきを主張し、會社側は之に對し強硬に抗議中に在るが如く、之が爲に現在同社は日清汽船會社の倉庫を借用しつゝあり。同會社は本倉庫の設備を利用せんが爲に、既に昨年九月中旬以降日東丸(三、五〇〇噸)十月初旬以降(甲子丸)を就航せしめ、往航は横濱、名古屋、大阪、神戸、門司、厦門、汕頭、廣東に、復航は廣東、香港、高雄、基隆、横濱に一箇月二回の航行をなすことせり。船會社專屬の倉庫は、

通例外國人に對しては、入庫後一週間、支那人に對しては二週間倉敷料を無償となすを例とす。營利目的の倉庫としては河南及花地に在り、東興倉庫の如きは煉瓦造三棟五百八十八坪あり、其他從來兩益、林記、宏偉、東源、公安、平安、美記其他數箇の倉庫あれど、何れも支那人所有の不完全なる設備とす。獨り南洋倉庫會社所有の倉庫は倉庫證券を發行し、山村に約八百五十坪、沙面に約四百坪を存し、能力は前者は約五千四百噸、後者は約千八百噸あり。昨年十二月末現在の入庫貨物は、兩者合して約一萬三千餘箇、價額六十六萬餘弗あり。入庫貨物は近年排日貨運動の爲に長期保管の獨逸品多く、日本品は三井、富士製絲、其他の雜貨一部を含む外極めて少し。沙面倉庫は、外國銀行は生絲其他高價品を擔保として無料にて保管し、前記船會社の專屬倉庫も輸出貨物に對しては無料とするが故に、南洋倉庫に對しては何れも勁敵たり。従つて南洋倉庫は一種の質屋の働をなすに過ぎず、其活動の餘地極めて少し。

三水先

廣東の水先使用は強制に非ず、大鏡島及廣東に水先人の駐在所あり。

水先料は下の如し。

帆船

黃埔 外 界

登簿噸數一噸ニ付

五仙

廣東黃埔間(追加)

同

三仙

汽船

黃埔と外界

吃水 六 呎以上 十 呎未満

一二・五〇

同 十 呎以上 十八 呎未満

二五・〇〇

同 十八 呎以上 二十 呎未満

三〇・〇〇

同 二十 呎以上 二十二 呎未満

四〇・〇〇

同 二十二 呎以上 二十三 呎未満

五〇・〇〇

第二節 築港計畫及鐵道の連絡

一 築港計畫

黃埔廣東の築港に關しては、民國以來幾度か計畫を建て、歐洲戰爭後孫文は實業計畫の中に於て左の如く述べたり。

廣東水道を修理するは、伶仃島の上流廣東クリークの左岸に沿つて誘導堤を築造するに在り、即ち一はコングスバンクの上方沿岸、一は同岸より伶仃島に向つて設置す。前者はバンクと同一水準に水下三呎乃至四呎とし、後者は四呎乃至十六呎とし、其の中間の水深は二十四呎を保たし



む。又廣東クリークの右方フラサーバンクの下流より東南に向つて誘導堤を作る。其誘導堤は延長八哩にして海底より六呎乃至十二呎を以て足るが故に、其築造費は一方理立に依つて補充す。水堤の兩側より生ずる土地の價額は、寧ろ築堤の費用を遙かに超過すべし。

黃埔に通ずる虎門より珠江の上流に向つて廣東水道を修理せんとせば、東江クリークをダヴィッド島の下方珠江に連絡する上部水道を利用し、一水門に於て水流を集中し、而して第二バーの下方珠江に連絡する東江の他の水門に在つては、雨期排水の便に供せんがために普通の水準と同高に築堤し、之を閉鎖すべく、而して東江の流水全部を第二バーの上方に集積する、従つて同江の上部に強流を漲溢することを得べし。又修理事業の一として、下の如く幾多の防波堤を築造するを要す。(一)ユリオット島(江鷗河)よりバーカー島の下方とカルカッタシオアル(加里古打灘)との方面に築造し、兩區域の水流を防止し、現在三十五呎の水深を更に深くし、(二)河流の右方第二バーの下部に當る中間のポルトン島(海心沙)より築造し、(三)同河流の左方同上バーの下方に當る中流のポツチンガー島先端より築造し、第二バーは是等二箇の防波堤に依つて集積したる水流の爲に洗去し、同時に其上流の淺瀬を浚渫するを要し。(四)同河の右岸とポルトン島との間の水道を閉塞し、(五)同河左岸の流水を遮斷し、中央水道の水速を増加するが爲に、中流に當る第二バーの先端に向つてポツチンガー島より築造し、(六)デーニン島及第二バーの中間右岸より之を延長し、

同側の流水を遮斷するが爲に中流淺瀬の先端に築造し、(七)前記防波堤の終端に相對したる中流に在るダヴィッド島の下方より築造し、之に依つて珠江上流の水量を集積し、同時に其防波堤は東江の流水を珠江のそれと同一方面に轉向せしむ。

更に廣東港界を第一バーとし、水深多きケムブリツヂ水道及アメリカ水道に至る迄、黃埔及デーニン島の水面に亘りアクチン島を通じ河南南方に至る迄を切開し、マリアナ島より佛山に沿ひ一直線の水道を南西に向つて潭州下水道に至る迄切開し、之に依つて新水路が第一バーより潭州水道に至る迄約二十五哩に形成さる。該水路は北江の重要な出口たると共に西江の一部水量を之に依つて流送し、以て四十呎以上の水深に維持するを得べし。要するに大廣東は黃埔より佛山に擴張し、マカオ砲臺と沙面水道とに依つて區域を定め、水道の西部を商業地となし、其東部を工業地となすに在り。工場區域は、各工場に對し運搬の便を計るために、花地及佛山に連絡する運河に依つて横斷し、商業區には新式の埠頭及倉庫を設備し、而して第一バーの諸島より新水道の北方に沿ひ沙面の堤防と連絡するものとしては、河南の西方及廣東市の北西及花地の先端より其東側に沿ふマリアナ島に達する場處に共に堤防を築造し、一方表水道即ち現在の廣東市及河南島の間に在る河川は、河南の上端より黃埔に至る迄、都市の建設に供し得べきものとす。

孫文は前述の如き大廣東築港計畫なるものを發表したる際、前提に於て香港との關係に説及し、

廣東の海港としての價值は阿片戰爭の結果、英國に讓渡したる爲に喪失せられたり。唯廣東は彼の香港の港灣設備及英國政治上の勢力があるに拘はらず、商業上の中心としては尙其地位を維持しつゝあり、然れども其海港としての地位を喪へる主因は、國運の進歩に向つて一致協力を缺きたる支那人の愚昧と前清時代の政府及官吏の腐政とに在り、而して民國の建設に當り國民は急激に覺醒し來り、廣東を海港として設備せんとし、諸運動を開始したるが爲に、香港政廳は少からず恐怖を抱き、極力其運動を阻止し、各種新計畫を事前に摧折し來りたるも、蓋し廣東にして開放せられ世界的港場の資格を有するに至らば、香港政廳の杞憂を裏切り、香港今日の大設備は決して徒爾とならず、廣東の開放及支那の繁榮は香港に酬ゆるもの數百倍たらんと論せるが如く、黃埔築港問題は廣東當局の傳統政策たり。一方英國側は反對の態度を採りたるが、近年に及び奧漢、廣九、兩鐵道の連絡問題よりして香港側も其方針を改め、現に一九二二年孫文が陳炯明の叛反に依り英艦に搭乘して香港通過當時より香港政廳は態度一變して親交を旨とし、翌一九二三年三月のノース・チャイナ・デーリィ・ニューズ紙は孫文の上海に於ける宣言に就て廣九、奧漢兩線聯絡に關する從來の障害は除去されたる旨を記し、越えて四月廣東財政廳の各界人士招待席上に於ける孫文の演說中には、黃埔築港及廣九、奧漢兩線の連絡殊に香港政廳が黃埔築港計畫の實行を希望し、之に要する借款に應ずべき意思を表示したる態度は各界の驚異なるが、英國側が鐵道の連絡に依つて黃埔開港より受くる通商上

の反響を埋合はせ得べき事由を確信したる爲めなりと言へり。

其後一九二五年省港罷工事件交渉會議の際、英國側は支那側に對して實業借款に應じ、兼ねて計畫の黃埔築港を實行し、失業者を使用し、其條件として奧漢、廣九兩線の聯絡工事を開始せんと主張したることあり、次いで翌一九二六年一月に發表したる廣東治河督辦處の技師長ウキレンの黃埔築港計畫案を見るに、同年六月二十三日國民政府政治委員會が可決したるものに係る同案は三期計畫に係り、第一期は入港水道の改善、港口の工程、鐵道及道路の連絡に在り、三箇年の事業にして、經費は香貨五百二十萬弗とし、第二期は港口の工程及鐵道の終點設備に在り、二箇年の事業にして、經費は三百三十六萬弗とし、第三期は港口の工程及鐵道の擴張に在り、四箇年事業にして、經費は七百九十萬弗とし、即ち通じて九箇年の繼續事業にして、總經費は一千六百四十六萬弗に過ぎぬも、經費問題を以て頓挫し、罷工事件解決後一九二八年春には廣東の李濟臣と香港總督クレメンチートの握手交歡あり、該問題も再燃したりと聽きしが、今日迄未だ實現の運に至らず。但し最近廣東内港築造及唐家灣築港等の計畫あり、廣東内港の築造に關しては本年四月廣東市に於て既に其設計案を發表して以來、工務局長の程天固は銳意經營に従事しつゝあり。同設計は護岸築造、河岸埋立、埠頭倉庫の建築となし、其經費は百五十餘萬元を計上し、工程は兩期に分ち、第一期は護岸の築造とし、二箇年計畫にして六十四萬餘元を見積り、半額は公債に依り、總商會が責任を以て之を募集

するものとす。埋立地面積は一萬八百六十五井護岸の延長は四千二百九十呎とし、棧橋八條、倉庫四棟を設備し、三千噸級以下の海洋船を碇繋せしむるに足るものとす。蓋し從來埠頭倉庫等の十分の九は外國人の建設する所に係りしを以て、今度支那側に於て自發的に新計畫を立つるものとなす。尙又最近唐家灣(中山)自由港計畫あり、唐家灣は中山縣に屬し珠江の下流と西江支流の終點に位し、香港と西江との交通に對する孔道に當る金星門を門戸とし、金星門は水道深くして二萬噸級以上の航洋船の出入に堪ゆと云ふ、曩に孫文は時の海軍總長程璧光と唐家灣の軍港計畫を立てたることあるが如く重要な地位を占むるが故に、將來黃埔築港と共に同灣を自由港として完全に設備するに於ては、固より香港の繁榮を抑制し、其勢力を奪取する所あらんも、支那政府の現状を以て推さば夢想に過ぎざるべし。

## 二 鐵道連絡問題

奧漢線は廣東に起り、湖南省を経て湖北省漢口に至る全長七百五十哩の大鐵道にして、漢口に於て京漢線と連絡し、以て支那大陸を縦斷せんとする極めて重要な交通機關なりしが、本線は起工後已に三十年を経過すれども尙未だ全通せず、廣東省は廣東韶州間百三十九哩、三水支線三十哩、漢口株州間五百六十哩にして、全部完成には將來多くの年月を要すべきも、今日迄英支兩方面より時々計畫する所あり、又同線連絡に關しては相背馳せる意見もありしが、前記の如く英支經濟絶交

の際、黃埔築港計畫の實行に關して、奧漢、廣九兩線の聯絡工事を開始し、失業者使用の條件には、監督に英國側より技師長及會計監督各一名を備入ることとし、廣東政府が該計畫を希望せざるときには、別ニ別司灣又は奧仙鐵道ベアスの建設に之を使用するも支障なき旨を提言したることあり、蓋し英國側の調査に依れば、韶州長沙間未成線百七十五哩を完成し、主として上海に集中する湖南、湖北、江西等物資の約五分の一の五千萬元を香港に向つて南下搬入せしむる目的なりと云ふ。英國の對南支政策の一轉機として註目に價する現象たり。

民國十七年廣東政治分會に提案したる支那側の計畫に依れば、韶州より淥口に至る未成線約二百七十哩を第一段として完成すべく、三箇年繼續事業とす、樂昌より湖南境界に至る間は最も難工事にして、其間僅に四十哩に過ぎざるに大小隧道六十七箇所あり、但し長距離に亘るものは少く、最長約二千二百六十尺となす、經費は韶州坪石間二千四百萬元とし、坪石以北は一哩二十萬にして、二百哩四千萬元とし、總計六千四百萬元に達す。之を支辨せんが爲に關係地方の商民より内國債を募集せんとするに在り、(民國十七年廣東省政府年刊下冊)。次で昨年(一九二九年)九月鐵道部長孫科は中山縣に歸着したる途次、鐵道の視察を爲し、廣東に於て語る所に依れば、曾て廣東側より米國技師、湖南側よりは英國人技師を派して實測したる結果、經費は同じく六千四百萬弗を計上し、其未成線を完成すべき成案ありしが、其經費は更に多額に上る虞あり、其後著手もせられず、本年春に

は廣東建設工程局長をして前案を修正し、經濟的に設計せんとし、第一段としては韶州坪石間三十餘哩の間を起工し、其經費は英國の匪亂賠償充當額中より之を支辨せんとし、英國側も之を承諾したりと云ふ。

蓋し從來廣東商人中には奥漢線と廣九線とが一度連接する曉には、奥地の物産は廣東に集散せず、直に香港に運到し、廣東の利益を香港に奪取せらるゝを杞憂し、先づ以て黃埔其他廣東地方に大築港をなし、其完成を俟つて奥漢線と廣九線との連結を計るべしと云ふに在り。

### 三 河川の修理

廣東デルタの根源たる東、西、北三大河川及四通八達の小河支流の護岸水道の修理は、多年計畫せられたれど、附近一帯に降雨多く、且つ洪水の害あり、一方航運の便を考慮し、殊に十九世紀の初頭外國船の入港を見るに及び、益々其港灣施設の發達を促成したるものとす。

漸く一九一四年六月の大洪水に依り、西江、北江殊に廣東デルタ地方の被害大なるものありし結果、同年十二月三十一日總統令に依りて、廣東河政局 (Board of Conservancy Work of Kwantung) を組織し、河川の地形竝に水路の調査をなし、一九一五年には又洪水あり、乃ち西江及廣東港に關しては黃埔改修局の技師エツチ、フォン、ハイデンスタムを顧問となし、又デー、ダブルユー、オリヴァークロナを技師長に任命し、同年六月に測量を開始し、翌年六月に完了せり。其結果は一九

一五年「西江の測定」中に詳細記述せり。當時より著手し、其後一九二〇年頃迄に實施したる事業は、東江堤防竝に馬斯水閘の築造及北江の改修等となす。

一九二五年七月には改修局は廣東省政府の建設局に移管し、次で一九二七年十月には従前の組織に復歸したるが、同局は改めて南京國民政府の直轄に歸し、本局は局長の下に外支人技師を補助員とする技師長及支那人部より成る。

同局の支出する經費は局長、技師長及海關稅務司に依つて組織する執行部の監督に屬し、稅務司は會計官の職務を實施するものとす。其經費は一九二四年十一月以來毎月廣東海關收入より一萬四千兩を支給せり。

近年實行したる計畫は、(一)西江の河川調査竝に水利を實測し、之が改修に著手し、水閘の完成に依り、氾濫に依り被害を受くべき約九萬三千畝の土地を保護することを得、(二)北江の河川調査竝に水利を實測し、蘆包水閘を完成し、水害の防止に足ることとし、(三)東江には又馬斯水門を築造し、且つ馬斯の上方十「キロメートル」の水道は完全に築堤を以て圍み、約八萬八千畝の土地を保護することを得、水壩延長十、六九「キロメートル」を再建したるものとす。但し是等地方の改修は、動亂の爲に其事業の完成を妨けたる所あり。(四)珠江の調査をなし、既に廣東港に對する水道の改修計畫をもなせり。(五)廣東港の改修としては、沙面及黃埔要峯間に在る東河道の浚渫計畫あり、其地

峽は干潮面下深十五呎とし、延長四、八〇「キロメートル」の岸壁を築造し、廣東市と河南省外間に開閉橋を築造するものとす。經費は一九二八年七月迄に西江に對しては香貨六十一萬七千餘弗、北江に對しては九十五萬七百餘弗、東江に對しては四十七萬八千餘弗を支出せり。(The Far Eastern Review, Canton Delta Permutation, May, 1921; The China Year Book, 1919 pp. 662; " 1929—1930— pp. 233—234; Canton Annual Trade Report and Returns, 1926—1928)

### 第三節 貿易

#### 第一總 說

廣東の地勢は珠江、西江、東江及北江の本支流が縦横無盡に灌漑する豊饒なるデルタ中に存し、南支に於ける物資集散の中心市場たり。殊に西江の流域は雲、貴及兩廣の四省に跨り、會流して大河となり其支流が廣東三角洲を形成し、珠江は黃埔の下流に至りて東江と合し、西方容寄、甘竹等を経て西江の末流と合す。廣東のデルタは面積約三千平方哩に亘り、支那の最も肥沃なる沖積土にして、米の二期作、養蠶の八回收穫を見、其他甜菜、花筵、包蓆、果實類等産物豊饒なると同時に生絲工場を始め手工業發達し居るを以て、厦門、汕頭等と異り、貿易は順調にして著しく輸出超過を示し、而して人口又稠密にして、現にデルタ及其附近の地方のみを以てしても同省人口の半數以上を包容

するが爲に、外國品の輸入に求むること多く、自ら貿易額に於て上海、大連、天津、漢口等に亞ぐ。然れども從來(一)動亂戰爭相踵ぎ、(二)デルタを貫流する諸河川の汎濫崩潰の害甚しく、(三)手工業は古來世界的に發達せるも、鐵、石炭、其他工業原料、燃料等の供給を受くること困難なりし等の事情より、大工業の發達を見ず、又一方水路八十哩、鐵路百十一哩の近距離に於て世界的に設備完全なる香港に連絡し、之を利用するの關係ありしと同時に、經費不足の爲に河川の改修又は築港の計畫を遂行し得ず、従つて開港當時廣東の貿易は尙上海の數倍を占めたるものが、最近(一九二八年)に在つては上海に對せば内外總貿易額は其約五分の一、外國貿易額は八分の一以下に在るが如し、左に古來貿易の沿革を敘述せんどす。

#### 一 南京條約前の貿易

廣東貿易は其發達の起源古く、唐末宣宗の大中五年(西紀八五一年)アラビア商人スレーマンの旅行記に依れば、當時廣東に於ては、外國貿易船の入港するときは、支那の税關吏は貨物を保税倉庫に庫入し、恒春風の期間六箇月善良なる保管をなし、輸入品に對しては現物を以て三割の税を徵收し、其他の貨物を所有者に返還し、尙外國人に對しては商税に相當する特別税(Import Special)を課したりと稱し、尙當時廣東は敢て大都會にはあられざれど、支那全國主要都市二百餘の一に屬し、旺盛なる貿易港にして二十の都市を附屬し、市舶司の如きは唐玄宗の開元二年(七一四年)に存立を見、

貿易の中心地たり。其後明の嘉靖元年より同三十九年迄(一五二二—一五六〇)倭寇の害を受け、海禁を實行し、其間貿易に盛衰あり、市舶司も廣東の外寧波、泉州等を通じて廢置ありしが、嘉靖後には廣東に於て之を總括したることあり。清代に及び、康熙二十四年(一六八五年)廣東を始とし、上海、漳州(廈門)、寧波の四港を開放し、雍正八年(一七三〇年)及乾隆二十二年(一七五七年)には廣東貿易集中主義を採りたる爲め、廣東の貿易は次第に増加し、一八四二年五港開放以來上海、福州、廈門等の貿易は新に勃興し、就中上海の發達は廣東を壓倒したるものとす。(註一)

開港前の廣東貿易の状況を見るに、入港船は雍正の初(一七二四年)には外國船僅に四隻に過ぎざりしが乾隆四年(一七三九年)十五隻、同四十年(一七七五年)二十六隻(英船十三隻)、同五十年(一七八五年)四十五隻(英船二十八隻)、同六十年(一七九五年)四十七隻(英船三十二隻)嘉慶十年(一八〇五年)百一隻(英船五十三隻)に増加し、同二十年(一八一五年)七十三隻(英船四十七隻)に下り。道光五年(一八二五年)百三隻(英船六十一隻)に上り、同十三年(一八三三年)百八十九隻(英船百七隻)に達し、貿易額に於ては乾隆五十七年(一七九二年)には一千二百五十六萬餘兩(輸入五百六萬九千餘兩、輸出七百四十九萬餘兩)にして、英國は九百九十一萬餘兩を占めたり。其後の貿易の變遷を示さば下の如し。

輸 入 (千兩) 輸 出 計

一八一八年(嘉慶二十三年)	二六、二〇〇	黃埔 二二、九一五	二六、一〇九	五二、三〇九	英國二六、八八〇千兩を含む
一八二〇年(同 二十五年)	二五、七七三	黃埔 二一、七七三	一九、九七〇	四五、七四三	英國三二、五三〇千兩を含む
一八三〇年(道光 十年)	二七、〇七〇	澳門 四、〇〇〇	二五、〇九〇	五二、一六〇	英國四二、四〇〇千兩を含む
一八三二年(同 十二年)	二八、〇四六		二七、三六一	五五、四〇七	英國四一、六三〇千兩を含む

輸入重要品には棉花、阿片、錫、檀香木、羅紗、ラセイタ(ロングエルス)等あり、重要輸出品には茶の外に生絲、絹布類、砂糖、亞鉛等あり、殊に南京條約締結當時の十數年前より阿片の輸入著しく激増し、一八二九年には其額一千四百萬兩に達したり。而して國別貿易としては英國最も多く、前記一七九二年には總額の約八割を占め其後は五割乃至八割を占む。米國に對しては生絲を輸出し、銀を輸入するを以て、米國は第二位にして、總額の二、三割を占む。(註二)

次に廣東の關稅收入も大體は其貿易額に伴つて増進を示し、本關及各地分所の收入は、乾隆十四年(一七四九年)以降同四十年頃迄は四、五百萬兩なりしが、同五十年頃より急激に増加し、嘉慶十年(一八〇五年)には百六十萬兩に上り、其後多くは百四、五十萬兩を占め、同十五年(一八三五年)には又百六十七萬兩に上り、同十七年には百二十四萬餘兩に下りたり。(註三)

二 南京條約(一八四二年)後の貿易

廣東貿易は、南京條約前後は阿片戰爭の結果稍減退したりしが、又開港の結果上海貿易は一八四

四年に五百五十餘萬兩が一八四五年には一千百六十六萬兩に達し、更に一八四七年には二千五百三十四萬兩に、一八四八年には一千五百十八萬餘兩に減退したるに反し、上海貿易は各二百五十三萬餘兩(約一千二百萬弗)及二百一十一萬一千餘兩(約一千萬弗)に増加し。(註四)、其後咸豐十年(一八六〇年)の廣東貿易は三千四百六十七萬餘兩にして、一八五九年に於ける上海貿易の半額に過ぎざることとなり。一八六四年(同治三年)には二千八百八十五萬兩臺に下りたれど、其後稍増加して一八六六年には三千三萬兩、一八六七年には三千二百萬兩、一八六八、九年には各三百萬兩を占め、其後一八八五年(光緒十三年)頃迄著しき増進を示さざりしが、一八九〇年頃より漸く増加し、一八九一年以降は四千萬兩に上り、一八九九年よりは五千萬兩を越ゆるに至り、清末一九一〇年(宣統二年)には八千七百餘萬兩に達し、其後は一九一八年(民國七年)歐洲戰爭終熄當時迄一億兩臺を上下し、翌一九一九年には一億五千萬兩を突破したり。今一八八二年以降一九一八年に至る間に於ける外國貿易の増進を示さば下表の如し。

年	輸入(千兩)	輸出(千兩)	計(千兩)
一八八二年	一一、七二八	一八、一九一	二九、九一九
一八八五年	一四、三七一	一四、八一九	二九、一九〇
一八九〇年	一八、〇四五	一九、五五九	三六、六〇四
一八九五年	二六、五六七	二二、八九四	四九、四六一

歐洲戰爭後内外貿易共に増進を來し、一九一九年には一億五千萬兩に上り、其後一九二〇年に稍減退したる外は、逐年進展し、一九二二年以降は二億兩を越え、一九二六年は省港罷工事件に依る對英經濟絶交の結果、香港貿易を奪取したる爲に最高二億七千九百萬兩に上りしが、同事件解決後は反動的に減退を來し、一九二七、八年は何れも一億八千六百萬兩臺に下りたるものとす。

就中外國貿易に於ては稍趣を異にし、一九二二年以降増加し、一九二三年には最高一億六千餘萬兩に達し、翌一九二四年には稍減退したるも尙一億三千六百萬兩を示したれど、罷工事件を開始したる一九二五年には激減して九千萬兩に墜落し、一九二六年には一億一千萬兩臺となり、最近一九二七年以降各年若干の消長あれども尙従前の盛況を恢復することを得ず何れも同じく一億一千萬兩臺を出でず。

左に一九一九年以降最近最近迄の數字を掲ぐ。

一九〇〇年	二八、〇六四	二三、四二〇	五一、四八四
一九〇五年	二六、一七六	三七、三一六	六三、四九二
一九一〇年	三二、二一三	五四、〇二五	八六、二三八
一九一五年	二五、八七二	四二、一二七	六七、九九九
一九一八年	二七、二五四	五〇、四三六	七七、六九〇

一九一九年以降一九二九年迄廣東海關貿易對照表 (單位千兩)

年次	外國貿易額		內國貿易額		總額	再輸出額	內地通貨(入内地のみ) 貿易額(外向なし)
	輸入	輸出	輸入	輸出			
一九一九年	三,一三二	六,四四四	四,八七〇	六,三六八	一五,〇四〇	二,六八七	一,一七三
一九二〇年	三,五〇九	九,五七六	五,四九七	五,四七四	一四,五五九	四,七三二	七,七三
一九二一年	三,七三二	九,二四七	五,八二五	五,四三六	一四,〇八三	五,六二七	六,八
一九二二年	四,四九六	七,三三一	四,六二二	四,六二二	一三,〇八三	四,五七四	一,一五八
一九二三年	五,四三三	八,七四九	五,八五〇	五,八五〇	一三,〇八三	四,七九四	七,九〇
一九二四年	七,三八六	八,九六六	六,〇二二	六,〇二二	一三,〇八三	六,六九五	二,三四三
一九二五年	五,〇一九	六,三六八	六,二四九	七,一五三	一三,〇八三	七,三三九	三,五二九
一九二六年	三,三〇七	四,〇三〇	七,一六四	一〇,一七一	一三,〇八三	一,七九三	九,〇一八
一九二七年	四,九七三	四,八三三	六,三三四	六,三三四	一三,〇八三	一,三六〇	六,四一
一九二八年	三,〇九八	三,〇九八	七,三〇七	七,三〇七	一三,〇八三	一,四六五	七,三〇七
一九二九年	二,六八五	二,六八五	七,三〇七	七,三〇七	一三,〇八三	一,四六五	七,三〇七

(註一) 冊府元龜卷五四六、宋會要卷一二七、梁啓超中國文化史第八章 Voyage du marchand Arabe Sulayman en Inde et Chine redige n 851, PP. 54-5, 57-8

(註二) 廣東入港船數に就いてはモースの東印度會社對支貿易史の記載を粵海關志に掲ぐる所と出入あり粵海關志の記事疑あり (粵海關志卷二四) H. B. Morse, The Chronicles of the East India Company Trading to China Vol. II-IV)

(註三) 粵海關志卷十

(註四) The Chinese Repository X VII, P. 295-303

(註五) H. B. Morse Ibid, Vol. II-IV, R. M. Martin, China, Political, Commercial, Social Vol. II, PP. 148-9, ; China Maritime Customs, Decennial Report, 1882-91, 1892-1901, 1902-1911, 1912-21 ; // The Report on Trade at the Treaty Port in China, 1869, ; Canton Annual Trade Report and Returns, 1925-28, // Foreign Trade of China, 1922-28,

## 第二 最近ノ貿易狀況

### 一 概 況

一九二八年の廣東海關内外總貿易額は前年に比して約九十萬兩を減退し、一九二一年以來最も不振を極めたり、其主因は外國米及各種免稅貨物の輸入が前年の如く盛況ならざりし爲となす。而して稅收に於て三百七萬餘兩を占め、前年に比して十一萬餘兩を増加したるは昨年二月以降の關稅増徴を見越した輸入がありたる爲となす。又入出港船舶は八千百隻七百五十七萬餘噸にして前年に比して隻數に二百十隻噸數約二十萬噸を減退し、内河航規定に依るものに至つては五百八十餘隻九十



三萬七千餘噸にして、前年に比して三萬餘隻十餘萬噸を増加し、支那籍の小汽船は其増加著しく八十六萬四千餘噸に達し、前年に比して二十二萬餘噸を増加し、十年以來の最高記録を示したるは蓋し各航路安靖に歸し、東西北江一帯を通じて匪賊の出沒なかりしが爲となす。

## 二 重要外國品

### (イ) 外國及沿岸より輸入の外國品

當年輸入の外國品は四千萬兩にして、棉布類は六百萬兩、金屬類は二百萬兩を占め、其他雜貨は三千二百萬兩を占む、前年と約同額なれど、雜貨に於て三百五十萬兩を減退したるは、輸入外米、が前年に比して五百萬兩を減し三百萬兩に過ぎざる爲となす、外國米の輸入は免税なるが故に稅收に在つては影響なきものとす、其外米輸入不況なりしは、汽船運賃昇騰の上に内國米の激増したるが爲となす、米國麥粉は其市價が支那品に比して低廉なりし結果、其輸入は前年に比して十七萬三千餘擔増加の五十一萬餘擔に達し、外國糖は支那品に比して品質優良であり、需要多かりしを以て、二十一萬二千擔を増加し六十八萬五千餘擔に達し、就中日本糖の入津甚だ多く、瓜哇糖又少からず、競争劇烈の爲に市價著しく下落せり。

石油は前年の九百萬ガロンに減退したるは、主として西江一帯の在荷多かりしが爲なるが、又稅率の増徴又は電力の發達殊に自動車増加等に依るものとす。石炭は前年の三十萬四千噸に對して、

二十六萬一千餘噸に減退したるは、主として排日貨の影響に依るものとす。反之鴻基炭は前年に比し稍増加して六萬八千三百餘噸に達し、又其他各國よりの輸入炭は前年の二十三萬七千餘噸が十九萬三十餘噸に減退したれど、カルカタ及ダーバン炭の入津あり、若し排日貨が繼續したりとせば日本炭に代るべきものとす。燐寸は前年の十萬三千五百餘グロスが二十五萬二千七百グロスに増加し、多くは獨逸及和蘭品となし、土製品は輸出を増加したる爲に外國品を以て補充したるものとす。一方日本の燐寸原料は著しく輸入を減退せり。綿布類は前年と大差なく、棉貨市況は活氣を呈し、毛製品の取扱商は著しく損失を來し、市場滯貨多くして需要少く、商人は破格の安値を以て在庫品を處理したり。日本綿絲は上半期には好況なりしが、年末に至りては獨り英國品のみ市場に在りし爲に、地方の紡績業者は安價の日本絲を使用する香港工場と競争し得ざる爲に營業を停止せり。近來は人造綿花の發明あり、現在試驗期中に在るも、英國及埃及に於ては既に廣く種植し、將來試驗に成功せば、綿類工業上根本的變化を來すべく、本製品は生産費低廉なる上に、現時の各綿貨工場に適合するものとす。紙巻烟草は稍其輸入好況なりしが唯下等烟の需要を増加したるは、稅率過重の爲に價格に影響したるが爲となす。近年支那人はパイプを使用して喫烟するもの多くなりたる爲に烟草の輸入は若干増加したるものとす。人造生絲の輸入は前年に比して大差なきが、人造絹布は百分の九十五を占め、棉毛交織品の輸入は著しく減退し、電氣製品は從來日本より輸入したる

が、排日貨風潮の爲に反響を受くること少からず、又獨逸製品は小賣價格甚しく昇騰したるが爲に、又需要少かりしなり。寫真材料は、現行法に於ては凡そ契券及法律上の文件には副本を撮影して官廳に提出する關係上漸次其輸入を増加せり。

(ロ) 再輸出の外國品

當年外國及支那通商港に再輸出する外國品は一百萬兩にして、前年の半數に及ばざりしは、主として再輸出の石油を減退したる爲となし、殊に内地在庫品甚だ多く、需要を超過するものとす。其輸入は昨年三百萬ガロンありたるに對し、僅かに五十萬ガロンに激減したり。其他再輸出品の多數を占むるものは、各色染料、各種器械及棉布類等となす。

三 土貨貿易

(イ) 外國及内地通商港に輸出する土貨(再輸出の土貨を含む)

當年土貨の輸出は八千二百萬兩にして、前年に比せば五百萬兩増加し、其中三百萬兩は外國の輸出に依り他の二百兩は沿岸輸出となす。其原因は主とし土布及生絲の輸出を増加したる爲となす。土布の輸出は前年の九千三百餘擔が一萬七千餘擔に増加し、其運搬は戎克に依りしものは多く汽船を以て運搬することとなり、生絲の輸出は百分の四を増加し、前年の四萬七千四百八十二擔が四萬九千九百九十九擔に上り、屏絲は百分の七十五を増加し、前年の二萬九千三百十三擔が五萬一千三百

六十擔に上りたるは、近年絲業の不況に鑑み其成績極めて好良なりと謂ふべし。但し當地十年以上の經營に依る生絲工場は、苛税の爲に倒閉したるもの三分の一に達したり。蓋し生絲は奢侈品たるの故を以て、一擔に付税率大元百弗を徴したるに、上海に於ては僅かに三十元に過ぎざるが爲め之を六十元に減税し、又河川の航通平穩に歸し、且つ絲質改良する所あり、絲業發達を見られど、未だ完全の域には達せず、上等品の價格は大洋九百七十元乃至一千九十元を唱へ、上半期に歐米より需要多かりしが、其市價が昇騰せる結果、殆んど日本品と競争に堪へざる地位に在り、而して下半期には市場又平淡に赴き、就中米國との取引は沈滞する所あり、十一月中は全然取引なかりしが、クリスマス前に多少荷動あり、翌春或は轉機の傾向を見たるものとす。只廣州絲商はリオン及ニューヨークの商社と直接交易を開始したることは注目し價すべきものあり。人造絹絲の發達を見られど生絲市況に對して影響する程度に至らず、却つて兩絲交織品は益々好況を呈したり。

其他土貨として桂皮の輸出は前年に比し一割を増加し、六萬五千四百餘擔に上り、紅茶は又一割八分を増加し、一萬八千三百二擔に上り、近來廣州茶商は其混製及包裝に就て改良を加へたる爲に外國の好評を博し烟葉の收穫は多かりしと同時に北支烟葉貿易は戰爭の影響を受け、南支に轉輸せどとなり、本年の輸出高の四萬八千九百餘擔が六萬一千九百餘擔に増加し、麻袋(ガンニーバック)の輸出は前年に比して九割八分を増加し、六百二十四萬一千餘箇に達し、其中三割は外國に輸出し、其

他は揚子江一帶の沿岸を運回し後用に備ふ。本品の當地に輸入するものは、主として米の包装に使用する爲となす。錫鑛砂（ウオフラム）は從來獨逸に仕向けて輸出し、前年に比して六割二分を増加して二萬一千八百五十三擔に達し、土製燐寸は三十四割以上を増加して百三十五萬七千七百餘ダロスに達し海外華僑は日貨抵制期中日本品に代用したるものとす。而して本年は過多に輸出したる爲に外國品を倍額輸入し、地方の需要に充てたるが如し。

(ロ) 輸入の土貨

土貨の内國沿岸各港より輸入するものは、前年と大差なく六千三百萬兩とし、長江沿岸に於ては當年防穀令を撤廢したる爲に、當地輸入の米は前年の四萬四千七百餘擔が六十八萬四千七百餘擔に激増し外國米は之が爲に著しく影響を蒙りたり。只土産麥粉は前年の二十九萬九千八百六十八擔が下つて十二萬九千九百八十二擔となり、其市價昇騰したる爲に米國粉と競争する能はず、當年第四半季は各工會が活動を停止したる爲に、當地の織物工場は多く復業し、土布の輸入甚だ好況に在り、全年を通じ前年に比して稍増加し二十一萬一千五百三十三擔とす。支那炭の輸入は又減退し、前年の十六萬七千五百八十八噸が十五萬六千四百二十七噸に下り、其中撫順炭は五割三分、開灤炭は四割五分を占め、殘額の二分は他省よりの輸入に係るものとす。

四 内地通過貿易

(イ) 子口單に依る内地向外國品

子口單の發行は前年に比し増加して一萬四千七百六十五枚とし、其運賃は八十萬八千八百六十八兩にして、子口稅收入は一萬八千四百四十六兩とす。綿布類の内地移入は最も多く、前年に比して三十八割を増加し約七千八百疋に達し、白糖は前年の二萬擔が二萬五千擔に増加し、其他金屬類亦好況に在りしが、只パラフィンワックスは減退したり。

(ロ) 三聯單に依る外國輸出入土貨なし

(ハ) 運單付機械製洋式貨物

本項の貿易は前年に比して好況を呈し前年の五百八十四萬六千九百餘兩が六百四十五萬五千七百四十餘兩に上り内地運入貨物は綿布及麥粉を大宗とし、綿絲は前年の十一萬五千三十六擔が十三萬四千四百四十七擔に増加し、只麥粉は前年の二十五萬一千八百九十一擔が十二萬九千九百餘に下れり。

五 常關貿易

前記海關貿易の外に専ら戎克船に依る常關貿易あり、前年十二月赤禍の後本貿易は當年一、二月頃市況未だ恢復せず三月以降漸次起色あり、例年秋季の貿易は好況である。當年同期には排日貨風潮甚しく劇甚ならずとは雖ども、日本品の輸入は著しく減退したり。

廣東常關及陳村分關に於ける貿易總額は、前年の五千七百九十五萬三千餘兩に對し六千八百三十一萬五千餘兩を占め、稅收も亦前年に比し二萬六千一百兩を増加して二十五萬三千二百餘兩となり、陳村分關は又前年に比し八千九百十四兩を増加して三萬三千九百七兩を占め、外に當港常關には擔頭費（検査手数料）二萬九千八十七兩あり。

戎克船數は定期及不定期を合し、前年に比し稍減退したるも尙七千四百十九隻を占め、定期船は香港廣東線百九十六隻、香港陳村線百六十九隻、澳門陳村線百四十一隻とし、不定期船は輸入貨を運載するもの二千二百七十七隻、輸出貨を運載するもの四百九十四隻とし、其他は輸出入貨物を積載せざるものに係る。香港より米糖粳等を廣東に搬入するものは一千四百五十八隻、陳村には百十七隻、合計千五百七十隻とし、石炭を廣東に運搬するものは三百六隻、陳村には百八隻、合計四百十四隻とし、其他重木船百十三隻、石油船七十四隻、糖密船七十一隻、食鹽船十九隻、硝石船五隻、餘は普通貨物、碎石、棺木等を運搬するものにして、百七十二隻あり、出港の戎克船は廣東より木材及雜貨を運搬し、香港に仕向くるもの二百五十八隻、陳村より陶器を運搬し、香港に仕向くるもの二百三十六隻あり、廣東澳門間の戎克船は百八十六隻にして、陳村澳門間は百二十隻とす。廣東及各内國通商港を運航する入出港帆船は三百五十七隻あり、其中二百五十七隻は食鹽船とし、五十隻は鹹魚船とし、其他四十九隻は木材及普通貨物を運載して出港するものとす。而して汽船の廣

東及汕尾、水東等の商埠を來往するものは、前年に比し減退して百七十八隻三萬五千四百七十五噸とし、廣東香港間の戎克船は競争の結果四月より七月迄運賃を二割五分乃至三割引下げたりしが、不利多かりしより、八月に至り運賃の協定を行ひて一律となし、鐵及重木に對するものに限り特に二割五分減としたれども、其他の各貨に對しては割引を爲さず。

當年廣東常關の輸入貿易額は前年に比し八百二十六萬餘兩を増加して五千百二萬千餘兩に上り、陳村分關も前年に比し三十九萬二千餘兩を増加して五百七十九萬一千餘兩に上り、香港輸入の外國品は、數種を除くの外は前年に比し増加したれども、鰯は稍減退して一萬五千四百二十九擔となり、熟中牛皮も同じく減退して一萬八千九百九擔となり、米國油は前年に比し二十二萬ガロンを減退して三百一萬餘ガロンに下り、烟葉は八千擔を減退して一萬三千二百餘擔に下り、糖米粳等免稅貨物の輸入は二千八百六十八萬九千餘兩を占め、雞豚羊等は二十六萬八千餘兩、食鹽は八百三十二萬七千五百兩、鹹魚は二十九萬二千五百餘兩とす、免稅品中減退の甚しき例としては、砂糖は前年の百六十二萬七千餘擔より百二十三萬六千餘擔に、粳は五十五萬一千擔より十六萬九百餘擔に、雞豚羊等は二十六萬八百餘匹より十五萬三千百餘匹に下りたり。當年の輸入品總額中、免稅貨物三千七百六十六萬九千餘兩を控除せば、有稅品は一千九百十四萬三千餘兩となり、其輸入稅額は十五萬七千六百餘兩なるを以つて、稅率の平均は貨物の價格に對して千分の八に過ぎず。

當年の輸入品中前年に比して増加したる重要貨物を掲げば、下の如し。

	一九二八年	一九二七年
米	三、六二五、〇八三	三、二一九、二二八
鹽	一、六六五、五一五	一、六〇五、五五六
雞鴨毛	八、一三九	六、〇二八
麥粉馬鈴薯及豆	三九、六四七	三三、二五四
セメント	七〇、四四一	一一、六四八
石炭	七〇九、四〇五	一七一、五八七
椰子	一、九五〇、四二六	一、七二七、一一六
落花生	一六、五二一	一、六三五
糖蜜	一〇九、二九七	七五、八三九
籐	四七、三九九	三九、二五七
木材(硬木及チーク)	一八六、六四四	一七六、四五五

常關の外國輸出貿易額は、前年に比し百七十六萬二千八百餘兩を増加して一千十七萬五千二百餘兩に達し、内國各港に對する輸出が五萬九千五百餘兩を減退したるは、主として水東及仙尾方面に對する綿絲、草包蓆及麥粉等が不況なりし爲めとなす。雞鴨毛は甚だ好況にして、前年に比し三千九百十七擔を増加して二萬七千四百七十六擔に上り、該貨物は香港を仲繼として佛、獨、日本等に輸出するものとす。當年輸入を増加したる大宗貨物は、例へば竹竿は前年の二萬九千四百餘擔が三

萬七千二百八十七擔に、粗竹器は一萬六千一百七十擔が二萬四千四百三十一擔に、三等紙は三萬一擔が四萬二千七十六擔に、輕木梁は八萬二千五百擔が十五萬七千三百五十六擔に増加したり。澳門に輸出する石灰は三十四萬六千餘擔にしてセメント製造用に供するものとし、罐詰食物は二千八百七十擔を減退したるが、本品は米國仕向にして華僑の需要に供す、故ガンニールバツクは汽船運賃低率の爲に戎克船に影響し前年の百九十四萬三千餘個が七十九萬七千百餘個に下りたり。但し粗製品は稅率低さが爲に、尙戎克船に依るもの多し。

左に一九二八年海關内外貿易の細別を掲ぐ。(單位千兩)

外國品	一九二八年	一九二七年
外國及香港ヨリ輸入	四〇、〇八四	四三、四七一
支那各港ヨリ輸入	九三五	二、四四一
計	四一、〇二〇	四五、九一五
外國及香港へノ再輸出	五〇三	五六五
支那各港へノ再輸出	四八三	一、六九三
(主トシテ牛莊、天津、漢口、上海、梧州、瓊州、及北海等)	九八七	二、二五八
計	四〇、〇三二	四三、六五六

土貨

輸入(主トシテ前記諸地ヨリ)	六三、〇五六	六二、九九五
外國及香港へ再輸出	三〇八	三五六
支那各港へ再輸出	一三、三八九	一一、〇七四
計	一三、六九七	一一、四三一
純内國貿易總額	四九、三五八	五一、五六四
土貨ノ外國輸出	七三、〇三八	六九、六二四
土貨ノ支那各港輸出	九、一六〇	七、六三七
計	八二、一八九	七七、二六一
内外貿易總額	一八六、二六五	一八六、一八三
利純貿易額	一七一、五八〇	一七二、四八二

一九二九年の貿易は未だ海關各港統計が發表せされざるを以て、詳細に之を知り得ざれど、デリ  
 ーレターシに依つて數量のみは明となれり。今輸入品約二十種輸出品約十五六種に付前年及前々年  
 に比較するに、例へば輸入重要品中前年に比して増加したるものは、日本撫順及鴻基炭、石油、銀貨、  
 外國綿布類、金屬類、豆類、紙卷烟草、獸皮、落花生油、酒精等とし、減退したるものは前記以外の石  
 炭、綿絲、土布、麥粉、機械類、機械油、紙類、米、粳、白糖等となす。而して輸出品にして増加  
 したるものは、生絲、銀弗、桂皮、人參、草蓆、地蓆、紙類、紅茶、葉煙草等の多種に亘り、減退

したるものは僅かに綿絲、屑絲、繭、絹布、爆竹、燐寸、土布等に過ぎず。更に前々年に比せば、  
 輸入に於ては銀弗、毛布、金屬類、紙卷煙草、麥粉、機械類、落花生油、石油、紙類、米、粳、等  
 は何れも減退し、其他は増進を示し、輸出に於ては生絲、人參、土布、葉煙草に増加を見られたり、  
 其他は何れも減退せり。

左に最近三箇年間に於ける重要品の輸出又數量對照表を掲ぐ。

(廣東南洋倉庫會社調査に依る、但し一九二七年の石油は廣東海關年報に依り改む)

輸入品

石炭	一九二七年	一九二八年	一九二九年
撫順炭(噸)	六二、八九六	四四、四一二	九一、三八四
鴻基炭(同)	五六、二八七	五〇、二〇六	五六、九六八
日本炭(同)	一八八、八二五	八二、五〇八	八二、九八四
開平炭(同)	四二、三八九	五六、六〇五	五一、九九〇
其他(同)	二六、五五九	二九〇、九九六	一〇二、八九三
計(同)	三七六、五五六	五二四、七二七	三八六、四一九
石油			
米國油(ガロン)	七、六五六、三七〇	四、八八〇、〇二二	六、一八一、四七四

第一章 廣東

ホルネオ(ガロン)	五二二、九五一	六六四、九九八	九一六、六四〇
スマトラ(同)	二、四〇七、七八五	二、八一五、五三五	三、〇二六、四五七
計	一〇、五八七、一〇六	八、三六〇、五三五	一〇、一二四、五七一
金條(海關兩)	三、〇〇〇	三、〇〇〇	
銀條及錠(同)	三、〇〇〇	二、四〇〇	
銀貨(弗)(箇)	二、二二三、六五〇	一、〇三五、二二〇	二、一〇八、八〇〇
同(二十仙)(同)	八、一二六、一〇〇	二、六一五、八五〇	一四、六〇二、二九五
香港五仙貨(同)		二四四、〇〇〇	
金貨(英)(同)	三、五〇〇		
同(米)(同)	五〇〇		
綿布(疋)	八四五、七八四	七二九、一〇二	九〇二、四四〇
綿絲			
印度絲(擔)(英)	八、六五二	一九五	三、一七九
日本絲(同)	三六九、七五〇	三、一一五	二七八
土絲(同)	三七八、四〇二	三八二、一〇二	三七一、四四五
計	四二、八七八	三八五、四一二	三七四、九〇二
土布(擔)	七三、八六三	二八、五九二	一九、六三〇
毛製品(疋)	五四八、八七二	四九八、〇七八	三四七、三六〇
金屬類(擔)	二〇八、七一九	一七〇、四四五	一八七、八一〇

輸出品 (包再輸出)

豆類(同)	八〇三、一二〇	九五一、一一六	一、〇八八、八七〇
紙卷煙草(千本)	一、二五八、一六七	六三、四一九	一一七、四六九
麥粉(擔)	六一〇、四六九	七六四、四五五	六〇二、五七一
皮革(同)	一四、五九〇	六、二九八	七六、二九六
機械類(海關兩)	二六六、七六九	一九五、五六二	一、〇三四
コンデンスド、ミルク(擔)	七三、二一五	八、四四七	一五八、九九七
落花生油(同)	二五八、二三二	一七〇、〇九一	七、七五二
機械油(ガロン)	五七五、一二五	五四三、九二九	一八一、六二四
紙類(擔)	一九三、二〇九	一八四、二四一	四七六、三二七
米及類(同)	一、七一六、〇二二	一、三三〇、四九三	一四七、九九九
酒精(ガロン)	九七、〇二七	一三一、九八五	六二五、六〇六
白糖(擔)	四九四、八三〇	七一〇、四九六	二五六、五〇一
パラフィンワックス(同)	七七、三二八	一二五、八四七	六八五、〇一一 (精糖)
			八五、〇八〇 (包む)
生絲(擔)	四二、一九三	四九、四九〇	五九、〇五二
屠絲(同)	三二、九三六	五〇、〇六九	四八、六三七
繭絲(同)	五、八四六	四、九〇二	一、一五七
絹布(同)	六、六七五	六、九〇二	六、〇三八
銀條及錠(海關兩)	一〇、〇〇〇		

第一章 廣東

銀貨(弗)(同)	八一、八四〇		七一五、五〇〇
同(二十仙)(箇)	六六二、五〇〇		三、〇〇〇
豆油(擔)	二四	四七九	一三九
豆類(同)	六、七九八	一二、三六六	三、二八二
桂皮(同)	九九、七七一	八二、五九九	九九、五四八
鷄鴨毛(同)	六六九	七	八
爆竹(同)	四八、一一四	三八、六三七	三三、八三五
人參(同)	五〇、九三六	五二、二八一	五三、八三四
鱗寸(クロス)	三一四、三五三	一、二五八、四四六	二九三、六三九
草蓆(箇)	六、五五一、六六四	四、八〇八、一五二	四、九一六、六六二
地蓆(卷)	八三、八五五	四八、二五九	七三、九〇四
土布(擔)	一七、八八四	二七、一〇四	二二、〇二一
紙類(同)	一六、二〇二	八、八四〇	一〇、〇〇〇
紅茶(同)	一五、八一二	一六、九八五	一七、五四二
葉煙草(同)	四六、九一五	五八、六七二	六八、一九四

前記重要品數種に就いて、左に當地物産會社其他の調査を參酌し、其狀況を概説せんとす。自ら前記數字と異なるものあり。

輸入品

一 石炭。本年一月初廣東三井物産株式會社出張所の調査に従へば前記海關デリレターンに

比し其數量多く昨年は一昨年の輸入總額四十七萬五千餘噸に對して五十萬一千餘噸に達し臺灣炭を筆頭とし撫順炭、海防炭、ボルネオ炭、印度炭は何れも増加し日本炭、ホンゲイ炭、開平炭は減退したり各炭の増減數を示さば左の如し

廣東輸入石炭數量

炭種	一九二九年	一九二八年
日本炭	九、〇八九噸	九、一九一噸
臺灣炭	一一四、九七七噸	九五、八六五噸
撫順炭	九七、七五四噸	八七、六七八噸
開平炭	五六、五二八噸	七五、三六二噸
鴻基炭	二七、七六六噸	二八、三九〇噸
海防炭	五八、三三八噸	五二、五八九噸
ボルネオ炭	七五、八三七噸	六六、五〇一噸
印度炭	四三、〇一九噸	四二、三二五噸 (四月ヨリ)
山東炭	三、七六〇噸	五、四一七噸
土炭	一四、一五〇噸	一二、三五〇噸
計	五〇一、二一八噸	四七五、九三八噸

(一九三〇年一月六日廣東三井調査)

廣東は從來臺灣炭の獨占市場たる觀あり、多きは三十萬噸餘りを占めたりしが、近年排日貨の



影響に依りボルネオ炭、印度炭等の侵入あり、生絲工場等に供せられ、用途同じかりしより何れも勁敵たり。

當地石炭を用途より分たば、生絲工場及電燈會社各約六萬噸、鐵道局約五萬噸、水道局約一萬千噸、兵工廠約一萬噸、セメント廠約一萬六千噸、造幣廠約六千噸、其他工場約七千噸、バンカ一用として汽船に約一萬四千噸、小蒸汽船約十三萬噸、家庭用一萬二千噸、奧地向一萬二千噸、石炭工場七萬噸(香港よりの分約三割あれど、前記數量中に含まず)となす。

當地輸入の土炭は無烟炭多きも、其品質悪しく、最近一箇年一萬四、五千噸に過ぎず、廣東省内に現在炭礦四箇處あり、多少新式法に依り採掘し居るは一箇處のみとす。他の貨物と異り、動亂土匪の被害等已まざれば、容易に外國炭と就争すること能はず。

二 酒精。本品は從來多きは六十萬ガロン臺に上り、平年四十五、六萬(ガロン)を占めしが、近年約八割を使用したる混酒に對する取締制限嚴重となるに至りしが爲に、次第に其數を減退し、其他醫藥用又はワニス製造用にも之を供し、又は兵工廠の無煙火藥製造用として一箇月二、三百箱乃至五百箱を使用すと云ふ。當地の輸入數量は、一九二六年當時は尙三十萬ガロンニ達したりしが、一九二七年には約二十萬ガロン臺に、一九二八年には約十三萬ガロンに下り、而して一九二九年には前表の如く二十五萬六百餘ガロンに増加したれど、尙平年の數量に及ばず。

當地市場に在る酒精は主として臺灣品及瓜哇品となし、汽船に依るもの約八割は臺灣品に屬し、香港經由の上英國品として輸入するものは殆んどなし。瓜哇品は品質優良にして九十五、六度なるが、臺灣品は九十四度に過ぎず、従つて臺灣品は瓜哇品に比して一箱(八ガロン入)二斗入五、六仙十低廉とす。藥品其他用途に依つては價值高きも、皆瓜哇品を需要す。只臺灣品は箱入故に瓜哇品の如くドラム入にして容器を返送するが如き煩瑣の手續なく便宜なりと云ふ。臺灣品中に於て臺灣製糖の製品は、量多く最も好評を博し、他の臺灣工場品に比して一箱に付十仙乃至十五仙高く、之に次くものは鹽水港製糖品とし、其他は新高及明治兩工場製品にして下位に在り。

三 糖蜜。本品は主として製酒用に供し、又醬油製造の原料たり。一九二六年には二十一萬餘擔なりしものが、一九二七年には十四萬餘擔に減退し、一九二八年には増加して二十三萬擔に達したり。其大部は爪哇品にして約九割を占め臺灣品は残り一割位となす。而して臺灣品は品質不良にして又一定せざるが故に、爪哇品と比して遙かに低廉に非れば取引なきが如し。

四 砂糖。本品は赤糖、白糖及精糖の三種に分るも支那人は精糖をも亦白糖として取扱ひ居れり。

赤糖は一九二六、七年には一萬二、四千擔臺なりしが、一九二八年には三萬九千餘擔に増加し、白糖は一九二六年には八十萬擔を占め、一九二七年には五十六萬擔に減退したりしが、一九二八

年には三萬九千餘擔に増加し、白糖は一九二六年には八十八萬擔を占め、一九二七年には五十六萬擔に減退したりしが、一九二八年には百萬擔を越えたり。(九龍及九廣鐵道に依るものを含む、前記日計と合せず)

砂糖の需要状況を見るに、日本精糖臺灣精糖及耕地白糖、爪哇糖及香港大古精等を消費す。臺灣精糖又は爪哇のソフト糖は菓子、饅頭等に使用し、爪哇品は又砂糖漬用に供す。日本の精糖は香港糖及爪哇糖と競争の地位に在り、大古精糖は上下品質五、六種に分れ、臺灣糖の競争品は其第三號品となし市價約同じ、支那人は爪哇ソフト糖は甘味多きを以て、同一價格ならば需要多し。但し爪哇ソフト糖は近來生産額多からず。香港大古精糖も近來其産額甚だ少く昨年排日運動の際に一時的に入津を増加したるのみ、最近に於ける各糖の輸入歩合は爪哇糖七割半、香港糖一割餘、臺灣及日本糖一割餘となす。但し日本糖と臺灣糖とは時々變遷あり、従前は臺灣の耕地白糖多かりしが、最近では日本精糖多くなれり。

市價は本年春頃爪哇糖廣東小銀倉渡值段第二十四號が十一弗五十仙、第二十二號が十一弗十仙、爪哇ソフト糖が十二弗六十仙、日本糖が十二弗五十仙、香港大古糖第三號が十二弗八十仙乃至十三弗位を唱へたり。(小賣値段)

五 棉布。本品は數年前迄は日英等外國品の輸入大部を占めたりしが、一九二五年には日本品百二十餘萬兩、英國品五十九萬餘兩に對し、土布は百一十一萬餘兩となり、一九二六年には省港罷工事件當時なりしを以て、日本品二百五十九萬餘兩を占め、土布は二百萬兩を越ゆるに至り、一九二七年以降は日本品は英國品に比し減退して四十萬兩臺に下りたり。而して同年英日其他外國品の二百五十二萬餘兩に對して、土布は二百四十五萬餘を占め、一九二八年には外國品の二百五十八萬餘兩に對して土布は二百五十七萬餘兩臺を示し、前表に依れば昨年は一層減退したるが如し。

六 棉絲。支那絲は近年棉布に比して一層外國品に對し増加を來し、一九二七年には外國品の七千餘擔に對して二十一萬一千餘擔を占め、一九二八年には外國品の三千五百餘擔に對して二十一萬四千餘を占め、外國棉絲は主として日本品となし、印度品は其數少し。例へば、一九二七年日本絲は五千九百餘擔を占め、一九二八年には一千八百餘擔を占む。印度絲の數量に就ては前表と出入あり、支那絲は殆んど大部上海製品に係り一部山東品となすも、前表の數字に比して著しく少額なるは疑を存す。

七 海産物。由來香港には平年日本品及支那近海品並に沿岸品を合計せば、年額約三千萬弗(香貨)の海産物を輸入し、中一千五百萬弗は日本品となし、約八百萬弗が支那近海品、七百萬弗が支那沿岸品と看做され、是等海産物は、汽船に依る外民船に依り廣東に輸入せらるゝが、海關を通

じて輸入するものは實際數より著しく少額なるべく、一九二五年には二百三十八萬餘兩にして、支那品は六萬七千餘兩とし、一九二六年には著しく増加して五百十六萬餘兩に達し、支那品は十二萬六千兩とし、一九二七年には激減して百二十六萬九千五百五十二兩となり、支那品は十一萬一千七百餘兩とし、一九二八年には稍増加して百三十九萬餘兩に上り、支那品は二萬九千餘兩とし、其他に戎克船に依る常關經由のもの相當額を占むべきものとす。

外國品中には日本品及米國品を主とし、日本品は北海道、朝鮮、臺灣及其他内地品となし、支那人及日本人に依り香港經由を以て輸入せらる。米國品は専ら加奈陀品にして、外國商人に依り香港に輸入し、香港支那商人の手に依り轉輸せらるゝものとす。支那品は安南、暹羅、新嘉坡其他南洋近海に於て採取せられる近海品又は支那沿岸即ち福州、汕頭、寧波、香港、澳門地方に於て採取せられたる沿岸品とし、支那商人の手に依り香港經由の上、又は直接に輸入せらるゝものとす。海產物輸入の約三分の一廣東市及附近地方に消費せられ、約三分の二は西江沿岸、佛山、肇慶、都城、德慶、梧州、江門及粵漢線沿路及韶州方面に迄消費せらるゝものとす。

八 燐寸。本品は、歐洲戰爭後當地の生産額頗る増加すると。同時に兩廣全部の消費高は一箇年約八萬噸（一噸五十グロス入）とし、之に對する廣東省の生産力は今日より十年前迄は二、三割に過ぎずして、其他は殆んど日本品を以て補給し來り。一九一七年には日本品の輸入五十四萬グロス二

十四萬八十兩にして、同省產品の輸出高は八萬四千餘グロス三萬四千兩に過ぎざりしが、一九一九年には日本品は三十三萬餘グロス十四萬五千餘兩に減退し、同省產品の輸出高は五十七萬五千餘グロス二十五萬二千餘兩に激増し、其後外國品の輸入は漸次減退したるに反し支那產品は益々増加し、一九二五年には日本品を主とする外國品の輸入は四萬二千グロス一萬二千餘兩に減退し、當地產品は輸出は八十一萬七千餘グロス三十四萬五千兩に上り、同年外國原料品の輸入は之が爲に二十二萬餘兩に達し、一九二六年には外國品の輸入は増加して二十八萬餘グロス九萬六千餘兩を占め、當地產品の輸出は五十萬グロス二十七萬七千餘兩に減じ、外國原料の輸入は二十八萬二千餘兩に達したりしが、一九二七年は排日貨運動等の爲に外國品の輸入は十萬三千餘グロス三萬五千九百餘兩に減じ、又時局の爲に當地產品は三十萬七千餘グロス十一萬一千餘兩に減じ、外國原料の輸入も二十萬五千餘兩に下りたり。一九二八年は同じく排日貨の影響を受け、日本燐寸は當地產品並瑞典品の爲に驅逐され、外國品の輸入は二十五萬二千グロス八萬兩に増加し、又日本產の燐寸原料も其輸入を減退したる爲に、外國原料の輸入は約半減して十二萬餘兩グロスに下り、反對に支那產原料は前年より輸入を開始し、同年は三萬八千餘兩を占むるに至り、當地產品の輸出は激増して最高百三十五萬七千餘グロス五十七萬一千餘兩に達したり。然るに一九二九年には主として瑞典燐寸の活躍と原料不足とに依り、土製品の輸出は前表の如く二十九萬一千餘グロス

に激減したり。瑞典の燐寸は當地市場に侵入し其利益を壟斷するに至り、支那産品に對するのみならず我國製品に對しても亦勁敵たりしを以て、瑞典燐寸に就て附説せんとす。

瑞典の燐寸工業は全世界を目標となし、佛に於て其專賣權を握り、一九二八年には日本燐寸工業にも投資したるが如く廣東市場に喰ひ入り、第一に當地製品並に日本品の市價一箱三十七八元を一落二十一元に値下しめ、當地製品に對して尙一箱一元五十仙以上の値開あり、小賣商を其手に收め、當地製品は最近雲南方面に販路を擴張したるが、又瑞典燐寸の爲に其市場を獲得せられたるものとす。一方廣東品は一九二九年六月蔣介石が廣西派の勢力抑壓手段として全國に軍用品の輸入を禁止し、爆薬及其類似藥品に對して護照の發給を停止し、燐寸原料の藥品赤燐も亦其供給を絶たれ、商會側より數回嘆願する所ありたるも效なく、自ら瑞典品の販路擴張に絶好の機會を與へたり。瑞典品は主として獨逸及和蘭を經由して當地に輸入し、廣東輸入の瑞典燐寸の商標は南北統一マーク廟宇マーク、飛虎マーク、轆輪マーク、地球マーク及玫瑰樹マーク等となす。以上の情態なるを以て、廣東の燐寸工場は従前二十有餘箇を算したりしが、今や十餘箇に減じ、何れも氣息奄々たるものとす。

輸出品

一 生絲。本品は廣東特産物中の大宗にして其輸出額は從來總輸出高の五割乃至六割を占め、

絹布(一箇年八百萬兩乃至一千一百万兩)を加へば其六割乃至七割を占め、産出額は平年約六萬擔内外五千餘萬兩にして、白經絲最も多く、屑絲を加へば六千萬兩臺に達すること稀ならず。

一九二五年には五千六百七十餘萬兩なりしが、漸次減退し一九二八年には減少して四千四百八十餘萬兩となり、數量に於ては一九二五年及一九二六年は何れも五萬擔を越え、一九二七年以降は五萬擔を下り、一九二七年には四萬七千餘擔となりしが、一九二九年には前表の如く増加して最高五萬九千擔に達したり。但し絲價低落したるを以て、(昨年市價は種類により八百五、六十弗乃至千百弗以下となす、)其價額に於ては著しき増加を見ざるべし。屑絲は同上期中に於て多くは四萬擔を越過し、一九二八年には五萬擔に上りたるも、一九二七年は二萬九千擔に下りたるものとす。(前表に依れば三萬二千擔とす、)繭は各年多くは五千八、九百擔に達したるも、一九二六年には二千九百餘擔に下り、一九二九年には一千百餘擔に激減したり。左に一九二五年以降に於ける輸出對照表を掲ぐ。

		一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
生絲	數(量擔)	五四、四五五	五二、九九六	四七、五七六	四九、二二六
	價(額千兩)	五六、七〇五	五五、八五五	五二、九三二	四四、八四四
繭	同	五、九三〇	二、九〇三	五、九一五	五、八八六
	同	六七四	三四五	六二〇	六一八

生絲輸出額 (一袋八十斤入)				屑絲輸出額 (一袋百斤入)				
歐洲		アジヤ及アフリカ		歐洲		アジヤ及アフリカ		
米	計	米	計	米	計	米	計	
一九二二年(袋)	八五八	二一五	三、七四六	四、三三六	六〇八〇	—	三、九二一	二、七九一
一九二三年(同)	五、六二五	二七二	三、七〇七	五、九三〇	一八、二九一	—	二、〇三七	三、〇三八
一九二四年(同)	一〇、七七一	一、六三	三、〇三八	四、〇九一	一七、八三	—	一、七三六	三、五〇三
一九二五年(同)	三、五四二	三三〇	一、八五一	四、二四一	三、四三三	—	一、六七七	三、九一四
一九二六年(同)	—	—	—	—	—	—	—	—
一九二七年(同)	二〇、三三三	空	三、三三九	四、三五四	二〇、三三三	六四	二、一一〇	三〇、三三三
一九二八年(同)	二、七五八	四	一、八〇五	三、五六九	二、七五八	三	二、七四七	三、五六一
一九二九年(同)	三、三〇五	一〇四	一、七九六	四、一八七	三、三〇五	三	一、七三三	三、五五二

生絲の仕向地は主として歐米に對し、一部は亞細亞又は阿弗利加に對するものとし、歐洲向は佛國大部を占め、伊太利に對しては若干屑絲を輸出するのみとなす。約十年以前迄は歐洲向は米國向より概して多かりしが、近年は反對の傾向を示せり。

一九一二年以降一九二〇年迄各年最低一九一九年の三萬四千餘袋(一袋八十斤入)より最高一九二〇年の六萬六千袋にして、各年平均せば四萬五千九百餘袋となす。其後一九二二年以降一九二九年迄の輸出額を示さば下の如し。(廣東生絲組合報告に依る)

次に最近一九二九年—一九三〇年季(一九二九年五月一日以降同年十二月三十一日迄)の各社別輸出數量を擧ぐ。

生絲 (八十斤一袋)

商社	仕向國	英	佛	伊	アジヤ及アフリカ	米	計
カサ	タイ	—	—	—	—	—	—
カサ	タイ	—	—	—	—	—	—
パーク	インド	—	—	—	—	—	—
信	益(佛)	—	—	—	—	—	—
信	益(佛)	—	—	—	—	—	—
信	益(佛)	—	—	—	—	—	—
信	益(佛)	—	—	—	—	—	—
信	益(佛)	—	—	—	—	—	—
信	益(佛)	—	—	—	—	—	—
信	益(佛)	—	—	—	—	—	—
信	益(佛)	—	—	—	—	—	—

第一章 廣東		第二章 廣東	
商社	仕向國	英	佛
カサ	タイ	—	—
カサ	タイ	—	—
パーク	インド	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—
信	益(佛)	—	—

商社	仕向國					計
	英	佛	伊	米	計	
的	15					15
時						
志		100	100			200
渣		150	100			250
信			100			100
三井物産(日)						
泰和(米)	25	100				125
和(瑞西)	10	100				110
其他				60		60
計	15	250	200	60		525
同						
泰						
三井物産(日)						
信						
渣						
志						
的						
計						

屑絲 (百斤一袋)

合 計 二四五〇 一三九〇 三101 一七二五 六六六六

前は左表の如く主として歐洲諸國に輸出し、佛國に對するもの大部を占む。

(一袋七十五斤入)

商社	仕向國					計
	英	佛	伊	米	計	
志						
時		1599				1599
渣		500				500
泰和(米)						
和(瑞西)		2096				2096
計		1995				1995
同						
泰						
三井物産(日)						
信						
渣						
志						
的						
計						

前に掲げたる諸表の數量は組合商社の手を経由するものに依り、其他支那人商人の取扱に係るもの多少あり。

生絲の主たる産地は桑園の存せる順徳及南海の兩縣となし、番禺、新會等の縣之に亞ぎ、又三水、香山、東莞、鶴山等の地方に於ても繰絲少からず、製絲工場は三角洲二百五十平方哩間に百五六十箇處あり、殆んど順徳、南海兩縣に限り順徳縣下最も多く、南海縣之に次ぐ。工場の規模は大なるは七、八百釜位のものありしが、現在多くは四、五百釜のもの多し。

收穫は七回以上にして、四月以降九月頃を普通となし、六、七作を最良とし、一、五作之に次ぎ二、三、四作等は不良となす。其飼育法宜しきを得ずして、掃立蛾量に對する收繭量は日本の半にも及ばざると、同時に製絲量も亦製造方法幼稚なるが爲に、繭五斤乃至五斤半にして生絲一斤を得るに過ぎず、日本の約六割にして、六夕の歩留となす。

廣東絲の種類は製法に依り分たば、器械絲、足踏絲及坐繰絲の三種とし、(一)器械絲は新舊兩式あり、舊式絲は直繰絲にして、四角物(米國向)と六角物(歐洲向)とあれど何れも品質不良なり。

新式絲は一九一八年以來初めて市場に出現したる再繰式生絲にして、繭の重量内容大さ等日本絲と同じきものとす。(二)足踏絲は坐繰の進歩したるものにして一時坐繰絲に代りたるも蒸氣器械絲の爲壓倒され、其數を激減せり。又同品には工場組織のものと家庭工業のものとあれど、後者は品質不良なり。地方にては之を使門絲と云ひ、當市場にては Native Best No. 3 又は七里絲と稱す。(三)坐繰絲は足踏絲に比し一層品質不良にして、其装置及繰絲法も共に極めて粗雑にして、内

地向又は印度向輸出品となす。印度向に Punjin と稱する坐繰の一種あり、原料繭としては特に同孔繭又は穴開繭を使用す。

廣東絲を通じて其の長所としては、(一)値段の低廉なること、(二)纖維揃ひ細大班の少きこと、(三)粗製絹織物の原料に適すること、(四)半練製品の原料に適すること等なれども、缺點としては、(一)繭質不良にして繭絲は大造種と輪月種とあり、色澤悪しく且つ共に皮層薄く膠質多く、染着力に乏し、(二)繰法悪しく、直繰式に依るものは整理悪しき爲に切斷多し、但し日本絲に倣ひ再繰を大部採用するに至りたるものは、比較的弊少きものとす。而して根本問題たる繭絲の改良法に關しては、十年前より既に計畫する所あり、廣東繭絲研究會等の努力もあり、又各商業會議所並に外交團を通じて政府の補助をも請願したることあり、其後今日より數年前に若干改良を加へたることあれど、現在尙一般地方の生産者は老年者多く、舊式法を墨守し自覺せず、近き將來には改良の效を擧げ難き事情の下に在り。然れども昨年は政府の命令に依り、總商會側より當地實業家馬伯年は嶺南大學繭絲科の教員と共に渡日し、本業に就き調査研究する所あり、又絲業銀行等の計畫もあり、己に其事務所を設置せり。

現在の情況は廣東絲は日本のスソ物にさへ及ばず、大部縮緬の横絲に使用するに過ぎず、米國に在つては廣東クレプとして秋季の流行物に對する原料として輸入しつゝあり、若し本流行物に

充つるを得ざるときには獨り捺染物の粗布原料となす外なし。

廣東の製絲業に蠶繭が多化性なるを以て、日本の如く特に多額の資本を要せず、五百釜の工場にて毎作に資金は從來六、七萬弗を以て足ると云ふ。而して一般製絲家は資力薄弱なるを以て、多く地方の錢莊、富豪又は廣東の生絲問屋より之が融通を受く。従前生産地よりの生絲は主として解に依り當市問屋の倉庫に藏道したれど、近年多くは外國銀行より資金を仰ぐが爲に、沙面外國銀行の倉庫に保管す。

昨年來生絲市價竝に銀爲替下落の結果、従前より買入れたるものが本年は一萬俵餘のすどづくに上り、本業開始以來未曾有の現象を示した、今後紐育方面の在庫品拂底後にあらざれば、荷動困難なるものとす。

最近の傾向として注目すべき事實は、所謂廣東人が廣東絲を輸出せんとする趣旨を以て、當地支那人が直輸出を開始したることにして、一昨年より昨年に亘り數軒開店したるが、昨年十二月には紐育方面取引市場の波動を受け佛國リオンの大生絲商 *Durieux* が倒閉したる結果、當地支那人の生絲輸出商に影響したるものとす。又當地外國商社側に於ても、市場不況の爲に昨年數軒閉業したるものあり、三菱系の日本生絲の如きも亦同じく閉店したり。但し本年に至り殊に日本生絲界が絲價補償法に依つて不自然なる高價を維持し居る反面、支那生絲は銀貨安の爲に、漸次米

國市場に於て日本絲の勢力を抑制する傾向あり。例へば昨年七年以降本年二月迄の兩種生絲の紐育に於ける消費状態を對照せば、下の如く、支那絲の最近市況は昨年末に比し著しく有望となりたるを知り得べし。

四年	日本絲	支那絲
七月	四三、五三五	六、二九〇
八月	五二、一六〇	七、〇二五
九月	四五、六三五	七、一四四
十月	四八、七二五	五、八二八
十一月	四五、七六四	三、七一
十二月	三八、六八五	四、三六四
五年		
一月	四七、七九五	八、七〇八
二月	四〇、二九二	八、二二

終りに當地生絲に對する課税を見るに、従前に比して多くは増加し、現在の税種税率は下の如し。

順徳ヨリ廣東市迄(約五六十哩間)ノ製品一擔ニ付

厘 金

十四佛三十三仙

砲 臺 税 (厘金ノ一種)

十弗 四十仙



第一章 廣東

廣州府稅

輸出稅(本稅)

二弗 十仙  
八弗  
合計 三十四弗五十三仙

廣東附加稅の創定以來、生絲の輸出に對しても亦四弗を加徴したりしが、商人團體より輸出奨勵の爲に政府に陳情したる結果、昨年秋頃より之を廢止し、前記の如く八弗の本稅のみとなれり。

二 蓆類。本品中には草蓆(床用)草包蓆及地蓆等あるも、包蓆は輸出品の巨擘たり。包蓆の原料は蒲草即ち蘭草にして、產地にては之を節草又は香蒲と稱し、當省雷州半島の特産たり。又肇慶府東筦地方にも之を産す、本來同種なれど、雷州産品は莖稍大にして肉厚く、堅靱且つ彈力あり、能く摩擦に耐ゆ。而して雷州産品は大枝種及細枝種の二種あり、前者は包蓆に適し、後者は花蓆に適す。

蒲草の利用は相當古き時代より開始したるが、包蓆の製造は最近二、三十年以來に發達を見、例へば現在海康縣域に於て包蓆を取扱ふ商人は十餘軒あり、何れも民國元年前後の開業と云ふ。民國十六、七年頃同事業不況當時に在つても、海遂兩地方の人口五十餘萬中、同業に關係して生活する者十萬人に達せりと稱す。

從來廣東省内より輸出する各種包蓆の各年數量は、約二千五百萬枚乃至三千萬枚内外に達す。民國元年以降同十六、七年頃迄の數量及價額は下の如し。(嶺南大學農科院叢書第一號)

民國元、二年	七、八年	九、十年	十五、六年	十六、七年	一箇年輸出枝數(每枝八十二張)	價額
同	同	同	同	同	三〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
同	同	同	同	同	三八〇,〇〇〇	五,〇〇〇,〇〇〇
同	同	同	同	同	三五〇,〇〇〇	四,〇〇〇,〇〇〇
同	同	同	同	同	二五〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
同	同	同	同	同	二〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇

包蓆の品種は、普通用途に依れば六種に分れ、即ち(一)絲京帆は日本生絲の荷造用となす、(二)茶蓆(青蓆)は茶箱用に供す、(三)摺蓆は敷物用となす、(四)大蓆は雜貨の荷造用となす、(五)糖蓆は砂糖の荷造用となす、(六)斗蓆は暹羅米其他米穀の荷造用となす。

蓆類の輸出港は廣東及拱北、九龍、江門、三水等となし、仕向地は日本、臺灣の糖包、茶包に供するものは約三分の二を占め、東三省の鹽包に供するもの三分の一を占め、一部は省内各地に運搬して席用又一式の包裹用に供するものとなす。

左に一九二五年以降一九二八年迄の各蓆類の廣東及三角洲諸港より輸出したる數量價額を掲ぐ。

廣東(草包蓆)	草	千箇	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
			三、一五八	三、七七三	四、一〇七	三、六七八
地	千箇	一、九一六	一、七一九	一、八一	一、四六三	
		三、三〇二	八、九二五	二、四八〇	一、四六二	
蓆	千箇	二、七二七	七、六五	二、一〇	一、一六	
		六三	九〇	八一	六七	
千兩	千兩	五二六	七二七	五六六	四五九	

草蓆(床用及包用)	千箇	一三、七七四	一五、〇一四	一一、〇〇〇	一一、八八九
三角洲(九龍、廣東、拱北、江門、三水、五港)	千箇	二七七	二、八四九	二、八五九	四、三六四
地蓆	千兩	七二	九四	一〇〇	九二
	千兩	六〇五	七五三	七〇六	六二〇

包蓆の重要な輸入地は臺灣にして、殆んど全部は香港經由とし、一九二八年に五百九十餘萬枚を占め、一九二九年には更に増加して八百二十六萬餘枚に達したり。

第三 列國の對廣東貿易其他商勢力の消長

今日より十餘年前には、我が國と廣東との直接貿易は、定期船としては大阪商船會社の高雄廣東線蘇州丸二隻と他に少數臨時船ありしのみなるを以て、海關統計の對日貿易は極めて少く、一九一八年の例を見るに、總貿易高一億三百餘萬兩中支那約六割五分を占め、其他英國は香港を含むが故に三割二、三分を占め、日本品の輸入は主として臺灣關係にして僅かに二十七萬八千餘兩に過ぎず、然れども實際日本商品の廣東輸入額は當時日清汽船會社の廣東航路開通前の調査したるものに依れば前記直輸入の外に、(一)香港經由のもの又は香港に輸入して更に廣東に輸入するもの、(二)上海より輸入するものあり、香港より輸入する日本商品中廣東支那商人の取扱に係るもの約一千六百十一萬餘兩、日本商人の取扱に係るもの約三百八十六萬兩あり、又上海より支那汽船招商局船及太古、怡和各洋行の汽船に依つて輸入するもの約三百三十五萬兩あり、是等三系統の輸入額を合計せば二

千三百六十萬兩に達し、廣東總輸入高四千五百二十萬兩の半額以上を占むることゝなる。又一方同年日本の對香港輸出高二千六百八十七萬餘兩(一兩二圓三十七錢に換算す)中、約七割は廣東に輸入すると云ふ。最近數年間の國別海關貿易の情勢を見るに、英國を第一位とし、支那之に次ぎ、日本は第三位に在りしが、一九二五年六月より一九二六年十月に至る對英經濟絕交運動の爲に英國の貿易は大打撃を蒙り、一九一六年及其前後國別貿易に著しき變調を來したりしが、最近は舊態に恢復し、英國は香港あるが爲に其地位依然優勢を占めつゝ、あるに反し、我が國の對廣東貿易は一落千丈の觀あり。今最近五箇年間に於ける日英の廣東貿易額の増減を對照せば下の如し。

(單位千兩)

年	英(香港其他屬地ヲ含ム)	日(臺、鮮ヲ含ム)	直接外國貿易總額
一九二四年	一二九、三六四	一、九〇三	一三六、三〇七
一九二五年	七〇、六八一	五、七八五	九〇、六六一
一九二六年	三八、〇八二	二〇、二九二	一一二、一〇〇
一九二七年	九八、一三二	三、二八一	一一三、〇九八
一九二八年	一〇四、四一一	一、〇一八	一一三、一一三

前表に依れば、一九二四年には英國の廣東貿易額は一億二千九百萬兩にして、總額の九割五分餘に當り、中香港貿易が一億二千八百萬餘兩を占めたるに對し、日本は百九十萬三千兩にして、僅か

に一分四厘に過ぎず、而して一九二六年には英國は三分の一以下に減じたるに對し、日本は十倍以上に増加したるが、一九二八年には英國は一億兩を突破したるに反し、日本は其百分の一以下に激減したり。

一九二八年に於ける列國の對支貿易額を比較すれば左の如し（單位千兩）

國別	直接外國		沿岸各港		合計
	ヨリノ輸入	ヘノ輸出	ヘノ移出	ヨリノ移入	
米	二八八	五	五三	二	二九七
英	三三五	九二〇	八八四	四六四	一五九七
和	四三				四三
佛	二六	九〇	一五〇	二七	一五四
獨	三三				三三
日	九六	四九	四〇三	九三	五五五
諸	三六	八	二	一七六	三三三
葡	一三	三五	二九	二七	四六二
瑞	六				六
支	一七〇	二二五	八六七	一〇三九	三三九二
合	四〇八	七四〇	二〇三三	三九九	一〇〇九二

前表に依れば、日本の貿易は英國の約二十八分の一、支那の約四分の一に過ぎず、然れども日本商品の實際輸入高は前述の如くに直接貿易額より遙かに多かるべく、獨り一九二八年日本の香港に

對する輸出額は五千六百圓なるを以て、其八割の四千四百八十萬圓は廣東に輸入すると看做し得、一方香港の貿易を轉移したる一九二六年の日本の貿易額が二千萬兩を突破したるは、其間の消息を如實に語るものとす。  
更に一九二五年以降四箇年間に於ける一般規定に依る列國の廣東入出港船舶及收入を對照表を掲ぐれば下の如し。

國別	直接外國		沿岸各港		合計
	ヨリノ輸入	ヘノ輸出	ヘノ移出	ヨリノ移入	
英	三、四九〇	一、七五二	五、四一四	二、一七〇	五、六〇〇
米	一、〇〇〇	四六四	一、一七〇	二、一七〇	二、五五〇
和	六二	三三	六三	三三	三六
日	一〇一	七〇	六九	八〇	一八〇
諸	七六	一、二六	七〇	五五	一三〇
葡	三六	一、五二	三三	二二	五五
支	一、九五〇	二、一七〇	三、三〇〇	二、二〇〇	七、六二〇
合	四、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	三、〇〇〇	一四、〇〇〇

合計	支那		其 他	合計
	船 收	船 入		
三、七〇八	六〇〇	八〇〇	五二二(三五二八隻)	一九二五年
四、六二八	一、八七〇	二、九五〇	五、三四〇(五、五〇隻)	一九二六年
二、九六三	九〇〇	三〇五	七、七九〇(八、二三隻)	一九二七年
三、〇七四	七、八二〇	二、六二一	七、五三〇(八、〇〇三隻)	一九二八年

左に一九二八年同上船種別入出港船隻噸量を掲ぐ。

日 本	獨		佛		英		米		合計
	千噸	隻	千噸	隻	千噸	隻	千噸	隻	
五二	三六	九	三	六	一、三〇〇	六四	一	一	二、三三
二	六	一	一	一	四、二七六	三二二	一	一	五、六〇
〇〇九	二	一	一	一	二	三九	五	一	五、六二

海洋船 河航船 洋式帆船 小蒸汽船

同年の内水航行汽船規則に依る船隻は下の如し。

計	收		和		瑞		葡		諸	
	千噸	隻	千噸	隻	千噸	隻	千噸	隻	千噸	隻
二、五二九	一、八三三	三三	三	八	三	六	一	一	二、〇五	一、〇六
四、九五四	四、七三七	四九	八八	一	一	一	三	二	一、〇〇	一、〇六
四、八	一、〇〇	三三	七九	一	一	一	一	二	一、〇〇	一、〇六
七、五七三	八、〇〇	六	一、九六	一	一	一	一	二	二、〇五	一、〇六

米	英	智	丁	佛
四六	八二九	一	一一	二八〇
一、九三五	二四、九八一	一	二二〇	二、二八八

獨	二,三三八	三四,六七八
伊	—	—
日	一三六	一,九〇四
葡	三九一	六,七六五
四班牙	—	—
無條約國	—	—
支那	五四,七二一	八六四,四九八
計	五八,七二二	九三七,六六九

次に最近一九二九年末に於ける廣東關係の國別使用船隻及噸數を表示せば下の如し。

英	四四隻	六〇,五六三噸	廣東上海間(北支大連等ヲ一部含ム)三三隻	八隻
	總噸數ニ對シ約七一%		廣東香港間	三隻
			廣東梧州間	—
日	本	一〇隻	廣東上海間(北支大連等ヲ一部含ム)	七隻
		一四,九五六噸	廣東臺灣間	三隻
		總噸數ニ對シ約一七%	(夏門高雄)	—
葡	五隻	二,三二五噸	廣東梧州間	三隻
			廣東澳門間	二隻
支	九隻	九,三八一噸	廣東上海間	四隻
			廣東梧州間	三隻
			廣東香港間	二隻
合計	六八隻	八四,九九一噸		

會社別より見れば、英國としては太古洋行二十五隻三萬七千五百噸及渣甸洋行九隻一萬二千八百八噸、的見洋行三隻五千三百十五噸、捷成洋行二隻二千三百八十八噸、時昌洋行二隻一千八百八十九隻、其他四隻二千九百九十八噸とし、日本としては日清汽船會社四隻五千六百七十九噸大阪商船會社三隻三千八百六十六噸とし、葡萄牙としては同安公司二隻一千八百八十九隻、奇元拔二隻八百噸、其他一隻三百二十六噸とし、支那としては招商局四隻五千六百噸、仁昌行二隻六百五十五噸、其他二隻九百二十七噸となす。

貿易貨物に關しては、重要物産たる生絲の輸出高は米を以て第一位となし、取扱高は佛商社を首となす。前記一九三〇年季の例に於て輸出總額四萬八千餘袋中、米國に對するものは三萬三千餘袋を占め、佛國商社の扱は一萬六千二百餘袋を占め、米國商社の扱は僅かに一千餘袋とし、英國に對するものは百九十二袋にして、英國商社の扱は四千三百袋とし、日本商社の扱は主として三井物産に屬し、六千五百九十九袋(日信洋行の分百三十袋を含む)となす。屑絲の輸出高は又米國を第一となし、同年輸出額三萬六千餘袋中一萬七千三百餘袋を占め、其扱高は佛商社は一萬一千餘袋、英商社は九千餘袋、米商社は五千六百七十餘袋となす。

其他各品最近の取扱比例を見るに、爆竹及包席は英、瑞西及獨逸商人等兩品共各自約二割五分、支那商人約一割位、其他各商人の扱とし、重石は日本商人が六割、獨逸商人四割位の扱とし、絹布類

は印度人が三割、支那人が七割扱とし、石炭は主として日本商人の扱とし、三井物産のみにて約半額を扱ふものとす。米砂糖及麥粉等は主として支那商人の扱に係り、大豆は三井物産が四割、支那商人が六割を扱ふ。紙は日本品と外國品と伯仲の間に在り、外國品は専ら獨逸商人の扱となす。硫酸は日本品五割、英國品二割にして其他は獨逸商人の扱となす。綿絲布は支那商人が七割を扱ひ、其他は日本商人一割五分、英商人一割とし其他は諸外國人の扱となす。石油は米系商人六割、英系商人二割五分とし其他は支那商人の扱となす。落花生は全部支那商人の扱となし、豆粕は日本商人(三井)四割、支那商人六割を扱ひ、落花生油は全部支那商人の扱となす。

一九二八年及一九二九年前半期に於ける英國品(香港及屬領を含む)の輸入及一九二八年英國に對する輸出の割合を見るに左の如し。

輸入品	一九二八年		一九二九年前半期	
	種	割合	種	割合
綿布	八〇	%	四〇	%
肥料	四〇	%	三〇	%
セメント	三〇	%	五〇	%
石油	四〇	%	四〇	%
磷料	四〇	%	三〇	%
石炭	一五	%	一〇	%

輸出品	一九二八年		一九二九年前半期	
	種	割合	種	割合
毛織物	三〇	%	三〇	%
化學藥料	一〇	%	一〇	%
鐵棒板針金	三〇	%	三五	%
鉛	一〇〇	%	一〇〇	%
錫力板	五五	%	六〇	%
白檀	一〇〇	%	一〇〇	%
紙	三〇	%	一〇	%
靴底	八〇	%	八〇	%
ゴム靴	六〇	%	六〇	%
文房具	二〇	%	二〇	%
米	一〇	%	一〇	%
煙草	四〇	%	四〇	%

一九二八年に増進せる主因は、排日貨運動の影響に依るものとす。

品種	一九二八年
皮革	八〇
桂皮	四〇
茯苓	八〇
生絲	二

絹織物	六〇
花 蕙	二〇
葉 煙 草	一〇

次に一九二八年に於ける日本商品の輸入割合を示さば下の如し。

海 産 物	三〇
石 炭	六〇
酒 精	四〇
糖 蜜	一〇
紙 糖	三〇
砂 糖	一〇
文 房 具	四〇
綿 絲	二〇
綿 布	三〇
セメント	一五
飲料水用瓶	六〇
肥料	三〇

廣東に在る各國の商社資本額等を示さば下の如し

一九二八年十二月廣東總領事館調査 (單位貨香千弗)

英	米	佛	獨	端	和	瑞	葡	丁	日	計	支店又ハ出張所	同上資本額	合計商社數	同上資本額	各國人口
七	一	六	五	一	二	一	三	一	三	四九	二	六六〇〇	二六	八一九〇	二八一
三三六	五	四三〇	四五五	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇〇	一七〇六	一七〇六	三三六	七	五二五〇	八	五二五五	六〇三
三三六	五	四三〇	四五五	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇〇	一七〇六	一七〇六	三三六	七	五二五〇	八	五二五五	六〇三
三三六	五	四三〇	四五五	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇〇	一七〇六	一七〇六	三三六	七	五二五〇	八	五二五五	六〇三
三三六	五	四三〇	四五五	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇〇	一七〇六	一七〇六	三三六	七	五二五〇	八	五二五五	六〇三
三三六	五	四三〇	四五五	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇〇	一七〇六	一七〇六	三三六	七	五二五〇	八	五二五五	六〇三
三三六	五	四三〇	四五五	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇〇	一七〇六	一七〇六	三三六	七	五二五〇	八	五二五五	六〇三
三三六	五	四三〇	四五五	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇〇	一七〇六	一七〇六	三三六	七	五二五〇	八	五二五五	六〇三
三三六	五	四三〇	四五五	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇〇	一七〇六	一七〇六	三三六	七	五二五〇	八	五二五五	六〇三
三三六	五	四三〇	四五五	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇〇	一七〇六	一七〇六	三三六	七	五二五〇	八	五二五五	六〇三

○支店又は出張所の資本は本店の資本を其儘掲記したるものに係る。  
 ×日本の人口は一九二九年末現在にして、臺灣籍民四十六名を含む。

英國の廣東地方に對する投資額には、左記項目あり。

(一) 土地建物關係

關係官廳又ハ商社	投資額(千位)	備考
工 部 局	四、八〇〇	沙面土地埋立及其後の設備費

大古洋行	一、五〇〇	土地及建物及其後の設備費
怡和洋行	一、〇〇〇	同
アシア石油會社	一、〇〇〇	同
屈臣氏	一、〇〇〇	同
香港銀行其他	七、〇〇〇	同

(二) 貸金關係

新旗昌	三、〇〇〇 <small>千弗</small>	粵漢線材料買入費貸付同公司是四五年迄米籍なりしが、其後英籍となれり。
香港銀行	一、七五〇	支那政府へ貸付
アシア石油	一、五〇〇	同
	七、〇〇〇	貿易資金として政府保證の下に支出す

(三) 英政府筋關係

合計	三、五、二五〇	廣九線布設貸付金の百五十萬磅の残高をす。 廣九線不通の爲に支那が英國側に支拂ふべき辨金を貸付として記帳せるもの。 奥地教會設立費及維持費として政府筋より支出す。
----	---------	--

其他英國の南支に對する保護獎勵方法としては從來香港に於ける香港銀行、有利銀行、渣打銀行紙幣發行高六千萬弗乃至七千萬弗の中二、三千萬弗を絶へず廣東に流入し、廣東貿易の爲に資する所あらしめ、又廣東商人は香港の商人より物品の買入をなし、延べ拂の方法に依り金融を講じ居るも

のにして、將來支那の幣制統一確定の曉に至る迄は、現状に在るものと見るべきなり。省港罷工事件以來約一箇年後の七月十二日より輸出信用保證制度を實施し、當時排英經濟絶交に基く在留英商の危機を救済する爲の資金として英國議會は三百萬磅を可決したるが、其直後に之を主として對支貿易に利用するに至りたり。一九二八年中廣東地方英商人にして前記保證制を利用せる金額は約二十五萬磅にして、香港銀行を通じて融通せられ、同年度に於ける英國政府の保證濟額約八十五萬磅に對し、約二割九分強に該當せり。殊に同年英國側は香港華商總會の名義を以て廣東政府に對し一千萬弗の貿易借款に應せんとする旨を申し出でたることあり。(右に付ては廣東政府に於て英人顧問を備聘する等條件の爲に契約は成立せず)次で一九二九年六月英國は財政部長宋子文入廣當時、亞細亞石油公司より七百萬兩の貿易借款の貸出をもなさしめたることあり。蓋し前記總會に對しては香港銀行より借出をなさしめ、香港銀行に對しては香港政廳及英本國政府が之が保證を爲すべきものとし、亞細亞公司の側に於ても同一手段を採りたるものとす。

又在留民救濟法の一としても、例へば一九二八年工部局は廣東沙面の借家(主として英國人又は英國籍民たる關係上)中空屋の所有者に對しては、家賃の補助をなしたるが如し。

右に對し邦商側の投資としては、(イ)臺灣銀行よりは、(イ)廣東財政廳に對して日本金五、二八〇五四一圓、廣東銀二、四〇八、六六六元、香貨三一、二二九弗、(ロ)廣三鐵路管理局に對し日本金六〇、〇



〇〇圓、廣東銀一一、〇〇〇元、香貨二〇、〇〇〇弗を貸付け、(二)華南銀行よりは廣東三鐵路管理局に對し日本金六七、三四九圓、廣東銀二七、一〇二元、香貨五四、八五三弗の貸付をなしたるも、其後臺灣銀行としては従前廣東政府の政治借款に應じ、今尙恢收の見込立たず、單に爲替營業のみに没頭し、地方貿易上に貢獻する所なく、所謂羨に懲りて齎を吹くの憾あり。現在の廣東華南銀行に在りては實力及ばざるも、將來此方面に努力すべき使命を有すべきなり。

### 第四節 兩廣の鑛業

鑛業上廣東及廣西兩省は通じて之が開設を計るべきこと、猶ほ政治上に於て古來兩廣政府を一機關として組織したるが如く、兩者相俟ち不可離の關係に在り。兩廣には鑛産豊富にして、普通鑛物の外に特殊鑛石たるタングステン、モリブデン、アンチモニー等の産出多く、歐洲戰爭の終末當時一九一八廣東より輸出したるタングステン鑛は八萬七千二百餘擔三百三萬餘兩に達したることありしが、一九一九年には減じて二萬七千餘擔四十一萬兩に下り、最近一九二八年には二萬一千餘擔三十九萬一千餘兩を占めたるが如し。若し將來鑛産を阻害する諸事情にして改まるに於ては、兩廣鑛業の發展は蓋し刮目して見るべきものあるべし。

以下兩廣鑛業の事情に關して、一九二九年廣州政治會議分會秘書處編纂の開發兩廣鑛業計畫書、

同年の兩廣地質調査所公利の年報第一卷の記録に依つて之を概説することゝす。

### 第一 兩廣鑛業の不振原因

鑛業不振の原因は内外左記事實あり。



内因

- 公司信義なし
- 礦務處理の智勇なし
- 礦學の研究機關なし
- 技術熟練の礦夫なし
- 技術人員を信任せず
- 職員を優待せず
- 職工の待遇保護指導なし
- 管理の不善

第二 地質調査の經過

前清同治年間(約六十年前)に獨逸の地理學者リヒトフオーフィンの調査以來、外國人中支那の地質及山脈河流の構造を研究するものありしが、支那國內に在つては特に注意を喚起したるものなく、漸く清末に迨び北京國立大學理科内に地質學の講座を設け、二名の獨逸學者を備聘したるが、專學生なくして停止し、次で民國元年に至り章鴻釗、丁文江及翁文灝に依り、北京農商部に中國地質調査所を新設し、始めて地質研究所を開辦し、久しからずして又中國地質學會を成立したるものとす。兩廣方面はリヒトフオーフィンの調査ありたる後、光緒末年に佛人ヒクレアは廣西南部を踏査し、又民國初年日本東京地學協會より調査員を派し、兩廣の西江沿岸調査したることありしのみ。兩廣地質調査所の朱家驊は一九二六年(民國十五年)秋廣東に來り、兩廣の地質に關して實地研究を志し、

一九二七年六月中朱家驊は中央政治會議廣州分會に對し兩廣地質調査所を創辦すべき旨を提議し、政治分會の議決を経て九月六日正式に成立し朱家驊同所長となれり。當時廣東中山大學教授葉良輔及北京より赴任せる技師謝家榮は之が研究に資すること大なるものありたり。

本所成立後調査事務を進捗し、一九二七年十月謝家榮、馮景蘭等は九廣鐵道沿線を調査し、十一月に之を完了したるものにして、是れ支那人の兩廣に於ける地質調査の嚆矢とす。之を第一次調査となし、廣九路方面の調査を了したる後、二個の大規模なる廣西地質調査隊を組織し、一隊は鬱江より出發して桂平、南寧、龍州、百色等の南部を調査し、一隊は梧州より桂林、興安、全州に到り、富州、賀縣に轉じ、廣西の東北部を調査し途中廣西の政變に遭ひ、西江の水路通せず暫時停頓したるを以て、改めて馮景蘭等を派し、曲江、仁化、南雄、始興縣等を約一箇月以上調査す、之を第二次調査となし、廣東動亂後各地土匪蜂起したれど、尙三隊に分つて調査を繼續し、廣東方面は謝家榮等が花縣の赤泥河を馮景蘭等が粵漢沿線を、技師張會若等が翁源縣を調査し、其他は廣西方面を擔任し、又分つて兩隊となし技師朱庭祐等は貴縣、橫縣、永瀉、邕寧を調査し、技師の樂森壽は南丹、河池、宜山、馬平等を調査し、是等は兩三箇月間に過ぎざるに、多數兩廣の地質を調査して相當成績を挙げ、次で一九二八年五月廣州政治分會は西沙群島パラセルの懸案を解決するを要し、先づ朱庭祐等の特派して其鑛産を調査した、之を第三次調査となす。

右三次調査の結果をば従前外國人の調査に比較せば、却つて正確なる點多く、地質より論せば従前は、古生代の地層を統分して上下二大部と作し、下部は寒武紀より泥盆紀迄を包含し、上部は石炭紀と二疊紀とを包含したるが、這次の調査に依り寒武地層の上に一個の大なる不整合の部分あり、奥陶紀地層は存在せず、志留及泥盆紀地層は非常に發達し、且つ多くの化石あり、石炭紀及二疊紀地層は又數期に分ち得べく、尤も其廣西の西北部に於て搜集したる材料は確定するに足り、其他古生代以後の地層に關しては從來知られたる所に依れば、紅色岩層を除く外は近代的沖積層なれど、本調査に徴すれば、尙第三紀上に新統の地層あり、紅色岩層の上に在り不整合の接觸をなす、之に依つて見れば、少とも紅色岩層の位置に一重の制限を加ふべし。又火成岩より論すれば、兩廣境内には侵入岩と噴出岩との不同あれど、其時期には先後あり、蓋し兩廣境内山脈の造成は花崗岩の侵入と直接關係あり、其影響を受くる地層は古生代と中生代との一部にして、紅色岩層は其中に在らず、今後は須らく噴出岩及侵入岩を研究すべし。將來火成岩方面の調査を了せば、必ず能く極めて有益なる成績を擧げ得べし。地文の發育的情形に關しては、又精確の研究なしと雖ども、只各河流の生成は各報告中に在り。

一九二八—一九二九年調査員は六隊に分れて出發し、東方は東江、西江、北江及南路の四隊とし、東江隊は惠陽、龍門、各屬を、西江隊は三水、四會、廣寧、高西、鶴山、赤溪及西江一帶を、北江隊は曲江、樂昌、乳源等の屬を、南路隊は高、雷、欽、廉及瓊州等の地を調査し、廣西方面は兩隊とし、一隊は柳州より柳江を沿ふて上り、前年の仕事を繼續し、一隊は柳州より桂林に到り、新調査區域を開闢したり、之を第四次調査となす。這次調査の成績は本所十七年度の臨時報を參閱すべく、現に總て第二期報告中に入れ印刷中に屬す。

純粹科學研究の外に國情の要求に應じ、又隨時人を派して兩廣の各鑛區に就き精密の調査をもなし、既に前年西沙島パラセルの鳥糞を調査したるは、鑛物特別調査の濫觴たり。又廣東翁源のタングステン鑛、廣西賓陽のピスマス鑛に就ては、調査の結果は己に本期報告内に發表せり。昨年(一九二八年)調査隊は廣東曲江乳源の炭鑛、欽廉のマンガン鑛、石膏鑛、廣西寺門合山の炭鑛、武宣來賓のマンガン鑛等を調査し、其結果は第二年報告内に於て發表すべし。花縣英徳の石灰岩(セメント用)、廣州附近の火泥(造瓦用)等も又詳細に研究し、而して新に發見したるは廣西橫縣小盧のマンガン鑛、廣東樂昌獎源の弗石鑛等の如きにして其調査經過及成績は繼いて本所報告内に發表すべし。但し兩廣の鑛産は豊富にして、富川、加縣、丹池の錫鑛、鬱村の銅鑛曲江のアンチモニー鑛、大埔、蕉嶺の銀鉛鑛等は特に著名にして、最近調査計畫中に屬す。

一九二八年冬獨逸古生物學者ジャイケル教授が廣東に來りしが、僅々四箇月にして去り、今年(一九二九年)北京の中國地質學會に臨席中死亡し、同年春には又瑞西地質學の名家アーノルド・ハイム

教授を備聘し、同教授は現在中山大學に於て地質學の講座を擔任しつゝあり。

兩廣地質調査所の地質年報第一號には、前述の調査に係る朱庭祐の廣西貴縣、橫縣、永淳、邕寧、賓陽五屬地質調査、馮景蘭、朱翹聲の廣東曲江、仁化、始興、南雄地質調査、馮景蘭、張會若の廣東與漢鐵道沿線地質、張會若、朱翹聲の廣東英德、翁源兩縣の地質調査、樂森璿の廣西南丹、河池、宜山、馬平、象縣地質鑛産及朱庭祐の西沙群島鳥糞の調査掲載せり。

兩廣鑛業調査所は最近兩廣政争動亂等不統一の虞ありたる爲め改名して將來上海又は南京等中支方面に移轉すべしと噂せらる。

### 第三 兩廣鑛産の分布

#### (一) 地形

西北高く東南低く山多く平地少し苗嶺、五嶺、九連の諸山脈は其北に磅礴し、羅浮、雲浮、勾漏、梨母、都陽、鳳凰、六韶の諸山脈は其南に叢雜し、而して桂、柳黔鬱、西北、東韓の諸江は其間を蜿蜒して均しく南海に集る、地質は多く古生代前の大古代の地層に屬し、現に未だ古生代後の地層を發見せず、東西北各江口の三角洲の大沖積層、高州油礦附近の第三紀層及北江一帶の紅色岩石の第三紀又は中生代の地層を除くの外は未だ發見せられず、岩石の最多なるものとしては、火成岩は花崗岩たり、水成岩は石灰岩、粘板岩、頁岩、砂岩等たり、其餘の舊火山岩は石英班岩と名付くるもの多く、新火山岩は尙未だ發見せず、故に金屬鑛石を造成する火成岩は大抵皆花崗岩及石英班岩

となす。

#### (二) 一般狀況

石炭、鐵、タングステン(錫)マンガン(錳)、アンチモニー(銻)ピスマス(鉍)鉛等の鑛産比較的豊富なり。其性質用途より分たば五類となし、(一)國防鑛としては石炭及石油之に屬し、其産額は國家の對外的勢力及經濟上の競争に大關係あり、(二)貴金屬鑛としては金銀之に屬し、貨幣及裝飾用の高價金屬となす、(三)日用金屬鑛としては銅、鐵、鉛、亞鉛之に屬し、日用の器具製造に供す、(四)特殊金屬鑛としてはタングステン、モリブデン、マンガン、アンチモニー、ピスマス、錫等之に屬し、鍊鋼其他特殊工業品の原料とし、産地に限あり、(五)非金屬鑛としては硫、砒、燐、硝、石膏、雲母、石墨、石灰石、大理石、花崗石、瓷土砂等一切の非金屬類之に屬し、用途異れりと雖ども、何れも高價のものに非ず、廣西省に於て舊南寧、潯州、柳州、河池、平樂等各府州屬にて最も多く廣東省にありては舊欽州、韶州、南雄、惠州、嘉應等の各府州屬に最も多し。各地特産品の狀況を見るに、石炭は梅縣、曲江、仁化、乳源に、タングステンは惠陽、樂昌、翁源に、マンガンは武宣、桂平、惠陽に、錫は賀縣富川、南丹、紫金に、アンチモニーは河池、南丹、賓陽、曲江に、ピスマスは賓陽、揭陽、始興等に多く産す。大理石は英德、雲浮に、其他羅城、三江の石綿、東沙西沙群島の燐鑛、惠陽、始興、翁源の銅、陽山、平遠の砒、永淳、昌江の金、貴縣の銀、欽廉の石膏等は産額少

なしと雖、世に稀なるものとす。殊に注目すべきは茂名の石油鑛なるも、尙探掘に到らず、鐵鑛の露出するもの各地に多く、兩廣鐵鑛業の前途は甚だ有望なり。石灰石は表面英徳の鑛區を最も多しとすれど、實は北部五嶺山脈に連なる各縣は未だ採鑛の報に接せざるも、豊富と認めらる。花崗岩は亦沿海一帯産せざる所なし。盜土及硝石等も全省諸屬に産す。惟ふに各縣下に未だ鑛區の發見せられざる地方も鑛無きにあらず、盤江の西、左江の南、右江の西、雷州半島及其北部海南島の中部、高要、德慶の北、臺山、開平の西及東江上流一帯は均しく鑛區の標註少なしと雖、これ皆山川險阻にして交通不便なると、民智幼稚にして踏査探鑛の行はれざるとに依る。銅鑛は比較的少なし。鉛<sup>アルミニウム</sup>鑛は歐洲戰爭以來日に重要となり、從來特殊鑛たりしも變じて日用金屬に入り、更に國防鑛の列に進めり。現在著しき同鑛の發見なしと雖、地質狀況より觀るに、詳細研究の後には必ずや得るところあるは疑なし。

### (三) 國防鑛の分布

兩廣の石炭、鐵の分布は甚だ廣く、油田は尙寥々たるも獨り、茂名の油頁岩(Oil Shale)は調査の結果廣大なるものあるを知る、澄邁、連縣、始興、容縣等の油田に至りては尙内容不明なり。

石炭の分布は一區に集聚し、一地方に濃厚なる状態に在るも、鐵鑛は各縣に散布し、一區域内に雄大なる鑛藏を發見せず、石炭の分布は約七區に分れ、最も豊富なるは北江炭田(或は嶺南煤田)と

云ふ)にして、樂昌、曲江、乳源、連縣、陽山の諸炭鑛之に屬し、其北部に有烟炭を産し、南部には劣質の無烟炭多し。次は梅江の炭田にして、梅縣、蕉嶺、平遠、興寧、大埔の諸鑛之に屬し、又多くは劣質の無烟炭となす。廣州附近の炭田は花縣、增城、東莞、寶安、新層、南海、清遠、英徳の諸鑛之に屬し、交通の便あるも良好なる鑛藏少し。又欽縣、合浦防城の炭鑛は品質良好ならざるも、石炭埋藏量多し。右江の炭田は百色、奉議及び邕寧の炭鑛之に屬し、品質劣等のもの多し。柳江の炭田は融縣、羅城、來賓、遷江、永福の炭鑛之に屬す。平樂の炭田には平樂、荔浦、富川、架縣の諸炭鑛之に屬するも、概して優良のもの少し。

鐵鑛は各地に散在するも概して巨大なる鑛藏發見されず、但し各鑛の産地は地質的に關係を有し、連絡して直線狀鑛帶を爲す。全省を四帯に分ち、南海は輻射狀の形勢を成し、數處の例外あるを除き、他は悉く此の中に歸納す。第一は東江の鐵鑛帶にして、廣東の東北より珠江口に向つて一直線を成し、即ち蕉嶺、平遠、興寧、紫金、惠陽、寶安、中山、赤溪一帯の鐵鑛是れなり。第二は北江の鐵鑛帶にして、北江の北より南へ一直線を成し、東江帶と寶安に相會す、即ち翁源、英徳、從化、東莞等の鐵鑛これなり。第三は柳潯の鐵鑛帶にして、廣西の東北より柳江に沿ふ東南にして、潯江を横ぎり廣東の西南に一直線を成す、即ち三江、中渡、武宣、容縣、北溪、信宜の鐵鑛是れなり。此の帶中容縣と中渡の兩地は鐵鑛の産出豊富なりと稱せらる。第四は海南鐵鑛帶にして、東西に横た

はり、瓊州北部に亘り一直線を成す、臨高、澄邁、安定の鐵鑛是れなり。これ等四帯の成因は本來連絡なく、偶然湊合するに過ぎざるが、地形、地質或は鑛藏學上一定の關係あるか他日の研究に俟つべし。

#### (四) 日用金屬鑛の分布

鉛鑛の分布は最も廣く、錫鑛之に次ぎ、銅鑛最も少なし。現在産量の最も多きは錫鑛にして、兩廣の需要を除く外海外に輸出せらる。鉛鑛の分布は廣しと雖も、未だ盛大に採鑛せらるものなし。亞鉛鑛と鉛鑛とは鑛藏構造上常に共生鑛物にして、且の亞鉛鑛の多くは鑛藏の下部に在り、今や鉛鑛の露出多く、亞鉛鑛甚だ少しと雖も、將來必ず發見せらるべし。

鉛鑛の分布状態は南北兩帯に分つ可く、北部鉛鑛帯は五嶺山脈に沿ひ西より東に渡り、義寧、賀縣、陽山、英德、曲江、始興、連平、興寧、梅縣、豐順、蕉嶺の鉛鑛是れなり。而して蕉嶺の境は産量頗る豊富なり。南部鉛鑛帯は則ち右江、鬱江、潯江、西江に沿ひて東西に横はり、北帯に平行す、養利同正、邕寧、永淳、貴縣、武昌、鬱南、鶴山、中山等の鉛鑛是れに屬す。

錫鑛の分布は四帯に分つ可く、鐵鑛の如く輻射狀を成す。一は東江の錫鑛帯にして、東北より西南に向ひ、五華、紫金、惠陽鑛是れなり。二は賀江の錫鑛帯にして、西北より東南に向ひ恭城、富川、鍾山、賀縣の錫鑛是れに屬し、而して産量頗る豊なり。三は刁江の錫鑛帯にして、西北より東南に走り南丹、河池の錫鑛是れにも屬し、産量亦豊なり。四は海南の錫鐵帯にして、東西に横列す

るに似たり、儋縣、安定の錫是れなり。

銅鑛の分布は少なしと雖も、亦二區に分つことを得べく、一は桂、潯の銅鑛區にして、桂江に沿ひ西北より東南に向ひ、賓江の錫鑛と並行する永福、荔浦、昭平、武昌の銅鑛是れなり。二は海南の銅鑛區にして、澄邁、感思の銅鑛是れに屬す。亞鉛鑛の現状は多く記するに至らぬ。

#### (五) 特殊金屬鑛の分布

タンガステン、滿俺、安知母尼の分布最も廣く、ビスマス、モリブデン(鉬)は之に次ぎ水銀は最も少し。

諸特殊鑛は廣東の北部、東北部の山地に多く、東南部及び極西南海岸、竝に廣西中部の柳黔鬱諸江の會する附近の分布状況を見るに、タンガステン鑛の産地は現在約四區に分つべく、廣東の北部と東部は産量最も多く、一を南韶のタンガステン鑛區となし、五嶺山脈に沿ひ一灣西帯を成し、樂昌、南雄、仁化、翁源のタンガステン鑛之に屬し、鑛區頗る多し。二は嘉惠タンガステン鑛區となし、五嶺山脈に沿ひ玳瑁山脈に分支し、東北より西南に渡りて一帯狀を成し、梅縣、興寧、五華、龍川、紫金、河源、惠陽のタンガステン鑛之に屬し、惠陽は産量特に多し。三は南海のタンガステン鑛區となし、潮惠廣三府海岸に沿ひ東西に分布し、惠來、陸豐、寶安、東莞、中山、赤溪のタンガステン鑛之に屬す。四は南寧のタンガステン鑛區となし、賓陽、邕寧のタンガステン鑛之に屬す。モリブデン鑛は常にタンガステン鑛と共生す。其分布は二區に分つべく、一は南韶モリブデン鑛區

にして、五嶺山脈に沿ひ分布し、連山、始興、翁源のモリブデン鑛是れなり。二は嘉惠モリブデン鑛區にして、五嶺山脈に沿ひ、玳瑁山脈に東支して分布し、五華惠陽のモリブデン鑛之に屬す。滿俺鑛の分布は大體南部にして大略三帯に分れ。一は海岸滿俺鑛帶にして、東西に南海岸を横列し、惠來、陸豐、惠陽、寶安、臺山、茂名、欽縣、防城の滿俺鑛是れなり。二は西江の滿俺鑛一帯にして、柳江、潯江に沿ひ西北より東南に亘り、馬平、來賓、武宣、桂平、橫縣、平南、藤縣、羅定等滿俺鑛是れなり。武宣、桂平の一帯は最も良質にして、埋藏量豊富なり。之は梅江の滿俺鑛帶にして、蕉嶺、梅縣の滿俺鑛之に屬すも、尙採掘せず。安知母尼鑛の分布は二帯に分つべく、一は南嶺山脈の安知母尼鑛帶にして、兩廣の北境に沿ひ南嶺山脈の傍に分布し、南丹、河池、馬平、義寧、富川、乳源、樂昌、曲江、梅縣等の安知母尼鑛是れなり。南丹の河池、曲江及樂昌は產出量豊富なり二は左右江の安知母尼鑛帶にして、奉議、靖西、果德、養利、永淳の安知母尼鑛之に屬す。

ビスマス鑛の分布は三區に分つ可く、一は鬱江のビスマス鑛區にして、賓陽、邕寧のビスマス鑛是れなり。賓陽の兩廣のビスマス鑛中產量最も多し。二は北江のビスマス鑛區にして、曲江、始興、翁源のビスマス鑛是れなり。三は韓江のビスマス鑛區にして、揭陽のビスマス鑛是れなり。連年產する所亦甚だ著し。其隣縣には尙未だ發見せしたるものなし。

#### 第四 礦務の現状

兩廣礦務の起源は固より不明なれども、廣西苗民が能く銅鼓を鑄たるの史實に徴すれば、恐らくは大古に發源せるものなるべし。只礦務の實際に於て稍觀るべきものありしは、宋代以降に存じ、徽宗の時兩廣の礦業は頗る著はれ、鐵最も盛なりと云ふ。明代に至りては時々開禁し、各地礦業尙興旺にして、今日尙其遺跡少からず、前清雍正、乾隆以後は兩廣の金銀、銅鉛業極めて熾となりしが、咸同間に至り外貨の侵入せる爲め、各種礦業は衰頽を示し、近年に至る迄特筆すべきものなし多くは之を外國の供給に仰ぎ、錫は出產ありと雖ども尙兩廣の消費を充すに足らず、惟滿俺、タングステン、安知母尼、ビスマスは自ら製用する能はざるの特殊礦にして、外商の激發を受け、出產稍見るべきのみ。礦務に對しては政府之を提唱獎護せざるのみならず、人民亦之を研究開發せず、兩省の毎年約三千萬元の利源は外國の爲に奪ひ去らるも、皆默視して觀ざるが如し。左に鑛業、鑛產、鑛政及鑛術の四種に分ち略叙せんとす。

#### (イ) 鑛業の現状

兩廣鑛業の過去十六年間の興廢増減を見るに、民國五年は漸く増加し、同七年は最高記録を示し、同九年は下り、同十四年は最低に減退し、同十五年は漸く増加せり。蓋し民國五、六年は西南軍政府を設け、第二革命後小康を得、且つ歐戰により外國礦物の需要を増進したる爲め、一時鑛業熾盛を極め、兩廣一箇年の採掘は二、三十區以上に及び、民國七年には新に發見したるタングステン、

滿僱、錫、安知母尼等の鑛は外國より注文殺到し、其採掘は八十區の多きに亘り、民國九、十年以降歐戰の終息後は兩廣に内亂頻發し、同時に外省兵の侵入あり、鑛業頓に衰頹し、其採掘は一、二十區に減退し、戰亂の餘兵匪殘掠をなし、民國十四年には其極に至り、採掘僅かに四區に過ぎず、民國十五年後内部漸く一致し、兵力北に向つて發展し、鑛業漸く復興の象あり、同十六年兩廣の鑛區數は三百九十七區にして、廣東は三百八區、廣西は八十九區を占め、鑛産より見れば、炭鑛の百八區、タングステン鑛の六十二區を筆頭とし、滿僱鑛の四十一區、石灰石の三十六區之に次ぎ、其他安知母尼鑛の二十區、錫鑛の十八區、鐵鑛の十七區、ピスマス鑛、鉛鑛の各十三區、花崗岩の九區、金鑛の八區、タングステン錫鑛の七區、タングステン、滿僱鑛の六區、モリブデン鑛、砒素鑛の各四區其他は三區以下に在り。兩省に分たば、廣東省には炭鑛一百區、タングステン鑛五十六區、石灰石三十六區を最も多しとし、鐵鑛十四區、滿僱鑛十二區、鉛鑛十區とし、廣西省には滿僱鑛二十九區を最も多しとし、安知母尼鑛十三區、錫鑛十一區、ピスマス鑛十區之に次ぐものとす。

是等鑛區に就て實際に採掘するものは其三分の一に及ばず、就中戰亂の爲に興廢常なく、十餘年繼續せるものは殆んどなく、現に廣東に於て採掘するものは五十三區に過ぎず、民國十五年末鑛稅未納の爲に鑛區を取消されたるものは二百區に達し、廣西に於て採掘するものは四十九區に過ぎず、即ち兩廣合計して其數百〇二區にして、面積十一萬餘畝となす。鑛種より面積を分たば、兩廣

を通じて錫鑛、炭鑛、滿僱鑛各萬畝以上のもの最も多しとし、タングステン、ピスマス鑛、燐鑛、ピスマス鑛等は各二千畝以上にして之に次ぎ、金鑛、雲石、錫鑛、鉛鑛は各二百畝以上にして之に次ぐ。

其中日用金屬十五區六萬餘畝を最も多しとなす。然れども廣西の錫鑛は官辦にして、鑛區故らに擴大の弊あり、普通商辦と比論し得ず、特殊金屬鑛は四十九區二萬餘畝とし、國防鑛は二十五區一萬餘畝とし、非金屬鑛は五區四十餘畝とし、貴金屬鑛は最低三區八百餘畝となす。分省より論せば、廣東省に於て現に採掘するものは炭鑛、タングステン、ピスマス鑛等は均しく五千畝以上に在るもの最も多く、燐鑛、錫鑛、滿僱鑛、ピスマス鑛は均しく九百畝以上に在るもの之に次ぎ、廣西省に於て現に採掘するものは錫鑛、滿僱鑛の均しく一萬畝以上に在るものを最多となし、炭鑛、ピスマス鑛、金鑛の均しく六百畝以上に在るもの之に次ぐものとす。

#### (ロ) 鑛産の現状

兩廣實業廳及地質調査所の調査に依れば、民國十五年の出産噸數は、廣東に於ては石炭、石材、滿僱、タングステン、安知母尼等の諸鑛を最も多しとし、廣西に於ては滿僱、安知母尼、錫等の諸鑛を最も多しとし、兩廣合算して産額滿僱、石炭、石材、タングステン、安知母尼、錫雲石、ピスマス、砒素鉛、モリブデン、金等順序とし、同年兩廣海關の輸出額を見るに、鐵、滿僱、明礬、タングス



テン、錫、ビスマス、鉛、石膏、砒素、金銀、水銀、安知母尼、モリブデン等の順序となす。同年實業廳の統計に依る兩廣鑛産額の全國年産額に對する比例を求めば、ビスマスは七九・二%にして首位に在り、滿俺は五八・九%、明礬は三九・一%、セメントは三四・三%、安知母尼は三二%、銀は二八・一%、タングステン一五%とし、海關統計に依れば、明礬は六三・七%、モリブデンは一五・九%、滿俺は一三%、タングステンは一〇・一%となす。民國十六年の出産額は何れも微すべき精確の統計なく、只前年に比せば滿俺が四倍に増加したる外大差なし。同年外國に對する輸出高は百八十二萬餘兩にして、金銀は約四十六萬兩、錫は三十八萬兩、鐵は二十五萬兩、モリブデンは二十三萬兩、タングステンは約十八萬兩、滿俺は約十七萬兩、明礬は約七萬兩、ビスマスは約四萬兩となす。分類上より見れば、日用金屬は輸出總額の三四・三三%、貴金屬は二五・二四%とし、特殊鑛は二二・二四%、國防鑛は一三・八一%、非金屬鑛は四・五八%となし、地別よりせば前記一百八十二萬兩中、廣東海關は百一十一萬兩を占め、汕頭海關之に次ぎ、其他梧州、九龍、北海、南寧等之に次ぐものゝす。分省より論せば廣東は九〇・五三%、廣西は九・四七%を占む。輸出額は民國十四年以降同十六年を通じて一箇年二百萬兩に達せず、全國輸出額に比せば僅かに百分の三・四に過ぎざるが如く、其消費は外國に仰ぐを以て輸入額は甚だ多く、輸出額の十倍以上に在り。民國十六年に於ける輸入鑛産物の種別割合は、國防鑛類は九二・六六%を占め、其他日用金屬鑛は五・五七%に過ぎず。

### (ハ) 鑛政の現状

支那の鑛政は從來完備せざりしが、清末外國の刺激を受け、始めて鑛律を制定し、各省には勸業道を設けて之を督率したれど缺陷あり、民國三年には鑛律を重訂し、各地に鑛務專管を置き、農工商部鑛政司に於て之を統轄し、稍規模系統緒に着きたりしが、其後十餘年來政局紛糾し、軍閥横行し、各省自ら政をなし、實績擧がらず、而して廣東の鑛政は民國初年に實業司に屬し、後巡按使に歸し、次いで省長公署中の實業科の主管となり、後又改めて財政廳内鑛務科の所屬となり、民國十年には獨立に鑛務處を設け、或は再び省長公署に屬し、更に變遷あり、民國十五年は實業廳第三科に歸し、更に省内各區別に鑛務專員を設け、民國十七年に至り建設廳第二科に屬すること、なれり、廣西の鑛政系統も連年名稱或は出入あれども、變化混淆し、大概廣東同様なりとす。兩廣の鑛山は他地方と異り、外國資本の侵入及外國人の事業管理なく、民國十年(一九二一年)米國商人の擔保借付に依る蕉嶺、梅、豐順三縣の鉛鑛は現に已に撤銷し、又曾て英商は廣東二十一縣の炭鑛を一手に採掘せんとしたる噂あり、或は近年獨逸商人は廣西の錫安知母尼各鑛を獨占せんとした風聞ありたれど、何れも實現せず、兩廣の現行鑛業法規は大概民國三年北京政府時代の諸條例を遵用し來りしが、同條例は鑛業の發達を阻害すること多く、加ふるに連年鑛務に關與する者多くは軍閥の系統に屬し、其目的は單に課税に在り、獨り保護指導をなさざるのみならず、鑛業を以て利藪となし、剝削摧殘

を事とし、礦政益々不振を極めたり。但し兩廣礦業上注目すべき點は、小資本經營の礦區にして、若し礦商の私有に屬し或は鄰近と糾葛を惹起するの虞なきもの、或は公共亂掘礙なき區に係るものは、總て許可證を呈報せず、私に開採を行ひつゝあり、故に許可證を呈請するものは、大概訴訟を惹起するを恐るの區域に非んば、多くは大資本經營のものに係り、其數或は二分の一乃至三分の一に過ぎず、例へば礦區圖中には鐵、銅、水銀、明礬等を記せざれど、海關輸出表中には相當數量あるに依つて見れば、其脱稅私採の礦區大なると同時に不良政治の影響如何を知るに足るものとす。徵稅機關又不備にして、或は直接に省會の專屬官廳に納入し、或は各區の礦務委員に納付し、礦區稅は區數を標準として立案徵收すれど、礦產稅は出產簿に照し、實數を標準とせず、運照所の報告數を基として徵收す、故に礦產稅年額より推算する所の礦產總額と海關輸出額とは著しき徑庭あり、礦區稅收入と礦產稅收入とは相並行せず、礦區多くして礦產少く、礦區少くして却つて礦產多きことあるが如し。

兩廣礦業の經營は多くは「民營」に屬し、只四、五の特例あり、即ち廣西の富川、賀縣、鍾山、南丹、河池の錫礦は在來何れも官礦局を設け、官に於て經營し、或は買收し、近年迄廢興常なかりしが、民國十六年に至り稍々整頓を見たるものとす。

又廣西蒼梧の安知母尼鍾山の石炭及廣東焦嶺の鉛の如きも曾て設廠官辦となし、現在停止し、只焦

嶺礦廠は名は官辦と名付くるも、實は省政府の借款擔保たりしより、米國商人の掌中に在り、政府は僅かに其餘利に均露するに過ぎざりしが、後停業したり。

## (二) 礦術の現状

兩廣には在來炭、鐵、五金各礦採鍊の技術あり、皆支那古昔より沿襲的に採用されたる方法なれど、其起源を明にし得ず、其技は固より幼稚なりと雖ども、而も無意識の中に均しく科學の原理を存し、冶鍊の一術に於て尤も然り。只古來舊法を墨守し、改良進歩を求めず、且つ無學の輩多く、錄して一般の研究に供し得ず、又秘傳となして輕しく人に示さず、政府も亦特に獎勵を加へず、故に其術は數千年一日の如し。清末以來礦業の重要を知り、力めて振發を圖りてより以來已に二十餘年を経ると雖ども、多數礦山の中新式機械を使用するものは寥々として數ふべく、曾て蒸汽原動力を用ひしものは僅かに乳源縣の炭礦及富川賀縣の錫炭礦あるのみ、彼の電動力を用ふるものに至つては闕然として聞く所なきなり。其投資五十萬元以上のものは又僅かに乳源、富賀二礦とし、二百萬元以上のものは一もなし。故に礦洞無數と雖ども、掘下二百尺以上に達するものなし。

更に兩廣現在の礦務技術員を見るに、東西洋大學或は專門學校卒業者は四十名を越えず、(民國十五年に至る迄兩廣の日本帝國大學採礦冶金科出身者は五人に過ぎず)本國大學或は專門學校に在る者又六十人を逾へず、(支那に於て礦科を置き稍成績あるの學校は僅かに北洋及南開大學、唐山礦科

ありしが、僅かに一回卒業生を出したるのみにして停止したり。

### 第五 西沙群島の調査（鳥糞状況）

左に朱庭祐の報告を掲ぐ

西沙群島は支那最南の領土にして、其位置は北緯十五度半より十七度半に至る間、東經百十一度より十三度に至る間となす。地は熱帯に位し、氣候炎熱にして且つ大陸と相隔ること甚だ遠く、交通不便なるが故に少數漁船の海南島より到り捕魚するものを除くの外、常人の足跡なく、唯島上に藏する鳥糞あり、肥田の用に供すべし。近年漸く開採するに及び、政府は茲に鑒る所あり、民國十七年五月人員を派遣して調査隊を組織し、往復半箇月の日子中に林<sup>ウイデーアイランド</sup>島、石島、燈擊島、（琛航島）及掌島<sup>パルム</sup>の四島を跋渉し得たるも、其餘に尙十餘島あれど、氣船の停泊を許さざるが爲め、踏査に便ならざるを遺憾となす。這次蒐集する所の材料は中山大學化學系、陳宗南氏指導の下に分析し、調査の際には朱鬮聲の援助ありたるものとす。

#### 地形及地質

這次調査の各島は面積狭少にして、實測に依れば、林島は一百五十萬平方メートルを有し、不整齊の楕圓形とし、東西稍長し。石島は面積六萬八千七百五十平方メートルに過ぎず、外周略圓形なれども多數の凹凸線あり、燈擊島は面積四十三萬二千五百平方メートルにして半月を形成し、

東北を外弧とし西南を内弧とす。掌島は面積亦小にして七萬六千二百五十平方メートルに過ぎず、其形は燈擊島と相似たり。各島の出水は甚だ低く、石島は約十五メートル、林島は約十メートル、燈擊島と掌島とは僅かに數メートルのみ、島の附近には珊瑚礁の環繞するあり、林島と石島とは相接し、同一珊瑚礁環の内に在り、燈擊島と掌島とも亦同し。島の邊際に波浪沖及すべき處には、珊瑚の遺骸及介殼等の碎片堆積して白色をなし、又島上には珊瑚の遺骸を以て築きて外廓をなし、内部に高く宛然昔日の珊瑚礁たり。島中には或は小湖の存在あり、未だ充填せざるの裏海たり。

地質を見るに、各島は珊瑚及他動物の遺骸に依つて成る、故に岩石露出なく、珊瑚の遺骸は各島重要物産を造成し、其他各種の軟體動物の頭足類、腹足類、瓣鰓類等棘皮動物、海膽類、海百合類等其他甲殼類の殻、魚類の骨等は堆積して該島物産の一を造成し、其殻は完整し或は已に破碎し珊瑚の遺骸と相雜陳して右島上に在り、又自然の壓力及溶物の沈澱等種々の結果より、一部分の遺積物は已に變じて堅硬の石質となれり。島上には珊瑚の遺骸及各種介殼を除く外、只鳥糞あるのみ、一部分の物質と雖ども亦溶解あり、又少量の有機物質之と混合せるも、但し土壤なし。

#### 鳥糞

鳥糞は各島に在り、就中林島豊富となす。一薄層を成し表面に覆ひ平均厚さ約二十五センチメートルにして、多くは棕褐色の粉末をなし、凝結して塊を成すものは外面灰色を呈し、内は又棕褐色

をなす。但し形式及重量共に一定せず、重量は毎塊一磅より數十磅に至るも、極大のものは少し。鳥糞の下は即ち珊瑚の遺骸及介殻の碎片たり。石島の上に又鳥糞あれど散布均しからず、厚度一ならず、燈臺島は掌島と等しく稍鳥糞あれど、其來源は熱帯鳥類の排泄物たり。蓋し鳥の該島棲息するものは千萬群をなし、海中の魚を捕へて以て生をなし、其糞を島上に遺し、一部分は溶解を免れずと雖ども、長期間の堆積を経て其量は甚だ多し、一度其境に入れば、即ち一種の異臭鼻に觸る。鳥糞の成分は磷酸窒素カリウム等を主要分となす、ブレイメンの動物學者シャウインスランド教授が布哇島北部のレイサン島に於ける鳥類に關し研究したる例に依れば、海鳥は極めて遠方より産卵の爲に又は樹上に巢喰ふが爲に集り來る、故に同一場處に各種の鳥、珠に鷗類の糞が堆積すると云ふ。但し鳥糞の種類は場處に依つて異なるものあり、今中山大學に於て分析したる結果を掲ぐれば、左の如き成分あり。

號數	島名	水分	灰	無水磷酸	窒素
一	林島	四、九九	六四、四四	八、一九	一八、七二
二	同	二、七七	六四、五七	二、四一	—
三	同	七、五二	六六、二一	一二、五一	七、八四
四	同	六、七二	五九、二六	一〇、二七	二三、五四
五	同	四、一九	六九、一七	六、四八	一四、五四

六	同	—	二、六四	五九、七一	一、二四	一〇、四七
七	同	—	六、五一	七四、二八	一四、五六	四、四〇
八	同	—	五、八三	六八、一七	一〇、八〇	一〇、八〇
九	同	—	五、八八	七四、二五	一六、二六	—
一〇	同	—	九、七三	七四、八一	一四、三一	—
一一	同	—	五、八八	七四、二五	一六、二六	—
一二	同	—	二、六六	七九、一二	五、五五	—
一三	同	—	三、八三	七八、八七	一四、四〇	—
一四	同	—	九、八六	七一、五二	一二、二四	—
一五	同	—	八、九四	七〇、六五	一四、四九	—
一六	同	—	四、二七	七七、九五	一六、八八	—
平均	—	—	五、二〇	六九、八九	一〇、三八	一一、三八

鳥糞の藏量は林島最も價值あり、這次實測の鳥糞面積は百二十九萬一千六百平方メートルにして、平均厚さ二十五センチメートル、故に體積は三十二萬二千九百立方メートルとなる。是等體積中に植物の根が占むる所の面積は約全體の十分の一あり、故に鳥糞の體積は二十九萬六百十立方メートルを占め、今裝鑛手車の容量を以て之を計れば、毎車體積六十五立方センチメートルとし、鳥糞重量約半噸を積載するとせば、全島の鳥糞は二十二萬三千五百五十噸となる、其已に開採の處は面積約二十八萬平方メートルなるを以て、同一方法により計れば、四萬八千噸を得、故に未採集の鳥糞は十七萬五千五十噸に達すべし。

## 第二章 香港

### 第一節 概説

香港は、英領前には香港島の一部を稱したるが如きも、(註、一)今日は廣く英國皇領殖民地の一として香港島(面積二十九方哩弱、周圍約二十七哩餘)竝に九龍半島の新租借地(三百四十五平方哩)を總稱することを得。香港島は北緯二十二度九分乃至十七分、東經百十四度五分乃至十八分に位し、廣東省の南岸珠江口に在り、廣東を去ること約八十哩、葡領澳門を隔つこと約四十哩にして、九龍半島の尖端と相對し、面積約十方里の港灣を擁し、海拔一千呎乃至一千八百呎の片麻岩系山丘其骨路を構成し、其北岸の埋立地は中心市場たるヴィクトリア街となし、人口は五十萬を有し、全島の村落及九龍全部の人口は百萬に達す。

香港は、英國が領有したる一八四二年の南京條約當時迄は、海賊の巢窟と漁民部落との一荒島にして、領有後數年間の經驗に依れば、難治の狀況は著しきものあり、當時の新聞には「天使と雖も香港に満足を與ふること能はず」と評し、香港放棄論すらありたるが如きも、(註、二)由來其位置が歐亞及南北洋の樞紐に當る天然の良港にして、英國は東印度會社より得たる知識と經驗とに基き

香港を海軍の根據地とする外、貿易上の仲繼地とし、即ち香港を領有當初より自由港となし、(註、三)其クリアリングハウスとし及フローチングゴードウンとし、偉大なる海運業者の獻身的努力と相俟ち、八十有餘年間の拮据經營空しからず、今日の大をなし、恰かも猛虎の嶋を負ふに似て、廣東其他支那内地の咽喉を扼し、東亞貿易の覇權を掌握し、香港を足場として其鵬翼を全世界に擴大したるを以て、遂に支那人をして「支那は英國に一の花崗岩を讓渡し、その代りに黄金の山を受け取りたり」と曰はしめ、又倫敦デリーメール紙は曾て「香港は世界一の港たり、英國王冠中に於て最も光輝ある寶石なり、若し英國にして香港を失はんか倫敦の大半は破産すべし」と迄贊したり。現に香港は通商關係より見れば、英國領に於ける港の第四位、世界に於ける港の第十位に在れど、貨物の吞吐より見れば、世界に於て第一位を占むるものとす。

(註一) 香港は英領前迄は全島を總括的に指稱せず、一部の地名を唱へたるが如く、從來香港をば紅香爐峯、又は裙帶路、と稱し、香港と通稱するに至りしは、一八四一年エリオットの締結したる川鼻(穿鼻)條約並に南京條約に初まり、内外共に爾來九龍を包含したる全殖民地を名くるに至りしものとす。王船の香港略論には「其境距三廣屬之新安一、九龍以南約十里、地雖三蕞爾一稱名頗繁曰二紅香爐峰、一曰二裙帶路、一其西北曰三仰船一曰二赤柱一其東曰二登龍一曰二灣仔二而香港其大名也」と記せるも、香港なる地名は、何れに起源を有するかに就いては古來疑あり。

第一本島の南方に浩の鮮溪流あり、船舶は此に飲料を取りしを以て土人を香江と呼びしより轉化したる云ふ。外國の航海者等は之を信し、香港をIsland of Fragrant Streams と呼べり。前記王船の香港略論には又「山上多三澗溪名泉噴溢一活々聲盈一耳味甘冽異常、香港之名或以レ此歟」と述ぶ(第二)香港島の山名紅香爐峯に基くものと云ふ、廣東圖志又は廣東圖說等には、何

れも九龍尖沙嘴之南中隔一港一故名とあり、香爐山は九龍の對岸にして現在銅羅灣の東南に在り、九江盧山の香爐峯と同じく、奇峯突起の狀は香爐に似たるを以て之を名けたり。山名を土地名に轉用するは其例甚だ多し。(第三)アバーチン(Aberdeen)の地先香港仔(小香港)部落より起りたるものとす。由來南支香港方面一帶の海賊は宋末より元明を通じ四方に跋扈し、歐洲の航海者は香港島の南部アバーチン(Aberdeen)港に於て船用水の補給等をなしたる當時、海賊部落の存したるを以て、葡萄牙人は時に之を海賊島(Ilha de Malhe)と名けつ、同時に香港仔(Heung Kong)なる一漁村名を誤つて香港全島の呼稱としたるものとす。然れども香港仔なる名稱は、他の主要港たる香港に對し附隨して使用せられたるものなれば、香港地名の起源を斷定すること能はず。(第四)隣地香山縣(今の中山縣)に因みたるものとす、是れ想像説にして確實の根據なし。(第五)嘉慶年間に海賊に林某あり、提督李長庚之を討ち、林は臺灣に逃れて病死し、其妻香姑再び香港に據る、香港の名は之に基くこと云け固より俗説なり。香港の別名裙帶路に就いても、一)香港島の北岸ウエストポイント(西盤營)よりイーストポイントに亘り、現在日本人多く住居せる灣仔方面に對し、山麓を縫ひ一條の狭き馬路あり、暴風氣節に戎克船員は之を曳船其他の通路に利用しつゝあり、對岸より眺めば細帯の如きを以て土人は之をクワンタイロ又はキユワンタイロ(Kwan tai lo, Kwantai lo)と稱し、客家族又は北部をも指稱し、後に總名詞となりたるものとす。二)英船の始めて來るや蛋民裙をして帶路(水先)せしめたるに起ること云ふ、是れ亦臆説に過ぎるが如し。或は漁村の群大路(Kwan tai lo)より出たるが疑を存す、魏源の海國圖志には裙帶路を香港及尖沙嘴と相連る三島嶼と記せるは誤なり。次に九龍の地名を考察するに、九峯の山脈は香港島より眺めば、パノラマの如くに山岳が展開する狀を九箇の龍に比喩したるに因ること云ふ。

(Field, History of Hong Kong pp. 129-134; Select Chapter, from an unpublished History of Hong Kong (China Review, XX, pp. 201, 273, 275-7); Mayer, The Treaty Ports of China and Japan, pp. 1-2; The Chinese Repository vol. X, pp. 289, vol. XII, pp. 435, vol. XVI, pp. 580) 皇朝書文編卷六十一、海國圖志卷一、廣東圖說卷一、森清太郎氏嶺南紀勝(二四六頁)

(註二) 一八四五年十一月二十八日ロード・スタンレイの提出したる香港廢棄の意見中には、左記の如きものあり。

(一) 香港は岩礁を以て固め、生活の必需品を産出せず収入は到底支出を償ふこと能はず、殖民地たるに適せず。

(二) 香港は廣東其他支那の諸港場が貿易發達し居る爲め、領有後五年を経過するも輸出入貿易の發達を見ず、又人口多き生産地を去ること遠く、一方附近の貧民又は海賊的住民に包圍せられ、將來通商の中心地たるに適せず。

(三) 香港は要岩地とし、又陸軍の根據地として適せず。

(四) 香港は支那の南端に在り、大陸に接壤し、政治上に支障を來し、問題絶へざるべし。

(五) 香港は流民多き、キリスト教國の文明を傳播するに適せず (R. M. Martin, "China," vol. II, pp. 364)

(註三) 魏源の海國圖志譯海篇には「夷與我通商則必入二虎門一方能貿易不與通商一則夷雖孤處二香港一無利益、其他距二

廣州一四百里、距二虎門一二百餘里、何預咽喉利害一云(海國圖志卷一)

(註四) 香港の自由貿易に關しては、南京條約前廣東政府の課税其他通商上の拘束に對し、英國側の主張となり、エー・マナーソンの廣東に於て經營したる週刊廣東レジスター紙の如きも自由貿易の原則を宣傳しつゝあり、後南京條約の直前一八四二年六月七日エリオット時代、澳門に於て布告する所に依れば、廣東及其他支那各地の商人及貿易業者の香港に對する入出港船舶には、輸出入税を課せざるべき旨を以てし、越へて一八四三年一月二十一日にはホツチンガーハ香港割讓に關して、英國商人團體に對する通知書の中に於て「香港を有する英國は何等の課税をもなさず、香港は單に商人が貨物を支那商人に販賣し、或は其貨物を支那商人に賣り、又は其他地方に運送する目的の爲に適當に貨物を藏置する保税倉庫の如く看做すに過ぎず」云々あり。(R. F. Eitel, Select Chapter from an unpublished History of Hong Kong, China Review XX, pp. 181—4, 288 etc.; The Chinese Repository vol. XI, pp. 119, 359)

### 一 南京條約前の香港

香港は英領前には新安縣に屬したるも一荒島なるが故に其發達は英領以後に存し、従つて香港の

古史料として徴すべきもの少く、現在舊蹟として残るもの殆んどなく、只元の至元十四年(一二七四年)南宋の幼帝端宗梅蔚山より難を避け宰相陸秀夫等朝臣と共に福州、廈門、汕頭等の海岸を南下し、香港の鯉魚門を經過し、九龍の東北一里許の海岸に在る九龍寨(舊九龍)の下方マタオチユン村附近に籠城すること二、三箇月にして、西江の河口(澳門の南西)に入水したるものなるが、(一二七九年)其舊址は今日尙宋王臺の文字を刻する花崗岩を存せり。(清の嘉慶十二年廣東巡撫之を重修す)明時より康熙時代迄香港はタン家(Tang, Tong)の支配下に在り、(H. Cordier, Histoire Generale Della Chine, IV:20)明代には漢民族と言語風俗習慣を異にせる三種の土民住居し、一を本地(Punti, Pénì)と云ひ、比較的知識あり、活動性に富み又狡猾なる種族とす、一を客家(Hakkas)と云ひ、本地の郡落に割り込み移住し、勤勉且つ從順にして丘陵澤地を開墾し、又鍛冶、理髮業、石切、伐木或は水汲等の職に従事し、後英人が到來し、支那人と交戦したる時には本地が一般に敵對行爲をとりしに反し、運搬苦力となり兵站部の役をもなし、或は貿易船の爲に舟夫水先人等たることあり、一を學老(Hok Lo)と云ひ汕頭語を使用し、前二者に比し勇悍にして海賊をなし、後年鹽又は阿片の密輸に従事したりと云ふ。(註、四)清の康熙帝は外國人の朝貢貿易を奨励したるが、香港島に避難したる明代の遺民に對して借地権を取消し、滿人をして之に代らしめんとし、物資の供給を絶ちて飢餓に陥れ、之を撲滅せんとしたることあり。(註、五)其後香港にはアバーチンの西方薄胡林一帶に二十餘軒の明代遺

民殘存せる外、漢民族の存在は殆んど稀なりしが如し。

(註四) 本地族は廣東在來の土民の義とし、客家は廣西本來の民族と同じく福建より移住したる跡あり、廣東省の北東に多きも、又全省を通じて廣東人の中に入り交りて生存す、客家語を話す支那人は約一千五百万人ありと云ふ。學老族は福建出身土民の義とし、多くは廣東省の北東部に住す。(Richard, *Comprehensive Geography of China*, Empire, pp. 343-4, 348; Mayer, *Ibid.*, pp. 18-23)

(註五) 康熙帝はタン族を驅逐したる命令を撤回したる後にタン族は再び香港島に根據地を有し地券は新安縣に存じ地租は約二世紀以上に亘り同族に依つて支拂はれ香港政廳は同族を合法の地主と認めたり。(Mayer, *Ibid.*, pp. 2)

## 二 英領當時の香港

英領前一八三九年八月澳門に於てジイー・マデーソン、キャプテイン、エリオット等に依つて英國商業會議所を開催しつゝ、ありし當時、澳門より英人の退去を開始し、男女老幼先を争つて香港を殺到したるが、香港島は飢餓に迫れる二千名の避難民を容るゝ場處なく、九龍半島には支那の陣營あり、尖沙嘴海岸亦碇泊に適せず、食物は支那民船及食糧船より之を供給し、同年九月エリオットは澳門總督ピントンに對して英國人全部を上陸せしむることを懇請する所あり、又香港の設備に關しては葡國は香港は澳門の競争港たるを恐れて反對したり、一方支那側はエリオットの首に五千弗を掛けたる外、以下各級英人の首に百弗に至る迄の懸賞をなし、急迫の情況を呈し、翌一八四〇年六月には英國より遠征隊を派し、同月末には英國軍艦十七隻到來し、虎門占領後休戦となり、一

四一年一月二十日川鼻(穿鼻)條約に依り、南京條約の豫備條項を協定したり。

英國の領有前は王韜の香港略論に従へば、陸上には盜窟多く、山中に鐵鍋二百餘箇と木を列して柵とし、恰も城堡となし、英人が之を破壊燒燬したる當時其土着人は二千に盈たすとあり、エーテルの香港史にも領有以前は本地、客家及學老の三土族を包含するも、海岸及船中の人口は二千人に達せずとし、一八四一年五月十五日の香港ガゼットが公表せる人口統計に依れば、當時支那人は五千六百五十人は筲箕灣(イーストポイントの東方)及後方村落今日の「ハツピイヴァレー」たる黃泥涌(Wo. ngsheichung)の間に二十箇村以上の郡落に散在し、市場には八百人、海上には二千人、九龍地方より來りたる苦力三百人あり。(註五)其外に尙戸口調査に漏れたるもの尖沙嘴に八百餘人ありと云ふ。同年二月二十三日廣東レヂスター紙に従へば、香港は密輸業者の集合所にして、阿片烟館及賭博場は益々急速度に擴張され、是等魔窟には支那人各種の不純分子が集合し、香港島は罪惡に取り圍まられたる水の地獄と曰はれたり。同年十月には軍人を加へば、人口約一萬五千人あり、六箇月前に比し三倍し、翌一八四二年三月には軍人を除外したる支那人は一萬三千三百六十一人に上り、二箇年後の一八四四年四月には支那人一萬九千人足らずにして、子女の數は千人を上らず、而して其中には三十一軒の娼家、八軒の賭場及二十軒の煙館に附屬せる九十七人の婦女あり、ロード・スタンレーの記録に依れば、當時香港に上流支那人の住居者又は商店として見るべきものなく、只一人の富



有なる阿片業者が香港に大設備をなしたるが、忽ちにして廣東に歸り熱病の爲に斃死したり、彼は生存するとも再び香港に往くこと能はざりしならむ、何となれば支那官憲は相當支那人の移住を禁止せる爲なりと記せり。又ドクトル・グッラフの香港人口調査の一節には、漁民は多數を占め、彼等は家族と共に水上生活をなし、自由に掠奪をなし、香港に移住したる支那人は黃埔地方の者に屬し、其性殘忍にして一定の資本財産なき無頼の徒多しとせり、香港領有當時の耕地としては約二百五十「エーカー」あり當時の評價は五萬二千弗とし黃泥涌及掃竿浦の土地は八千弗或は一萬弗の價格を以て其地主より買上げられたるものとす(Mayer, *ibid.*, pp. 35)

一八四四年十二月十七日倫敦タイムスの一記者の報道に依れば、香港のヴィクトリア街一夜の宿は、北支那の三年の滞在よりも多くの惡風媿行に出會ふとありしが如く、當時警察は武器を携帶せずして市民の境界に外出することを許さず、外國人は皆ピストルを枕下に藏せりと稱す。而して近海一帶は海賊が横行するを以て、武装船の護衛なくしては沿岸を航行すること能はず、當時の香港新聞は毎紙海賊に關する記事を以て滿せりと云ふ。

香港領有當時、香港の繁榮に對する三大敵として擧げられたるは、熱病、颱風及火事となす。就中香港在留民に多數犠牲者を出したるは、熱病の傳播となす。當時俗に香港熱と稱する疫病あり。アフリカ及西印度に流行したる熱病の混成したるが如きものにして、當初は流行病と看做されたる

が、後に獨特の風土病たること明となれり。蓋し聳立せる山岳が南風を遮斷し、太陽熱に灸せられたる上に降雨ありし地方に於て最も其發生を見、例へば西營盤<sup>ウエストポイント</sup>地方に住居したる者は最多く感染し、歐洲兵の外に印度兵は一層熱病に感染し、一八四二年入院患者一千百名中、第二十七聯隊マドラス兵五百六十八名を占めたるが、職務に堪ゆる者は僅かに五十名に過ぎず、西營盤の營舎に在りし第二十九及第三十七兩聯隊の歩兵は約半数死亡し、翌一八四三年香港在住の歐洲兵及土人兵合計千五百二十六名中、入院數は五倍餘の七千八百九十三人に上り、死者は三割に近く、今舟山(浙江)及鼓浪嶼(廈門)の例と對照すれば下の如し。

	兵數	一八四三年末 殘數	一箇年患者數	死者數
香港	一、五二六	三六四	七、八九三	四四〇
舟山	一、九八〇	二〇一	四、四〇一	六七
鼓浪嶼	九九三	一〇一	二、八七九	八〇

當時英國の九十八聯隊は二十一箇月間に二百五十七名病死し、其他多く罹病し、百人中五、六十名は廢兵となり、英國の砲兵は其健全なること世界に誇りとしたるものありしが、百三十五名中五十名病没し、其他も多くは廢疾者となれり。同年五月英國の五十五聯隊左翼は香港に士官十五名兵卒四百九十一名を派遣せしが、十一月迄に士官二名兵卒二百十八名死亡したり。

一八四六年香港ミンデンの病院に收容したる患者千人中、死者は三百四十五名、癩疾者百六名あり、赤痢は最も多く、入院三百五十六名中死者百九十五名、癩疾者三十六名とし、熱病之に次ぎ、入院二百七十八名中死者六十九名、癩疾者二十四名あり、其他潰瘍、微毒、肺結核、リウマチス、氣管支炎等となす。(註、六)

香港領有數年後の状態は前記の如きを以て、香港不必要論さへ提出されたるも、英國は夙に東洋貿易上の覇者たらんとし、英人中には香港をして直に新嘉坡を凌駕し、東半球に於ける「ダイヤ」又は「カセージ」たるべしと云ひ、又最高官憲も先づ中央市街にヴィクトリアの名を冠し、香港は將來古羅馬に等しき人口を包容すべしと聲明せり。固より斯る夢想的繁榮を來さざりしと雖ども、最爾たる一孤島としては、其人口及貿易の發達に驚くべきものありたり。

(註五) 一八四一年五月一日及十五日の香港ガゼット(第一號及第二號)には下の如く英領以前香港島各處に在りし村落及人口を掲げたり。

公	黄	香	赤	人
岩 (Kang lan)	泥 (Wong neichung)	港 (Hong Kong)	柱 (Che Kahu)	約二、〇〇〇
				首都に當る
				大漁村
				農村
				貧村
				二〇〇
				三〇〇
				二〇〇

石	掃	大	群	掃	紅	柴	大	土	大	索	石	春	淺	計	市	舟	九龍よりの苦力	總計
凹 (Shek lap)	灣 (Sook wan)	下 (Taisek ha)	路 (Kwin taiho)	浦 (So-Koempoo)	爐 (Hung Keong loo)	灣 (Sai wan)	浪 (Tai long)	灣 (Too te wan)	潭 (Tai tan)	灣 (Soo koo wan)	咀 (Shek tong chny)	坎 (Chun hum)	灣 (Tseng Sui wan)		場	中		
貧	大	小	漁	小	同	同	漁	小	同	同	同	荒	同					
村	村	村	村	村			村	村				村						
一五〇	一、二〇〇	二〇	五〇	一〇	五〇	三〇	五	六〇	二〇	三〇	二五	〇〇	〇〇	四、三五〇				
															八〇〇			
															二、〇〇〇			
															三〇〇			
															七、四五〇			

其後一八四六年には一萬三千三百餘人に増加したり。

(The Chinese Repository, vol. X, pp. 135, 289)

(註六) R. M. Martin, "China", vol. II, pp. 326; The Chinese Repository, vol. XV, pp. 125-6

### 三 人口の増加

香港の經濟的發達は人口の増進に徴して之を知り得べきが、其人口の増加は、出生の自然的増加に依るよりも支那本土の政争動亂及飢饉等の影響に依ると同時に、香港の貿易通商の發展、領域の擴張又は内外移民出入バランスの結果に依ること一層大なるものあり。

蓋し領有當時數年間は正確の調査數字なきも、一八四五年以降八十有餘年間の趨勢を知ることを得、即ち一八四五年は二萬四千百餘人(支那人二萬三千百十四人、外國人千四百十三人)なりしものが、累年増加して一八五一年を除き十箇年後の一八五五年には約三倍し、七萬二千六百餘人(支那人七萬六百餘人、外國人千九百餘人)に上り、其後は一八六四年を除き十箇年後の一八六五年には約七割を増加して十二萬五千五百餘人(支那人十二萬一千四百九十七人、外國人三千六百十六人)に上り、次で一八六六年以降は一時に減退する所あり、又其後二十年間は一八七二年、一八七六年及一八八一年の三箇年を除き人口統計の徴すべきなく、著しき増進を認めざりしが、一八八六年には十八萬一千七百餘人(支那人十七萬一千二百九十人、外國人一萬四千二百十二人)に上り、一八九一年以降は二

十萬人を超過するに至り、其後一八九六年を除く外は毎年増進し、一八四五年より約半世紀を経たる一八九四年には十倍して二十四萬人を突破し、一九〇一年後は三十萬人、一九〇七年後は四十萬人、一九一四年後は五十萬人、一九二〇年後は六十萬人、一九二二年は六十八萬六千餘人(支那人六十七萬二千五百餘人、外國人一萬四千人)に達し、一九二二年に稍減退したる外、最近は更に急激に増加して一九二五年には八十七萬四千餘人(支那人八十五萬七千餘人、外國人一萬六千五百人)一九二七年には九十七萬七千餘人(支那人九十六萬一千餘人、外國人一萬六千五百餘人)に上り、一九二八年には領有以來の最高記録たる百七萬五千餘人(支那人百五萬七千餘人、外國人一萬七千七百餘人)に達するを見たり。

左に英領以來八十有餘年間の人口毎五箇年の増進割合を掲ぐ。(一九一七年迄は“76th Anniversary of the China Mail”に依る)

支那人以外人口	支那人人口	合計
一八四一年	五、六五〇	—
一八四二年	—	一二、三六一
一八四三年	—	—
一八四四年	四五四	一九、〇〇九
一八四五年	一、〇四三	二四、一五七

一八五〇年	一、三〇五	三一、九八七	三三、二九二
一八五五年	一、九五六	七〇、六五一	七二、六〇七
一八六〇年	二、四七六	九二、四四一	九四、九一七
一八六五年	四、〇〇七	一二一、四九七	一二五、五〇四
一八七〇年	八、七五四	一一五、四四四	一二四、一九八
一八七六年	八、九七六	一三〇、一六八	一三九、一四四
一八八一年	九、七一二	一五〇、六九〇	一六〇、四〇二
一八八六年	一〇、四一二	一七一、二九〇	一八一、七二〇
一八九〇年	一〇、九七二	一八七、七七〇	一九八、七四二
一八九五年	一〇、八二八	二三七、六七〇	二三九、四一九
一九〇〇年	一四、七七八	二四七、九〇〇	二六二、六七八
一九〇五年	一七、九七七	三五九、八七三	三七七、八五〇
一九一〇年	二〇、八〇六	四一五、一八〇	四三五、九八六
一九一五年	二三、三九〇	四九五、八四〇	五〇九、一六〇
一九二〇年	二四、〇〇〇	六三四、一五〇	六四八、一五〇
一九二五年	一六、五〇〇	八五七、九二〇	八七四、四二〇
一九二七年	一六、五七〇	九六一、四〇〇	九七七、九〇〇
一九二八年	一八、一五〇	一、〇五七、五四〇	一、〇七五、六四〇

如上一八五、六十年代の増加は太平亂の影響又は九龍半島の割讓(一八六〇年)に依り、一九〇〇年

前後の増加は九龍植民地の租借(一八九八年)に依り、一九一〇年以降は革命亂に依り、一九二五年以降は最近の革命亂に附帶せる赤禍運動其他騷擾の影響等に依ること多く、殊に一九二八年は主として省港罷工後の恢復に基くと同時に、苛税負擔を免る爲め、次第に香港を利用せんとするものが増加し來りたる結果なり。自ら香港は昔日の租界以上に眞に避秦の桃源たるの地位に在るものとす。次に一九二七、八年の地方別人口状態を見れば左の如し。

支那人人口	一九二七年	一九二八年
ピクトリヤ市街	五〇〇、〇〇〇 <sup>名</sup>	五五〇、〇〇〇 <sup>名</sup>
九龍	二四〇、〇〇〇	二六四、〇〇〇
九龍新租借地	八七、五〇〇	九六、二五〇
香港島村落	三九、九〇〇	四三、八〇〇
水上生活者	九四、〇〇〇	一〇三、四〇〇
計	九六一、四〇〇	一、〇五七、五四〇
支那人以外人口	一六、五〇〇	一八、一五〇
總計	九七七、九〇〇	一、〇七五、六九〇

一九二八年の移住民は、入港數(鐵道及汽船に依るもの)七十三萬五百七十人に對して出港數六十七萬七千九百四十一人なるを以て、増加數は五萬二千六百二十九名となる。

終りに支那人以外の人種別人口は、一九二一年のセンサス當時には一萬四千七百九十三名にして、

總人口の二、四割に過ぎざれど、三十二の國種を包含す。歐米人一萬一千六十二人中、純英國人は二千七百七十七人に過ぎず、其他の英國籍歐洲人は四千三百名を占む。最近一九二七年の支那人以外の各國籍人口を示さば下の如し。

國別	男	女	計
日本	九五四	六七三	一、六二七
米	二三四	一四〇	三七四
伊	四四	五二	九六
獨	七二	三八	一一〇
和	四〇	三二	七二
佛	四一	二五	六六
葡	—	—	約 三、〇〇〇
暹	五	—	五
キ	四	—	四
ユ	—	—	—
バ	—	—	—
羅	—	—	—
丁	一四	五	一九
智	二	三	五
瑞	—	—	—
典	—	—	—
ヘ	八	九	一七
ル	—	—	—
威	—	—	—
英	四、七〇九	三、一八〇	七、八八九
合	—	—	一三、三八二
其他	—	—	八〇

日本人の香港在住沿革は、英國の領有後三年たる一八四五年に於ける四名の漂流者を先驅となし、明治五年日本領事館を開設し、同八年頃より香港の通商に従事するものあり、同十二年末には三井物産株式會社は支店を設け、同二十年頃には在留邦人數は約二百名に近く、同三十年前後迄に正金銀行、東洋汽船、大阪商船會社等支店を設け、同三十二年には約三百名、日露戰爭當時には倍加し、四十年頃には約八百名を突破し、大正元年には一千一百七十人に達し、同八年には最高千八百餘名を占め、其後多少減退し、最近は千六百名内外にして、臺灣籍民七、八十名を含むが如し。職業別に見るときは、明治四十一年末には總數八百三十五名中、第一位は女郎屋の十三戸娼妓百七十二名を筆頭となし、會社員等九戸三十名之に次ぎ、其他仲買商十二戸六十七名、料理店八戸五十三名等なりしが、昭和三年十月一日現在には邦人千六百餘名中、商人其他本業者九百餘名とし、會社銀行員等多數を占め、往時と異り、娼妓酌婦の如きは合計して八十八名に過ぎざること、なれり。

四 政 治

香港植民地の統治は英國皇帝の任命する總督の管掌する所にして、總督は司令長官並に海軍中將を兼ね、又香港大學總長たり。一八五二年四月十四日ポウリングの代理時代より一八五九年九月九

日サー・エッチ・ロビンソンが就職したる迄は特に貿易監督官(Superintendency of Trade)並に駐支外交全權を兼攝したるものとす。行政は行政會議(Executive Council)の諮詢に依り總督之を行ひ、立法は立法會議(Legislative Council)の協賛に依り之を決定し、其制定したる法律(Ordinances)に對しては英國皇帝が否認權を有す。

司法は裁判所之を行ひ、裁判所には高等法院及警察裁判所あり、高等法院は民刑事事件を裁判し民事は民事第一審及民事簡易裁判所に分ち、前者は千弗以上後者は千弗以下の事件を審判す。高等法院長及主席判事は總督が特許狀に依り之を任命す。警察裁判所は保安判事たる一名又は一名以上の警察裁判官を以て組織したる簡易なる裁判機關にして、其判官は總督の任命する所となす。

歴代總督の氏名、任期等を列記すれば、下の如し。

- 一、サー・エッチ・ボツチンガー 一八四三年六月廿六日より一八四四年五月迄
- 二、サー・ジョン・ダヴィス 一八四四年五月八日より一八四八年三月十三日迄
- 三、サー・ジョウウジ・ボンナム 一八四八年三月二十日より一八五四年四月十二日迄
- 四、サー・ジョン・ボウリンガ 一八五四年四月十三日より一八五九年五月五日迄
- 五、サー・ヘルキスレス・ロビンソン 一八五九年九月九日より一八六五年三月十三日迄
- 六、サー・リチャード・クラヴィス・マグラナルド 一八六五年三月十五日より一八七二年四月廿二日迄
- 七、サー・アーサー・エー・ケネデー 一八七二年四月十六日より一八七七年三月一日迄
- 八、サー・ジョン・ホープ・ヘンネツセー 一八七七年四月廿二日より一八八二年三月七日迄

- 九、サー・ジョウウジ・フアーガソン 一八八三年三月三十日より一八八五年十二月十九日迄
- 十、サー・ウィルアム・ゾボ 一八八七年十月六日より一八九一年五月七日迄
- 十一、サー・ウィルアム・ロビンソン 一八九一年十二月十日より一八九八年二月廿一日迄
- 十二、サー・ヘンリー・アーサー・ブレイキ 一八九八年十一月廿五日より一九〇三年十一月廿一日迄
- 十三、サー・マシウ・ナサム 一九〇四年七月廿九日より一九〇七年四月二十日迄
- 十四、サー・フレテック・シオン・テイルトリールガード 一九〇七年七月廿九日より一九一二年十二月廿五日迄
- 十五、サー・フランシス・ヘンリー・メー 一九一三年七月五日より一九一八年九月十二日迄
- 十六、サー・レザナルド・スタツパス 一九一九年九月三十日より一九二五年十月三十一日迄
- 十七、サー・セシル・クレメンチー 一九二五年十一月一日より一九三〇年迄
- 十八、サー・ウィルアム・ヒール 一九三〇年三月 月 迄

官廳の組織は、一八四九年頃には總督直屬に六名、同長官官房に七名、検査局(Surveyor-General office)に入名、海軍裁判所に八名、警察部に十四名、工務局に七名、法務部に五名、砲兵隊に二名、軍需局に四名、西營盤海軍部に五名等にて、僅かに七十名内外の文武官吏を存したるのみ、二箇年後の一八五一年に至つては會計検査局、登記所(撫華道と云ふ支那事務局の前身)、港務局、醫院等を新設したれど、總員八十餘名に過ぎざりしが、今日の香港政廳は下の如く各部局に分れ、主腦部は總て、英國人とし、書記階級以下雇傭員等は葡萄牙人、支那人又は印度人等少からず、吏員は英人の外他の外人及支那人を合計せば、約二千名に達す。

民政長官部 (Colonial Secretariat)
支那事務局 (Secretariat for Chinese)
高等法院 (Supreme Court)
警察裁判所 (Police Magistrates Court)
檢事局 (Attorney General office)
會計検査局 (Audit Department)
租借地管理官 (District officers)
破産管財官兼商標登録官 (Official Receiver, and Registrar of Trade Mark)
土地局 (Land Office)
警務局 (Police Department) 監獄 (Prison)
クラウン・ソリシター (Crown Solicitor)
財務局 (Treasury)
港務局 (Harbour Masters Department)
渡務部 (Harbour Office)
海軍部 (Maritime Marine Office)
船舶検査部 (Marine Surveyors Office)
輸出入監督局 (Imports and Exports Office)
醫務局 (Medical Department)
衛生局 (Sanitary Department)
園林局 (Botanical and Forestry Department)

總督

以上の中職員数最も多きは警務局、土木局、教育局、鐵道局等となす。  
 茲に政廳官吏の俸給を擧ぐれば左の如し。

總督	年俸
民政長官 (香港布政使 Colonial Secretary)	四、八〇〇
高等法院長 (香港按察使 Chief Justice)	一、二〇〇
副院長 (副按察司 Puisne Judge)	二、〇〇〇
檢事總長 (香港法政使 Attorney-General)	二、四〇〇
警務總監 (香港警察司 Captain Superintendent of Police)	一、六〇〇
財務局長 (香港庫務司 Treasurer)	一、八〇〇
土木局長 (香港工程司 Director of Public works)	一、五〇〇
支那事務局長 (香港華民政務司 Secretary of Chinese Affairs)	一、五〇〇
港務局長 (香港船政道 Harbour Master)	一、三〇〇
(外ニ交際費)	一、二〇〇

教育局長(香港教育司 Director of Education)	一、三五〇
九廣鐵道局長(香港鐵路總辦 Manager, Kowloon Canton Railway)	一、三〇〇
輸出入監督局長(香港海關監督 Superintendent, Import and Exports)	一、二〇〇
會計監督局長(香港核數監督 Auditor)	一、二〇〇
醫務局長(香港醫務監督 Director of Medical Service) & イタリヤ市	一、一五〇
警察裁判長(香港裁判司 Police Magistrate)	一、〇五〇
九龍	一、一五〇
クラウソリミター(香港政府狀師 Crown Solicitor)	九〇〇
衛生局長(香港清淨局總辦 Head of Sanitary Department)	九七五
監獄長(香港監獄官 Superintendent of Prison)	七五〇
園林局長(香港園林監督 Superintendent, Botanical and Forestry Department)	一、二〇〇
郵便局長(香港郵便政道 Post Master General)	一、二〇〇
土地局長(香港田土廳 Land Officer)	一、二〇〇
租借地管理官(香港理民府 District Officer)	六五〇
氣象臺長(香港天文臺監督 Director, Royal Observatory)	九〇〇

クラーク	英人	二〇〇	年俸	七八〇
書記	同	一、〇五〇	年俸	三、〇〇〇
(イ)	支那人(主として)	四五〇	年俸	四、八〇〇

(上級書記は主として英國人とし、定員は一九二九年に三十二名あり、下級書記は主として支那人にして、定員は同年六百十四名ありたり)

警察官

歐洲人

員數(一九二九年度)

スーパインテンデント	三名	年俸	八〇〇—一、一〇〇
監	三名	年俸	四〇〇—一、一〇〇
副監督	六名	年俸	五〇〇—六〇〇
チーフインスペクター	三名	年俸	四〇〇—四五〇
主席警視	一名	年俸	三二〇—三六〇
インスペクター	三七名	年俸	二二〇—三〇〇
副警視	四四名	年俸	一六〇—二〇〇
警部	一四九名	年俸	一、八〇〇—二、四〇〇
インスペクター	二名	年俸	九六〇—一、五〇〇
副警視	二名	年俸	七八〇—八四〇
主席警部	四名	年俸	六六〇—七二〇
警部	三五名	年俸	三六〇—四二〇
巡查部長	六八名	年俸	三三六—三四八
巡查	六〇〇名	年俸	二七六—三一二

印度人

スーパインテンデント	二名	年俸	一、八〇〇—二、四〇〇
副警視	二名	年俸	九六〇—一、五〇〇
副警視	二名	年俸	七八〇—八四〇
主席警部	四名	年俸	六六〇—七二〇
警部	三五名	年俸	三六〇—四二〇
巡查部長	六八名	年俸	三三六—三四八
巡查	六〇〇名	年俸	二七六—三一二



警視	三	七二〇
主席警部	三	六〇〇
探偵長	二	六〇〇
警部	三一	四〇〇—四〇八
巡查部長	五六	三二四
巡查	六三六	二〇四—三〇〇
女探偵	三二	一三二—一五六

The Hongkong Civil Service List for 1929, Hongkong Blue Book for the year 1928, Estimates of Revenue and Expenditure, 1930.

### 五 財 政

香港財政の變遷は同地の經濟上の發展を卜するに足ると共に、又同政廳の各種事業の成績を知り得べきものあるが故に茲に概述せんとす。

領有當時の歳入は僅かに一萬二千磅に對し、歳出は約十三萬磅（人件費及土木費各五萬磅、領事館費等三萬磅）に達せり。當時のチャイナメール紙には一八四五、六年にも收入は三萬磅に達せざるに、支出は六萬磅を超過したるが如く記するも（註、七）同紙記念號に列記せる所に依れば、收支六、七萬磅臺にして著しき出入なく、外に軍事費として十四、五萬磅を計上せり。其後は累年増加し一八五〇年代には財政上本國政府より獨立するに至りたるものとす。但し軍事費は本國政府より之を補給し、

又香港政廳よりは其總收入の二割を軍事費として本國政府に納入しつゝありたり。

一八四四年以降最近一九二八年に至る八十五年間を通じて收支の適合を得ざりし年次は、約半に近く、收入著しく不足を生じたるは一八八四年以降一八八八年及一九〇二年、一九〇八年、一九一五年、一九二四年乃至一九二六年となす。歳計膨脹の状態は、一八四四年以降一八六〇年迄は著しからず、却つて出入共各七萬餘磅に達したる。一八四五年の例に及ばず、一八六一年には收入六十一萬餘弗支出五十二萬六千餘弗を占めたり。以來漸次増加し、一八八〇年頃迄は多くは八、九十萬弗臺に在り、十箇年後の一八九一年より收支各二百萬弗に上り、更に十箇年後の一九〇一年より一九一一年頃迄は收支各四百萬弗以上六七百萬弗臺に在り、一九一四年以降は一千萬弗乃至一千八百餘萬弗に達し、最近一九二一年は收入一千七百萬弗臺に過ぎざりしが、翌一九二二年以降一九二四年迄三箇年は急に増進を示し、一九二二、四年に各二千四百萬弗を越へたるは、主として土地熱が勃興し、其賣下價額は一九二三年の如き三百四十萬元を占めたるに因るが如し。而して一九二五年には罷工事件後善後策の一として政廳の投資財産を賣下げ補填する所ありたれ共、其收入二千三百萬弗に對し、支出二千八百二十六萬弗を示し、收入不足額は五百餘萬弗に達し、尙一九二六、七年は廣東對英經濟絶交の反響に依り何れも收入は二千一百萬弗臺に減退したりが、最近一九二八年には收入二千四百九十六萬餘弗に對し、支出は二千二百二十三萬餘弗となれり。

各期間に於ける毎五箇年の歳出入を掲ぐれば下の如し。(單位千磅及千弗)

年	歳入	歳出	軍事費
一八四四年	六三	五三	一五二
一八四五年	七四	七二	一四三
一八五〇年	三七	三四	六四
一八五五年	四七	四〇	三四
一八六〇年	九四	七二	—
一八六五年	八四三	九三七	—
一八七〇年	九一四	八七七	—
一八七五年	八九六	八六九	—
一八八〇年	一、〇六九	九四八	—
一八八五年	一、二五一	一、六二一	—
一八九〇年	一、九九五	一、九一五	—
一八九五年	二、四八六	二、九七二	—
一九〇〇年	四、二〇二	三、六二八	—
一九〇五年	六、九一八	六、九五一	—
一九一〇年	六、九六〇	六、九〇七	—
一九一五年	一一、七八六	一五、一四九	—
一九二〇年	一四、六八九	一四、四八九	—

一九二五年 二三、二四四  
一九二八年 二二、一三一

×軍事費としては一八五九年迄計上し、一八五八年は二十三萬九千餘磅、一八五九年は二十六萬七千餘磅に達せり。

(註七) マーチンの報告書「支那」に依れば、一八四三、四年頃の香港歳入は一萬二千磅に過ぎざるに、歳出は人件費、土木費各五萬弗、領事館費三萬磅に達すと記し、一八四七年二月四日の「チャイナ、メール」紙に依れば、一八四五年及一八四六年の歳入は各二萬二千餘磅に對し、其支出は一八四五年は六萬六千七百餘磅、一八四六年は六萬三千餘磅とせり。

(R. M. Martin, "China" vol. II, pp. 352 The Chinese Repository vol. XV, pp. 139, 140, vol. XVI, pp. 104)

次に一九二六年以降三箇年間に於ける各收支項目を表示すれば下の如し。(單位千弗)

歳入の部	一九二六年	一九二七年	一九二八年
燈臺稅	一一〇	一三二	一三八
同上特別稅	一二七	一五八	一六五
特許料其他收入	一四、〇二〇	一五、二四八	一五、〇八一
裁判所其他手数料	一、四八八	一、七八九	一、九四五
郵便料	七六六	八九〇	九六六
廣九鐵道收入	五三八	七三一	八二〇
官有財産貸料	一、二六四	一、二八三	一、三三一
利子	二二七	六五	二三五
雜收入	二、二九〇	六五五	二、六四七
計	二〇、八四五	二一、二〇〇	二二、三三三

第二章 香港

土地拂下	二八六	一四三	一、六三五
總計	二一、一三一	二一、三四四	二四、九六八
歲出の部			
總督	一一五 <small>千</small>	一〇三 <small>千</small>	一〇七 <small>千</small>
候補職員	二九二	一五二	一五九
書記(セニオル)及會計係	—	三一六	三二三
書記(ユニオル)	六六九	七〇五	六三一
長官部及立法部	五五	四三	五六
支那事務局	八	一一	一一
會計検査局	四五	四一	四七
財務局	二五	六	八
港務局	六一九	六三二	七四八
租借地管理局	二五	三〇	三一
輸出入監督局	六六七	八四九	七四八
氣象臺	四五	三六	三五
高等法院	一三三	一四一	一三六
檢事局	二三	二四	三五
クラウン・ソリシター	六七	三六	五一
警務局	一、七四五	一、七五九	一、九八六

第二章 香港

消防隊	二〇六	一九〇	一九八
監獄部	四七二	四九三	四八五
醫務局	七二三	七一七	七八六
衛生局	五六九	五八八	五七八
園林局	八七	九三	九六
教育局	九一〇	一、〇九一	一、一〇三
軍事費	四、二四七	三、四九一	三、七四八
土木局	一、二四八	一、三〇九	一、三六二
土木修繕費	一、八三二	一、五四二	一、四八二
土木臨時費	四、七二〇	二、九六六	二、一〇八
築港部	五九	—	—
築港臨時費	五二六	—	—
郵便局	一一〇	一三四	二四三
廣九鐵道局	七六六	六三二	七四七
公債費	八〇三	七九〇	一、〇四六
年費	五七八	六五九	七三九
慈善費	一一五	一一八	一〇〇
其他	—	—	—
計	二一、五二四	二〇、八四五	二一、二三〇

歳入中最も多きは阿片専賣收入、酒税、煙草税及印紙税等となす。輸入煙酒に課税したるを以て、香港は固より本國と同じく自由貿易主義なれども、自由港たる性質に制限を加へたるものとす。阿片の精製及販賣は從來阿片特許商をして請負はしめ其特許料は政廳の重要財源なりしが、政廳は一九〇九年三月二十六箇處の煙館を裁撤し、尙一九一〇年二月二十八日以降香港及新植民地の吸食店に對しては特許を更新せざることをし、且つ同年三月一日迄には各種の吸食所を全部廢止することを布告し、遂に特許期間の満了と同時に一九一四年三月以降特許制を改め、政府の専賣に附する旨を布告し、同年三月一日には輸出入監督局の烟酒課内阿片部に於て阿片専賣に關する一切の事務を繼承し、一九一五年以降主として市價騰貴の爲に増加し、同年四百七十六萬弗、一九一六、七年は各五百八十萬餘弗、一九一八年には最高八百六十八萬餘弗に達し、一九二〇年後は漸減し、一九二二年乃至一九二四年は各年五百萬弗以上を占めたりしが、最近一九二七、八年は各三百三十餘萬弗となり。阿片の専賣價格は、香山烟は三兩に付五十弗、二等烟一兩に付十四弗五十仙等となす。

酒税は一九〇九年九月一日に酒類條例を制定し、香港に消費せらるる酒類に課税し、現在の監督局の前身たる輸出入廳を設け、同法は一九一一年改訂し、一九一六年には新輸入税を設け、一九二一年並に一九二六年之を改定したるものとす。酒税收入は一九一六年以降一九二〇年迄は多く七十餘萬弗に過ぎざりしが、一九二一年より百萬弗を超過し、最近一九二八年には百八十四萬餘弗に達せ

り。(酒税は、洋酒は一ガロンに付十弗以下七仙迄六等に分ち、支那酒及日本酒は各一弗二十仙及五仙に分ち)

煙草税は専ら阿片専賣收入を補填する目的を以て、一九一六年七月十四日煙草條例を制定し、輸入煙草に課税し、一九二一年四月並一九二三年本條例を改定し、増税する所ありたり。烟税收入は當初一九一六年には二十一萬弗に過ぎざりしが、一九二一年頃より激増して百萬弗を突破し、最近一九二七年には百九十二萬五千弗、一九二八年には百九十六萬九千餘弗に達せり。(煙草税は、シガ―は一封度に付價三弗二十五仙以上は二弗五十仙とし、其以下五十仙迄での五等に分ち、其他の煙草は一弗六十仙以上は一封度に付き價格一弗六十仙以上は一弗五十仙とし、以下三十仙迄の四等に分ち)

燈臺税は極めて輕率なれども、噸税に該當すべきものとし、一八八四年一弗紙幣及補助貨鑄造の費用を支辨する爲に、之を課することとし、一九〇八年の颱風に依る防波堤築造費に充當せんが爲に、特別燈臺税每噸一仙を入港船に課し、同時に本税を一仙増加して二仙としたり。但し特別附加税には河船に對し晝夜共課税したるが故に、收入額は本税よりも多し。

歳出中最も多きは警察費、土木費、軍事費なれど、香港の發達は土木費の多募に依つて之を判定することを得。例へば其經費は、領有後數年間は草創の間にして、總經費の四〇%乃至五〇%を占め、

其後一八六〇年より一八六五年代迄は、水道、公園、道路等の土木工事盛なりしを以て、四〇・三四%、多きは一八六四年の四八%餘を占しめが如く、次で一八八三年以來は亦熾に土木事業を起し、大潭貯水池工事を始め、學校、天文臺、防波堤、埠頭等の築造ありたるを以て、一八八三年には三二・二八%、一八八四年は三六・六五%、一八八五年は三九・八五%、一八八六年には四八・九四%、一八八七年には四六・二三%を占め、其後一八九二年頃迄は燈臺建設其他の事業ありし爲め、尙二八%以上三一%を占め、一八九五年には三六・七九%を占め、一九〇二年及一九〇四年には貯水池の擴張其他の爲め二三・〇%餘を占め、一九〇六年には未曾有なる颶風に依る損害ありし爲め三〇%餘を占め、一九〇八年には當時九廣鐵道の工事、九龍の水道、錨地、其他の建設等あり、同年は三九・三八%を占め、其後は著しき増進を呈せざりしも、近年に至り人口の増加と共に香港島の外、九龍新植民の發展に伴ふ各種の水陸事業の改修、擴張又は新設等に依り、一九二三年以降其費用を激増し、一九二四、五年には各一千二百餘萬弗に達し、一九二四年には四四%以上、一九二五年には四一・五一%を占むるに至れり。但し一九二六年以降省港罷工事件の影響を受けて稍減退したれども、尙三〇%前後を占めたるが如し、今一九一九年以降最近十箇年間の總歲出に對する土木費の比例を示さば左の如し。

年	總經費(單位千弗)	土木費(單位千弗)
一九一九年	一七、九一五	三、四四八

一九二〇年	一四、四八九	三、八五〇
一九二一年	一五、七三七	四、六四三
一九二二年	一八、五六三	五、四七一
一九二三年	二一、五七一	七、〇四二
一九二四年	二六、七二六	一一、〇九一
一九二五年	二八、二六六	一一、六三八
一九二六年	二三、五二四	七、七九一
一九二七年	二〇、八四五	五、八一八
一九二八年	二一、二三〇	六、五〇一

## 第二節 港灣の設備

### 第一款 港界及水深

香港々即ちツイクトリヤ港は香港島の北側と九龍半島尖端との間に位せる天然の港灣にして、南は香港島の北岸に沿ひ、西は香港島の西端より青州島クワンアイランドの西端に引ける線及同島の西端より灣竹ストリン、カッターの西端に引ける線を界とし、北は灣竹州南岸及同島の北角より深水埔に在る港務局に引ける一線及九龍半島沿岸を界とし、東は香港島の最北端ノースポイントより舊九龍棧橋に引ける線を界となす。

北は九龍半島の南岸一帯に亘り、其尖端は大陸より香港島に向つて南方に突出すること約二哩半にして東側に九龍灣あり、同灣の東南側には紅磡灣を抱き、東方は一旦開展し、最高部は南北十二哩に亘るが、鯉魚門に至りて兩岸相迫り、其間僅かに四分の一哩に過ぎず、當港の北方九龍半島に面する部を除き、他の三面は大小の島嶼に依つて圍繞せられ、風波を防ぐが爲に、颶風季の外は平時好錨地たり。

港内の面積は干潮時約十平方哩中約四平方哩は二十七呎以上の水深を有し、最深六十四呎に達すれど、陸岸に接すれば多くは二十呎乃至三十呎とし、主として二千噸級の汽船を繋留す。從來干潮時に露出する海傍東街の前水面灣仔灣の如きも、既に埋立工事完成するに至り、十五、六呎の水深を保つに至れり。獨り九龍棧橋又は鐵道停車場地先に在る青筒汽船會社の埠頭附近は三十二呎餘の水深にして、大型汽船を繋留するに適す。

投錨區域は便宜左記の如く十二區に分つ。

- (一) 自青州島至瓦斯會社
- (二) 自瓦斯會社至渣甸棧橋
- (三) 自渣甸棧橋至港務局
- (四) 自港務局至市場
- (五) 自市場至アレーキ棧橋

- (六) 自市場アレーキ棧橋至海軍工廠
- (七) 自海軍工廠至青屋
- (八) 自青屋至東端
- (九) 自東端至燈籠州
- (十) 自燈籠州至北端
- (十一) 渣甸棧橋
- (十二) 青筒汽船會社棧橋

前記(一)乃至(五)迄は一般貨物船の錨地、(六)(七)は海軍錨地、(八)は石炭船の錨地に指定し、危險物積載船の錨地は港内に存せずして外海を指定せるも、酸類の如き商品を積載する船舶は、特許を得ば港内に碇泊することを得。

航路別より繋船區域を分たば、歐洲船又は米國船は九龍棧橋及中央沖合に、西貢、盤谷、新嘉坡及蘭貢船は東瑞に、甲谷陀、孟買船は九龍棧橋に、甲谷陀航路船中ブリチユッシュインデア船は渣甸棧橋又は中央沖合に、海防、東京船は多くは上環中央沖合に、馬尼刺船及天津船は中央沖合に碇泊するを普通の例とせり。蓋し香港々附近には暗礁又は淺瀬少きが爲に、船舶の出入には比較的安んじて、東方狹隘なる鯉魚門水道と雖ども潮流急ならず、船舶の出入港に困難を感ずることなく。且つ港内は平素靜穩にして、雨天又は曇天ならざる限り夜間と雖ども比較的光明にして、船舶又は

浮標等の位置を發見することを得、尤も三、四月頃より六月頃迄は時々海霧あり、六月末より十月頃迄は往々強烈の颱風襲來するを常となし、船舶の入出港に困難を來し、又荷役不可能に陥るゝことあれども、そは一箇年二、三回に過ぎず。(香港に於ける颱風は一八八四年より一九二三年迄四十年間に六十回に及びたれど、歴史的の大颱風は一八七四年、一九〇六年に起りたるものとす、) 同港の大潮干満の差は約六呎乃至九呎とし、潮流は鯉魚門、青島間及港内に於て其速力は二、三節に過ぎず。

第二款 繫船設備

第一 棧橋

香港側の陸岸には花崗石を以て築造したる小規模の三十有餘の棧橋あり、政廳設置の二、三個を除く外は私設に係り、沿岸汽船及河航汽船の専用供し、公開せず、多くは有蓋にして雨天貨物の積卸又は船客の昇降に便なり。九龍側埠頭には九龍倉庫會社及太古汽船會社に屬するもの各數個あり、中には五百五十呎乃至六百五十呎の船舶を繫留するに足るものあり、棧橋上には軌條を敷設し、貨物は臺車に依つて受授す。

今代表的九龍倉庫會社の棧橋の寸尺水深其他を示さば左表の如し。

名 稱	長	幅	潮流	軌條數	備 考
九龍倉庫棧橋 No. I	六六二・一一	四六呎	緩	六	第一號ト第二號ノ間隔ハ三六二呎
同 No. II	五〇五	四一・二	緩	六	第二號ト第三號ノ間隔ハ三六七・二呎
同 No. III	五六二	四八・六	稍急	六	第三號ト第五號ノ間隔ハ四一三・三呎トス
同 No. III	縱 六二	橫 六四			丁字型トス
同 No. V	六五七	五一	稍急	六	

以上埠頭の水深は現在干潮時最高三十六呎に淺渌したるものあり、尙近來大型汽船の入港増加したるを以て、棧橋の新造並に延長を計畫することゝなり、九龍倉庫第一號の地先に三百廿五呎の間隔を置き、長さ八百呎、幅六十呎の棧橋を一個及同棧橋と又相並びて現在の海軍所屬區域の海岸に北側四百呎南側三百五十呎の間隔を置き、長さ七百呎、幅六十呎の新棧橋一個を造ることゝし、本年(一九三〇年)一月より工事に着手し、本年九月竣功の豫定とす。海軍敷地は西方に在る同倉庫會社の建物敷地と交換するものとす。是等設備完成の後には、現在の第三號棧橋を擴張して長さ八百呎、幅六十呎となすべきものとす。現在の五棧橋大型船八隻、中型船十一隻を同時に繫留するも、新設完了の上は、一個にて中型船なれば四隻を繫留せしむるに足るべしと云ふ。

第二 浮標

從來香港に於ては、港務局長の許可を得て私有浮標の設置をなし、右設置者は一箇年六十弗の錨地使用料を納付したるが、私有制度を伴ふ不便多かりしを以て、政廳は一九一三年末本國政府の認可を受け、私有浮標四十三個の買上實行に着手し、歐洲戰爭の爲に一時延期したりしが、一九一五年より一九一六年一月に亘り、政廳は私有に係るもの全部の買上を決行し、其標識及料金等に關し、同年二月十一日の官報を以て左の布告を發せり。

- (一) 官有浮標は紅色を以て Government Buoy と記し、黑色を以て A. B. C. の字を記す。
- (二) A 級浮標は長さ四百五十呎乃至六百呎の汽船に使用す。  
B 級浮標は長さ三百呎乃至四百五十呎の汽船に使用す。  
C 級浮標は三百呎又は其以下の汽船に使用す。
- (三) 官有浮標の使用に對し、左記料金を徴す。
 

A 級	一日又は一日以内	八弗
B 級	同	六弗
C 級	同	四弗
- (四) 港務局長は自由裁量に依り、官有浮標一箇月の料金を二十一日分より少からざる率に定め、之

を貸與することを得、但し其貸與は何時にても之を取消すことを得。月極借受人は之を第三者に轉貸することを得ず、而して同浮標を現に使用し居らざる場合には港務局長は他の船舶に對し一時之を使用せしむることを得(Ordinance No. 10 of 1899 and Government Notification No. 53 of 1916, No. 7 of 1924)

設置當時の浮標數は四十個に過ぎざりしが、現在は A 級十七個、B 級二十個、C 級十九個計五十個に増加し、料金は同一とす(Report of the Harbour Master, 1928)

浮標の位置は多く港内中央部に在り、一部はイーストポイント及灣仔沖に在り。

海軍浮標は海軍工廠前面及九龍半島西方の海軍錨地に在つて、英國軍艦及外國軍艦の擊留に充つ。

第三款 倉庫

倉庫が港灣設備中の最も重要部を占むることは、言を俟たざれど、殊に香港が東洋の仲繼港として一個年一千萬噸以上の貨物を咀嚼し、今日の大をなしたるは香港自體一種の浮倉庫たる働をなしたる爲となす。

香港倉庫の濫觴は既に一八四二年にジャードン及マジイソンが廣東に於ける東印度會社の本據地を香港を移し、イーストポイントの邊陲なる一海角を買收し、スクーター其他小舟の曳揚又は修繕を目的とし、住居船臺を共に倉庫を造りたる當時に遡るが、其後一八八五年に至りて漸く九龍倉庫



を設備し、フェイリス及チャーターに依つて現在の第一及第二倉庫並に第一棧橋を築造し、一八八七年には之を株式組織となせり。

香港現在の倉庫は九龍側及香港側に在り、九龍側倉庫は敷地廣大にして且つ二階建以上のもの多く、其收容能力は又大なるものあり、九龍倉庫會社及大古洋行倉庫の一帶は倉庫街を形成し、香港側倉庫は西營盤及南部灣仔に亘り其數甚だ多しと雖ども、各地に散在し規模大ならず。

一九一九年頃調査したる香港に於ける倉庫の收容能力を擧ぐれば下の如し。

收容能力	
九龍倉庫會社倉庫	二九一、〇四一噸
一、九龍側	三〇、〇〇〇噸
大古洋行倉庫	一一、三七六噸
油麻地同	三三二、二四七噸
計	三八一、五五三噸
二、香港側	六二、〇〇〇噸
一、西營盤堅尼泥方面倉庫(三十七箇處)	四四三、五五三噸
二、灣仔方面同	七七五、八〇〇噸
計	一一一三、九〇六噸
總計	一四一五、八六二噸

九龍側の油麻地及香港側に於ける倉庫の收容能力は大なるが如きも、多數は私設倉庫にして商人の自家用に屬し。又は賃貸に附するものあり、完全なる設備少く、又異動ある爲め固より正確な調

査をなし難し。現在倉庫會社又は船會社に屬し、廣く一般の需要に應ずる代表的倉庫たる九龍埠頭及倉庫會社、青筒汽船會社、均益倉庫會社(China Provident Loan & Mortgage Co.)等の倉庫の總收容能力は五十萬に達し、九龍側は三十萬噸、ヅイクトリヤ街は二十萬噸を占む(Report of the Harbour Master for the year 1928 pp. 45)

左に二、三重要な倉庫の設備を概説せん。

(一) 九龍倉庫會社倉庫(香港九龍碼頭及貨倉公司貨倉 Hongkong & Kowloon & Wharf & Godown Co's Godown)

同社所屬の倉庫は大部九龍半島の尖端に在り、其敷地は九四三、四七九平方呎にして、建物は三十四棟(本倉庫のみにて二十八棟五十餘號)二八四、〇〇〇立方呎とし、收容能力は二九一、〇四一噸なりしが、三十五萬噸の貨物を收容するに足り、香港輸入品の六割を藏置すると云ふ。分庫は香港島西營盤コンノートロードに在り、面積は八〇、三四五平方呎にして收容能力六八、九一七噸の外、灣仔に收容能力三、〇〇〇噸の小倉庫あり、故に同社倉庫總收容能力は三六二、九五八噸に達す。

九龍倉庫の種類は普通倉庫及特別倉庫に分れ、普通倉庫(General G.)はイ普通品倉庫(Non-Hazardous Goods G.)、特別危険品倉庫(Extra-Hazardous G.)、危険品倉庫(Hazardous G.)、特別倉庫(Special G.)はイ保税品倉庫(Bonded G.)、易爆發物倉庫(Dangerous G.)及イ木材貯藏所

(Timber Yard) とし、保稅品倉庫は又普通保稅倉庫 (General Bonded Warehouse) 及特別保稅倉庫 (Licensed U.) の二者に分たる。

香港の各船會社は一部專屬の倉庫を利用する外、英、米、日其他大會社の多くは九龍倉庫を使用し、同社と所謂 Free Storage Godown System の契約を結び、該制度は船會社の爲に、本船の荷役を迅速ならしむる必要よりして、海洋汽船に限り船會社の費用又は荷受主の危険に於て荷卸をなし、一週間特別條件の下に無料藏置をなし、(英國其他諸外國の港灣に於ては四十八時間乃至七十二時間無料となすの例多し) 其後は同社所定の倉敷料を納入すべきものとす。其料金は各品に依り區別す、同社の料金表を參照すべし。(Bye-Laws, Condition and Tariff of Charges. Aug. 1st, 1929 No. 22)

投錨手數料は毎船一回六十弗とし、埠頭使用料は二百五十噸以下の貨物を庫入するときには、毎一日以内百五十弗とし、二百五十噸以上の貨物を庫入するときは船舶入港後四十八時間は無料とし、同時間を超ゆるときは毎一日以内百弗となす。但し一千噸の貨物を庫入するときは、時間外荷役を認め。

解船の備料は左の如し。

解の種類	一日一隻の料金
二五〇噸	四〇弗

一七五噸	二五弗
一二五噸	二五弗
一〇〇噸	二〇弗
六五噸(無蓋)	一五弗
一五噸(Kunming boat)	六弗

ランチの備料は午前六時より午後六時迄又は午後六時より同十二時迄毎隻五十弗とす。若力賃は次の如し。

午前七時より午後五時迄	一人一時間	二〇〇 <small>仙</small>
午後六時より午後十時迄	同	一五〇 <small>仙</small>
午後十二時より午前六時迄	同	二〇〇 <small>仙</small>

(二) 大古洋行倉庫(藍烟通運輸船貨倉 Hoets wharf)

同社所屬の倉庫は九龍倉庫會社に次ぐものにして、九廣鐵道停車場地先半島の南端ブラックヘッド・ポイントに設定せられ、當地大古洋行(Butterfield and Swire)汽船の貨物を庫入すれど、餘地あるときは一般荷主の寄託に應ずることあり、殊に其地位稍商業中心地を去ること遠きを以て、之を利用する荷主少く、實際は主として青筒船積の貨物を收容しつゝあり。而して其構造に於ては九龍倉庫會社の設備に優るものあり、敷地は二七七、五〇〇平方呎にして、收容能力は三〇、〇〇〇噸を占め、一號より九號迄あり、中に敷地四萬九千平方呎、收容能力五千噸のもの四箇を存じ、其他

は規模稍小なりとす。附屬設備としては、長さ四百五十呎の棧橋あり。

(三) 均益倉庫其他の倉庫

香港側に於て最も大規模なるは均益貨倉 (China Provident Loan & Mortgage) 及び、四棟を有し、收容能力は三六、五四〇噸となし、其他一萬噸以上のものを舉ぐれば、九龍倉庫會社の分庫收容能力二二、四一四噸、普安倉庫三四、七五〇噸、裕發倉庫一一、四八〇噸に過ぎず、灣仔方面のもの及九龍側油麻地のものに至つては、何れも規模大ならず。

第四款 造船所

造船所は港灣設備中倉庫と相並び缺くべからざるもの、一にして、香港が世界の 大船舶を吸収したる主要なる原因の一をなしたるものとす。而して香港の造船所は固より我が國の大造船に及ばざること遠しと雖ども、九龍、大古及海軍の三造船所は近世式の設備を有し、完全なる工業に屬す。

(一) 香港黃埔船渠會社 (Hongkong & Wampoa Dock co, Ltd)

同會社の歴史は當初幾多の波瀾曲折を経て漸次現在の如き盛大なる地位に到達し、支那に於ける英國勢力擴張の重要事項たり、同社の生誕はビーオー汽船及大阿片商館の船舶が東洋に航海したる往昔に在り、當時各船會社は廣東の支那人又は其泥造の船渠に貴重なる船舶を托し、修繕するの危険を恐れ、新式船渠の設備を渴望したりし際ビーオー會社より支那人の手に在りし船舶の監督者とし

て任選せられたるスコットランド人ジョオン・クーパーはアバーデンに於て「クーパー・ドック」を築造し該ドックは一八五六年アロー號事件の際、支那軍隊の爲に一部破壊され同人は當時斃死したるも、平和恢復後同人の遺子は十二萬弗の補償を得て該船渠を再築したるものにして、之を一會社に讓渡したるものを、香港黃埔船渠會社は其後ジョオン・ラモントに依つて一層大型のドック二箇を備ふる所のアバーデンに於ける設備を繼承し、本事業に關し社員の一人たるダグヴィッド・ギリイス亦新會社に入りたり。

本社は一八六五年資本金二十四萬弗を以て成立し、二箇年後に七十五萬弗に増資し、創立者はジャーデン・マティソン社の社長ジエームス・ホイットール、ビーオー汽船のトオーマス・サザーランド及ダグラス・ラブイク三名となす。其後漸次設備を擴張し、一八六六年より一八六九年ビーオー汽船又はエム・エム汽船等英佛の各社に屬する巨船は總て該ドックに於て修繕したり。一時キャプティーン・サンズ及コスモポリタン・ドックの競争に遭遇し社運稍不振となり、社券も六十パーセントの割引をなすに至り、配當又著しく減退したりしが、偶々一八六九年蘇士運河開通の影響に依りて勢力を挽回し、ユニオン・ドック會社の設備を買収し、一八七九年及一八八〇年頃には諸工場を集中し、就中其勁敵たる前記二船渠をも吸収したり。

ギリイスは會社全體の樞機を掌り、新船渠及其工場の改良發達を計り、漸次大型船が東洋に航海

するに及び、更に規模の擴張を促進し、九龍に於ては一八八八年百萬弗の經費を以て第一號船渠(海軍船渠)を築造するに至り、更に英國海軍は支那に對する軍艦のドック能力の不足を慮り、會社に對して二十箇年間軍艦の優先的入渠を條件として一箇年二萬五千磅の補助を支給したり。但し本特權は海軍專屬の造船所及大古造船所が同時に併存するに迨び一九〇八年に消滅したり。

會社の資本は現在三百三十八萬二千弗とし、敷地は八十エーカーに達し、花崗岩を以て築造し、ブロックには長さ七百五十呎の船舶を入渠し、スリップウェイは長さ三百二十五呎三千噸級の船舶を處置するに足るものあり。

同社既設の船渠の寸尺を示さば左の如し。

九龍	底	長	口	幅	水	深	潮	潮	差	最大船長	最大船噸
第一號	呎	700	上下	呎	呎	300	呎	呎	3	呎	1071.8
第二號		371		呎	呎	186	呎	呎		呎	483.5
第三號		234		呎	呎	140	呎	呎		呎	179.9
第一號		220		呎	呎	140	呎	呎		呎	1100
第二號		210		呎	呎	110	呎	呎		呎	1000

アバーク	底	長	口	幅	水	深	潮	潮	差	最大船長	最大船噸
ホーアドック (香港仔第一號澳)	呎	400		呎	呎	330	呎	呎		呎	584.8
ラモン・ドック (香港仔第二號澳)	呎	333		呎	呎	160	呎	呎		呎	300
ヨスモモガリクグドック (深水浦澳)	呎	406		呎	呎	200	呎	呎		呎	7000

(二) 大古船渠會社 (Taikoo Dockyard & Engineering Co.)

同會社は一九〇八年に其事業を開始し、敷地は五十三エーカーあり、鯉魚門の内方に位し、造船所の乾ドック及斜路に於ては最新式の汽船及其機關の建造並に修理一切をなし、英國海軍の要求に對して築造したる花崗石の乾ドックは、入渠前港内に在つて自由に操縦することを得、ドックの寸尺は左の如し。

全	長	幅	渠口	幅	渠口	底
頭	777呎	120呎	底	88呎	81呎	10呎
底	777呎	77呎	底	81呎	10呎	
中央水深	34呎6吋		入渠船最長	770呎		
側水深	31呎		入渠船最大噸	25,000噸		
中心渠底上	4呎					

ケイソンは重量四百噸のボックス・スライディング型にして、電気、仕掛を以てシルを通じ、チャムバーに四分半を以て曳き入るゝことを得、ドックを充塞するには四十五分間を要し、唧筒装置は二臺の遠心唧筒を用ゐ、シル上の水深三十四呎五吋を三時間以内にて排水することを得。

ドックの兩側には軌條を敷設し、二十噸能力の可動式起重機を連轉しつゝあり。

バテント・スリップは三箇あり、其寸尺等は左の如し。

第一號 全長一、〇三〇呎、幅八〇呎、船架長二七〇呎、

最大船長三二五呎、ドローイング十八呎、最大船噸三、〇〇〇噸(揚力)

索引時間約四十分(小船は一層短時間とす)

キールボックスのドラフト前方一五呎四吋、後方二五呎、入口水深二八呎六吋、スリップ長さ満潮四三七呎、干潮時五九三呎、

第二號及第三號 全長各九九三・五呎、幅六〇呎、船架長さ二五〇呎、

最大船長三〇〇呎、ドローイング一七呎、最大船噸二、〇〇〇噸(揚力)索引時間三十分、

キールボックスのドラフト前方一五呎六吋、後方二四呎、入口水深二七呎、スリップ長さ潮時五六一呎、

以上各種スリップウイの船架は總てモルトンバテント型となす。

動力は中央發電所より之を供給し、發電所はモンド瓦斯、コックケリル・ウイスト・カース式の瓦斯エンジンを装置す。

造船工場は長さ五百五十呎、幅五百呎にして、各種構造の設備あり、其周圍には便宜塗工場及倉庫鑄物工場、大工及指物工場又は挽材工場等を附設せり。本工場には各種作業に關する最新式の機械及器具を設備し、之に電気仕掛の百噸能力の可動式高架起重機を装置し其敷地は五エーカーを充て、製罐工場、組立工場、大小機械工場、銅工場等となす。製罐工場及機械工場には大作業に適する最大重量の機械を備へ付け長さ三十呎、幅十三呎、厚さ二吋の金屬板を處理し得、ボイラーの修繕其他類似の作業を電気熔接及酸化アセチリン法に依りて爲す。鍛鍊工場には小型ノハンニーの外に瓦斯仕掛の熔鑛爐(二十五噸)及直徑三呎大の作業に堪ゆる八十噸の水壓機あり。

岸壁はコンクリト・ブロックより成り、延長三千二百呎あり、水深は多く四十呎に達し、岸壁上には半徑七十呎の百噸能力の電気起重機を装置し、其他一帶に二十噸級の起重機を使用す。

### (三) 英國海軍船渠

本船渠は大古船渠と同じく、一九〇八年以降惠屬の造船を開始し、香港市の東部中央に在り。英國南支艦隊の修繕に應ずる相當設備あり、ドックの寸尺は次の如し。

全長 五六八呎七吋      プロック長 五五四呎九吋

## (四) 其他の造船所

其他の造船設備は何れも小規模にして、小蒸汽船、舢舨又は帆船等の築造又は修繕をなすに足り、英國人經營のもの二、三ある外、支那人經營のもの十數箇あり。

## 第五款 埋 立

香港は平地極めて少きが爲に、從來埋立を計畫し今日のヴィクトリヤ街其他陸岸を始め、九龍方面にも之に依つて大地積を得たり。

埋立の起源は一八五一年に在り、一八六八年には同市の稍西部の咸里罵街 (Wilmer St.) 及文咸西街 (Bonham Strand East) 間の埋立を爲し、一八七三年には市の東部海岸に海傍東街 (Praya East) を建設し、一八八四年には市の東部銅羅灣 (Causeway Bay) に二十二エーカー埋立をなし、以て一八八六年には市の西端堅尼泥街 (Kennedy Town) に二十二エーカーの埋立をなし、次で一八八九年には Praya Reclamation Ordinance を發布し、サー・カチツク・ポール・チャーターの設計に係り、海岸二哩六十三エーカーの大埋立工事をなし、即ち德輔道 (Des Voeux Road) 康樂道 (Connaught R.)、西盤營 (West Point) の接合點より西方海軍敷地 Murray Road に至る迄を包含するものにして、一九〇三年に完成したり。次で一九〇七年には石切灣 (Ourry Bay) アバーデン方面は大古造船所設備の

爲に十八エーカーを地ならし、又は埋立を完成し、一九一〇年より一九一四年に亘り九龍灣地方紅磡 (Hung Hom) 油麻地 (Yamati) 深水浦 (Shanshui Po) 大角嘴 (Taikok Tsui) 等約百數十エーカーの埋立をなしたり、一九一六年以降最近に至る埋立計畫は、九龍半島並に香港島ノースポイント海傍東街南部アバーデン方面に亘り政廳の事業の外に、私人の經營に係るもの多く、而して私設事業中には政廳の補助を受けたるものあり、近年の計畫中大なるものは九龍灣埋立 (Kowloon Bay Reclamation) 及海傍東街埋立 (Praya East Reclamation) とし、前者は九龍鐵道の終點を作る爲に紅磡灣の埋立を除き、其他は總て私的設備にして Kai Tak 土地會社の經營に係り、該工事は九龍灣頭を横過し、埋立海面二百三十エーカー即ち一千二百萬平方呎に亘り、第一區域に於ける工費は百七十五萬弗とし、其他は海岸の長さを一哩半とし、航洋汽船も干潮時に自由に碇泊することを得、其地幅は百七十五呎にして、中央道路百呎他を五十呎とし、西側に植樹し、埋立區域には凡そ六千戸の家屋を築造する見込にて、其中四千戸はガーデンシチー内に包容するものとす。本計畫は四箇年半の繼續事業なりしを以て、己に數年前に竣功したり。海傍東街埋立は一九一九年頃より、豫定計畫あり一九二〇年土地會社其他事業家の設計したる案に依れば、經費三百三十八萬五千弗にして、埋立面積は二百二十四萬九千九百九十九平方呎とし、六箇年の繼續事業となす。一平方呎の費用はプレミアムを加へて一弗七十仙半となす、即ち埋立總面積八十七エーカー中、利用地坪は五十一エーカーとし、殘

地三十六エーカー餘は道路敷地とし、海軍敷地よりイーストポイントの精製糖工場に至る埋立地の幅員は六百呎乃至九百五十呎あり、海面に接し、二百七十五呎の地帯は倉庫の築造に適し、其内側の百二十五呎は住宅用地に充つるものとす。埠頭は兩端より同時に起工し、其西端の岸壁は延長二百三十五呎とし、其前水深は干潮時十六呎四吋とし、海軍側に於て設備し、其地先よりイーストポイント迄は護岸約四千九百三十五呎を築造す。從來の棧橋をば撤去し、新に公共棧橋を築造し、一は幅三十六呎四吋長さ百十呎八吋とし、他は丁字型にして幅二十一呎四吋及四十一呎二吋長さ四十呎とす。又コンクリートを以て幅六十三呎長さ五十八呎の塵芥棧橋を築造し、其前水深は干潮時十五呎二吋とし、貨物上屋倉庫をば新埋立地に築造し、三十二呎六吋長さ五十八呎とす。

道路の築造は幅七十呎以上とし、就中東西の主道路は幅百呎とし、當時のナサム九龍等の大路と同じくヅボウ道路の倍となす、即ちマロリー街よりイースト・ポイント迄は從來の道路を擴張して百呎とし、グレッソン街よりマロリー街迄は七十五呎に擴張するものとす。埋立材料は少とも從來通路の水平より三哩半高く、地盛りにはモリソン丘撤去の土砂を以て大部を完成し、モリソン丘の中部に於て百七十五呎半を崩し、埋立材料三百三十萬立方碼を得るものとす。

本計畫は一九二一年六月十五日迄に入札に附し、同七月中旬に契約を締結するに在る。同年の修正豫算に依れば、政廳の補助金を加へば三百七十四萬四千三百十九弗として、其他總經費を合算せ

ば五百二十四萬三千餘弗に達するものとす。其後年々工事を進捗したるも、豫定より遅延して一九二八年に至り埋立地盛り三百九萬三千十六立法碼、護岸約四千七百七十呎に達し、埋立地積は豫定の八十七エーカー近くを完成し、岸壁延長は約百九十呎を以て完成することにし、其前面水深は十六呎十吋としたり。翌一九二九年には本計畫は竣工を告げ、現在(一九三〇年)埋立地には住家倉庫等を築造しつゝあり。

其他最近十年間に於ける部分的埋立計畫中顯著なるものを挙げれば、例へば一九一七年九龍の舊警察地區二萬二千六百十五平方呎を完成し、一九一八年にはノースポイントに於て前年計畫したる五〇、〇〇〇平方呎を完成し、一九一九年には前年計畫したる紅磡灣の四九一、〇〇〇平方呎を完成し、一九二一年には一九一九年來計畫したるアバーチンの一六五、〇〇〇平方呎、一九二〇年に計畫した Tokwa wan の約二二五、〇〇〇平方呎を完成し、一九二二年には前年計畫したる筲箕灣の六二、二七一平方呎を完成し、一九二三年には一九二〇年來計畫したるノースポイントの二三四、〇〇〇平方呎、一九一八年來計畫したる新九龍の荔枝角の六一八、〇〇〇平方呎を完成し、一九二四年には一九二二年來計畫したる同地方の五一四、一五〇平方呎を完成し、最近一九二八年には一九二四年來計畫したるノースポイントの八三三、九七五呎を完成し、Tsau wan 地方は相當地域の埋立を計畫しつゝあり、(Hongkong Administrative Reports 1916—1928, 76 th Anniversary of China Mail, pp.

第六款 築港計畫(附澳門港の設備)

香港の築港は、前述の如く九龍埠頭棧橋の新設並に擴張、香港島側並に九龍方面各地の埋立計畫及既に實行したる設備に依つて進捗したるものなるが、全體の築港問題として提案調査せられたるは、既に一九二〇年以降のことゝなす。就中 Duncan の築港計畫なるものは、一九二四年の提案に係るも香港將來の築港事業の参考に足るもの少からざるを以て、左に其梗概を敘述せん。

一九二〇年三月五日香港總督は九廣線及粵漢線の連絡に依つて中南支の富源を開發し、九龍は是等貨物を吞吐する唯一の連絡驛たるを以て、自ら埠頭設備の擴張を誘致し、一方香港に寄港する外航路が著しく増加せるか故に、之を處理し得べき總ての施設の必要あるを認め、専門家をして意見を具申せしむることゝし、其結果として同年十一月政廳の顧問技師として Sir Maurice Fitzmaurice を招聘し、其提案は埠頭上屋設備の遠大なる計畫にして、商業會議所並に一般事業界に提出したるが理解を得ず、且つ急設のものとし、適當なるものに非すと看做され、實行案として採用されず其後一九二三年二月には Robert Sutherland の計畫は商業會議所に提出されたるが、又採擇されず、又カナデアン・バシイフィック 鐵道會社の香港海軍監督の Captain W. Davison の提案したる、九龍に於ける濕船渠築造計畫、其他支那人企業組合のノースポイントに於ける埋立埠頭建設の提案等何れも

實施せられず、遂に一九二四年に至り John Duncan の築港計畫が提案せられたり。

本案は内外貿易の發展を期する爲に、各般の設備を完成するに在り。總經費は三千六百八十一萬五千弗に達す。各項に分たば下の如し。

- (一) ノースポイントの設備(沿岸航路を主とす)
  - 沿岸航路船用として四千六百九十三呎の岸壁(中二千呎は棧橋となす)を作り、前面を三十呎迄浚渫し、更に外洋船用岸壁千五百呎水深三十四呎を設け、倉庫を築造す、其經費は三、二八〇、〇〇〇弗とす。

- (二) 香港中環部の設備(沿岸航路用と港内連絡用とを主とす)
  - ダグラス街より西端食糧品市場に至る長さ二千九百六十呎幅百五十呎の埋立をなし、棧橋十三、建築用品倉庫一、税關倉庫一を設く、其經費は七、四四〇、〇〇〇弗とす。棧橋の種類寸尺は次の如し。

港船用棧橋	二	長 四九五呎	幅 二〇〇呎
沿岸航路用橋	八	同 三〇〇呎	同 四〇呎
港務局用橋	一	同 一五〇呎	同 四二呎
水上警察用橋	一	同 一五〇呎	同 三六呎
建築用品陸揚橋	一	同 一六〇呎	同 四二呎

(三) 九龍渡船用設備



海軍貯炭場傍に棧橋二箇を築造し、其費用は六九〇、〇〇〇弗とす。

(四) 堅尼地路の設備

長さ二千四百七十呎幅二百呎の埋立をなし、家畜市場、屠殺場、冷蔵庫、阿片精製場等を作り、其建物敷地は五六五、二五〇平方呎とし、四箇の棧橋を築造し、岸壁側水深は最大干潮時三十呎及十二呎とす。其經費は五、五一六、〇〇〇弗なるべきも、土地の處分利用収入を控除するを以て、實際費用は二、〇一三、〇〇〇弗とす。

(五) 紅磡灣の設備

鐵道線路に沿ひ埋立し、棧橋、倉庫、貯炭場等を築造す。棧橋の寸尺は下の如し。

	長右	左	幅
第一棧橋	三、三五〇呎	一、九五五呎	二五〇呎
第二棧橋	一、一〇〇呎	一、二〇〇呎	二〇〇呎
第三棧橋	一、二〇〇呎	九〇〇呎	二〇〇呎
第四棧橋	四二〇呎	五〇〇呎	二二〇呎

汽船用埠頭水深は最大干潮時三十四呎乃至三十六呎にして、其延長四、一〇〇呎とし、倉庫十四を棧橋又は岸壁に設け、鐵道引込線を造り、隣接地に石油荷役棧橋一(長三〇〇呎幅四〇呎)、石炭荷役棧橋二(長三五〇呎幅四〇呎)及七百五十噸能力の貯炭場を建築す。

右經費は貯炭場其他二、二九〇、〇〇〇弗、ホルツワーフに接続せる埠頭費用二、三二五、〇〇〇弗、岸壁及埋立費用二、三八五、〇〇〇弗、上屋岸壁費用第一區二、六一〇、〇〇〇弗、第二區三、一八五、〇〇〇弗、同浚渫費一、二七五、〇〇〇弗、合計一四、〇七〇、〇〇〇弗とす。

(六) 九龍ポイント設備(外洋船用を主とす)  
九龍倉庫の前面に長さ三千呎幅百呎の埋立をなし、四箇の棧橋及棧橋上二十一棟の倉庫を作り、鐵道引込線を設く。棧橋の寸尺は次の如し。

	長右	左	幅
第一棧橋	二、五〇〇呎	二、〇三〇呎	二三〇呎—二五〇呎
第二棧橋	一、二〇〇呎	二〇〇呎	
第三棧橋	一、二〇〇呎	九二五呎	二〇〇呎
第四棧橋	一、二七〇呎	一、五四〇呎	二〇〇呎

岸壁前の水深は、汽船用としては三十呎、三十四呎及三十六呎とし、戎克船用としては十二呎とす。

右費用は第一期三、七六〇、〇〇〇弗、第二期三、九〇〇、〇〇〇弗、第三期三、七四二、〇〇〇弗、合計一一、四〇二、〇〇〇弗とす。

(七) 灣仔の設備

河船用棧橋を作り、通過貨物を藏置する倉庫を建造するものにして、其經費は二二八、〇〇〇弗とす。

(八) 芒角嘴の設備

九龍側芒角嘴に防波堤を築造す、其經費は六三〇、〇〇〇弗とす。

以上の計畫は港灣の浚渫、棧橋の設備は政廳之に當り、倉庫の設備は主として民間側の營利會社をして實行せしめんとするの意見を述べたり。

(J. Duncan, Report on the Commercial Development of the Port of Hongkong, Dec. 1924)

(附) 澳門築港

往時澳門港の沖合は一八六五年英國海軍の海圖には干潮時九呎乃至十呎なりとありしが、一八八一年の測定に依れば、五呎半に減じ、一八八三年の測定に従へば、澳門港は二十五箇年間に於て三角洲殊に西江よりの泥土の沈澱は六千九百萬メトリック噸に達したるが如く、同年葡萄牙植民政府は有名なる技師マヨール・ラウレイロを派し、潮流の測定を計畫したることあり、其後該事業は進捗せず、近年に至りても澳門及拱北<sup>ラッパ</sup>の附近には土砂の沈澱已ます、一九一二年水道四哩を水深十一呎幅百五十呎浚渫せんと企てたることあり、一九二四年廣東に改修局設立されたるが、何等事業に著手

せず、一九一五年には浚渫計畫を若干擴張する所ありしが、澳門内外港共に西江より流下する土砂の沈澱は尙著しきものあり、一方廣東政府は澳門港の浚渫計畫に對して澳門總督葡國駐支公使及リスボン政府に向つて抗議し、之に對して澳門總督は築港事業は葡國管轄權の範圍内に在ることを疏辯したるものとす、且つ當時より澳門廣東國境問題を發生し、本事業も遷引し、一九二一年に至り英國援助の下に漸く埋立計畫に著手するを得、次で内港の改修事業は竣功し、埋立地は五十五ヘクタール(百四十エーカー)とし、近年(一九二六年)の地價八一平方米突四弗に過ぎず、多年支出したる費用を償ふに足らず。

一九二二年澳門には支那人の排外運動等勃興したれども、葡萄牙本國政府の命に依り、今年四月以來著手し、一九二六、七年の交に完成したるものとす。内港が戎克船の外航洋汽船の錨地たるを得ざるのみならず、外港は廣大なれど、土砂の沈澱多きか上に、颱風時の航運及碇泊に適せざるを以て東南兩側に二千七百米突の防波堤を築造し、港内水深は外洋船の碇泊地としては二十五呎とし、河航船の碇泊地としては十四呎とし、埋立地面積は三百七十五エーカーに擴張し、埠頭倉庫を築造し、停車場を中心とし、一方を工業地となし、他方を商業地とし、外洋船用棧橋四河船用棧橋九を築造し、港口には長さ三哩幅百呎として水深二十一呎の水道を作るに在りたるが、現在の設備中防波堤延長は四哩に達し、埋地面積は百三十エーカーとす。

築港費用は、既に一九二〇年香港デイリープレスに發表せられたる所に依れば、約一千萬弗にして、地方銀行に於て九百萬弗を支辨し得と記し、其計畫は本國政府の認可に依つて入札に附し、アームストロング・ウィットウォースの一千八百萬弗に對し、ネザールランド築港會社の請負額は其三分の一にして足るとし、海陸兩設備を合して一千二百萬弗を計上せり。

蓋し澳門築港の目的は、香港と同じく三角洲其他支那背地域及外國各地に對する中繼港たり、殊に葡國竝に其の植民地タルアンゴラ、モサンビック、チモール等の對支貿易を發達せしめんとするに在りしが、實際香港の存在せるが爲に、豫期の効果を齎らすこと能はず、又現に最近の澳門の貿易は香港貿易の僅かに三、四パーセントに過ぎざるが如く、香港貿易に對して殆んど影響なきなり。

(C. A. Montalho De Jesus, *Historic Macao*, pp. 428, 446-9, 456-460, 461, *Lappa Annual Trade Report & Returns, 1925; China year Book, 1929-30*, pp. 235)

### 第三節 海 運

#### 一 汽船會社の勃興

海運は香港の生血にして、香港の歴史は即ち海運業の歴史なりと謂ふべし。香港の發達に供與したる主要なる航洋汽船會社は、ピーオー汽船、ブリュクファンネル青筒汽船、シー・ピーオー・エス汽船、東洋汽船、日

本郵船、大阪商船、グレン・ライン等となす。ピーオー汽船會社は既に一八四五年香港に航海し、其後不斷に世界の各地に對する郵便、旅客及貨物の運送に従事し、青筒汽船會社は一八五二年アルフレット・ホルトに依つて設立せられ、爾來特に東洋貿易に適する貨物船の建造をなし、其後大古汽船會社(バッターフィールド・スワイア)の管掌する所となり、青筒汽船會社以外の貨物全部の運送をなし、シー・ピーオー・エス汽船會社(カナデアン・パシフィック、昌興火輪船舶公司)は約四十年前の創設に依り、後太平洋に航運を開始し、其エムプレス號は香港、日本及ヴァンクーヴァー間を往復し、太平洋航路開拓に貢獻する所あり、東洋汽船會社の設立は遙かに遅く、一八九六年に在り、當初は香港に航海し、一九〇五年より南米航路を開き、日本郵船會社は一八九三年香港に支店を置き、當時横濱孟買線は始めて遠洋航路を開始し、日本より倫敦、ヴァンクーヴァー、シアトル及紐育間を廻航し、大阪商船會社は一九〇二年香港に支店を設け、日露戦争後事務を擴張し、一九〇九年香港ブケット線を支那ミルワイキー及ブケット・サウスト鐵道會社と連合して開始し、一九一一年に高雄廣東線、一九一二年に日本孟買線、一九一六年に日本サウスシー線及日本濠洲線、一九一七年に日本南亞及南米線、一九一八年南歐及北歐線、一九一九年に香港玖馬ニオルレアン線、新嘉坡紐育線及基隆盤谷線を開始したり。

遠洋航船は香港の發達を促進する所大なるものありしと雖ども、又其沿岸貿易船は香港の通商を

助成すること顯著なるものあり、支那沿岸貿易の先驅をなしたる英國船會社はチャイニーズ・ネヱイグーシヨシヨムバニー(支那輪船公司)バツターフィールドスワイアの經營に係る)及ジャードンマヂイソシヨムバニー(印廣支那汽船會社)となし、兩會社共曳船、舢舨其他の小船及覽船、船橋其他海岸設備の外、各自百隻以上の汽船を使用し、前者は六十餘年前の創設に係り、北は廣東及香港、汕頭、厦門、福州、上海、青島、芝罘、天津、牛莊間、南は海口及海防、盤谷、新嘉坡、比島間を航行し、尙又支線として長口沿岸及其他各重要なる遠隔の内水路を航行す、後者は一八八一年の創設に係りしも、其前久しく總支配人格たるジャードンマヂイソシヨムバニー會社が航海業に従事し、同社は其分身たる關係に在り、次に支那招商局(チャイナマーチャント・スチームシイップ・コムバニー)は一八七二年の創設に係り、香港に入港する支那唯一の沿岸貿易船となす。ダグラス汽船會社(得忌利士輪船公司)は一八八三年以來香港、汕頭、厦門、福州(日本領臺前の臺灣を含む)間に航路を開始し、前記二社と同じく支那沿岸貿易を助成すること少からず、同社の前身は香港の時計商にして又寶石商たりしダグラス・ラブレイキが二、三隻の小船を以て支那沿岸貿易に従事し、後甥のジョン・ユチワード・ラブレイクに依り、一八八三年七月二十八日其業務を開始したるものとす。ブリツチツシユ・ホンコン・カントン・マカオ汽船會社(省港澳輪船公司)は模範的河航船として廣東河航行の先驅をなし、一八六五年の創設に係り、當初僅かに二十隻の小蒸汽船を使用したるに過ぎざりしが、一九一九年に至り

五隻の大汽船を有し、獨逸汽船は一八八六年に開航し、政府は漸次補助金を増加し、メルチャヤを代理店となし、各線を合せば一時二百隻に達した。一九〇一年にはノルド・ドイッチエ・ロイド會社は前皇帝の野心を満足せんが爲に、盤谷新嘉坡航路に於けるスコツチエシユ・オリエンタル線を買収したりしも、一九一四年歐洲戰爭に依り、英國の爲に其勢力を奪はれたり。

## 二 航路系統

香港を起點或は終點とし、又は寄港地とする主なる航路を大別せば、下の如し。

- (イ) 太平洋航路 當地より上海、日本を經由して北米、沙市又は晚餘坡に至るもの及上海、日本を經て桑港、ロスアンゼルスに至るものとす。(マニラ迄延長するものあり)
- (ロ) 紐育航路 當地より上海、日本を經由し、又は比島諸港を經由してパナマを通過し、紐育及北米東海岸諸港に至るもの、當港より南下して海峽植民地及蘇士を通過し、紐育に至るものとす。
- (ハ) 歐洲航路 日本、上海より當地に寄港し、海峽植民地蘇士を經由して地中海、英國、北歐諸港に至るものとす。

- (ニ) 南米航路 南米東岸に至るものと、西岸に至るものとあり。前者は日本より當地海峽植民地、南阿を經由してブラデル、アルゼンチンに至り、後者は當港を起點とし、日本を經由して太平洋を横斷し、トキシコ沿岸より南下し、南米西岸諸港に寄港し、智利に至るものとす。

桑港	(マニラ)、上海、長崎、神戸、横濱、ホノルル	日本郵船會社	五二週一回
同	マニラ、上海、長崎、神戸、横濱、ホノルル	同	同
同	上海、長崎、神戸、横濱、ロスアンゼルス	同	同
同	上海、神戸、横濱、ピクトリア、シアトル、バンクーバー	同	同
同	マニラ、上海、神戸、横濱、ピクトリア	同	同
同	上海、長崎、神戸、横濱、ピクトリア	同	同
パンク	上海、長崎、神戸、横濱、ピクトリア	同	同
ポトオレ	上海、長崎、神戸、横濱、ピクトリア	同	同
ゴンドラ	上海、長崎、神戸、横濱、ピクトリア	同	同

同	マニラ、シンガポール、ビナン、コロムボ、スエズ、ポトサイド、アレキサンドリア、ネーブルス、セノア、マルセイユ、ホストン	同	同
同	上海、(大連)、日本諸港、桑港、バルボア、クリストバル、ノーフォーク	同	同
同	香港、マニラ、セブ、イロイロ、シンガポール、ホストン	同	同
同	マニラ、シンガポール、ビナン、ポトサイド、ホストン、バルチモア	同	同
同	マニラ、セブ、イロイロ、シンガポール、ビナン、ポトサイド、スエズ、アマ、ポトサイド、ホストン、バルチモア	同	同
紐州	紐州、バルチモア	同	同

アメリカ太平洋沿岸各港航路

行先地	寄港地	会社名	代理店	隻数	就航回数
同	北米航路	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同

(ホ) 濠洲航路 日本より當港を経由し、マニラ、濠洲、東海岸諸港に寄港しメルボルンに至るものとす。

(ト)(ヘ) 印度航路 日本より當地及海峽植民地を経由して甲谷陀又は孟買に至るものとす。

其他 當港を中心として爪哇、海峽植民地、佛領印度支那、日本間を航海するもの、又は南支沿岸諸港より北支、日本各地間を航行するもの等とす。

一九二七年現在當港關係の世界及支那航路系統並に船隻数を示せば左表の如し。

香港寄港船舶表

一九二七年七月一日

行先地	寄	港	地	會社名	代理店	隻數	就航回數
南米航路	アエノス アイレス	サイゴン、シンガポール、コロムボ、ダアバン、クイブタウ、リオデジャネロ、サントス、リニエ、イオトルレアニス、パナマ運河經由日本	大阪商船會社	大阪商船會社	五月一回	三	同
	同	シンガポール、モムバサ、テラゴオ、ダアバン、ケイプタウン、サントス	日本郵船會社	日本郵船會社	三同	四	同
	ライルソバ	門司、神戸、横濱、ホノルル、ヒロ、桑港、ロスア、セルス、マンザニコ、バルボア、カラオ、モレン、アリカ、イキケ	日本郵船會社	日本郵船會社	四月一回	三	同
	ダアバン	東アフリカ航路 シンガポール、コロムボ、モムバサ、ザンシバル、ダレサラム、ベイラ、テラゴア	大阪商船會社	大阪商船會社	四月一回	三	同
歐洲航路	ラフィン ドン	フィンランド、コツカ、オスロー、ゴセンブルグ、ハムブルグ、アントワープ、ロッテルダム、ダンケルク、アルジール、ボルトサイド、スエズ、ビナン、シンガポール、香港、上海、横濱、神戸、門司、サウス・シー、アイルランド、オーストラリア	ノールウエジアン エフリカ・エン オーストラリー ア・ライン	ソラセン會社	一 二 二週一回	六	不定期
	イタリヤ	シンガポール、ビナン、コロムボ、アデン、マツソ、ア、スエズ、ボルトサイド、プリンテツシ、ヴェニス、トリノ	ロイド・トリステ 汽船會社 ノースト・エシ アイスト・カム ツク・カムパニ イ・スチムシ プ・オリエン、カ ムパニ	ドウエル會社	三 同	三	同
	マルセイ	サイゴン、シンガポール、ビナン、コロムボ、シジボータ、スエズ、ボルトサイド	カムパニ・デス メサヤリス・マ ルタイムス	カムパニ・デス メサヤリス・マ ルタイムス	三五 二週一回	參上	照記
	同	シンガポール、コロムボ、スエズ、ボルトサイド、マルセイユ、ハムブルグ、コペンハーゲン、スカンジナビア諸港	スウェディッシュ ユ・アイスト・エ シアツク・カム パニ	スウェディッシュ トレイディング カムパニ	一 同		
	同	シンガポール、セノア、マルセイユ、マニラ、ロッテルダム、アムステルダム、ブレーメン、ハムブルグ	ホランド・アイ トエイシア・ラ イ	シヤバ・チャイナ シヤパン會社	六 同		
	同	シンガポール、マラツカ、ビナン、コロムボ、アデン、ボルトサイド、マルセイユ、ジブラルタル、ロンドン	パニシユラ・エ ンドオリエン ル・スチムナ ガイシヨシ ン・カム パニ	マツキノ ンシイ・カム パニ	一九 同		
	同	シンガポール、ズエズ、大陸諸港、リバープール、グラスゴー	日本郵船會社	日本郵船會社	一一 同		
	同	シンガポール、コロムボ、スエズ、ボルトサイド、セノア、マルセイユ、ヴァレンシア	支那相互汽船會社	大古洋行	七月一回		
	同	シンガポール、ボルトサイド、スウェツテハム、ビナン、コロムボ、ボルトサイド、ロンドン	支那相互汽船會社	大古洋行	同		
	同	シンガポール、スエズ、ロンドン、大陸諸港	支那相互汽船會社	大古洋行	同		
	同	シンガポール、コロムボ、ボルトサイド、マルセイユ、ロンドン、アントワープ、ロッテルダム	大阪商船會社	大阪商船會社	五 同		
	同	マカツサ、パタビア、シンガポール、コロムボ、スエズ、ボルトサイド、ロンドン、ロッテルダム	日本郵船會社	日本郵船會社	六 同		

行先地	寄	港	地	會社名	代理店	隻數	就航回數
南米航路	アエノス アイレス	サイゴン、シンガポール、コロムボ、ダアバン、クイブタウ、リオデジャネロ、サントス、リニエ、イオトルレアニス、パナマ運河經由日本	大阪商船會社	大阪商船會社	五月一回	三	同
	同	シンガポール、モムバサ、テラゴオ、ダアバン、ケイプタウン、サントス	日本郵船會社	日本郵船會社	三同	四	同
	ライルソバ	門司、神戸、横濱、ホノルル、ヒロ、桑港、ロスア、セルス、マンザニコ、バルボア、カラオ、モレン、アリカ、イキケ	日本郵船會社	日本郵船會社	四月一回	三	同
	ダアバン	東アフリカ航路 シンガポール、コロムボ、モムバサ、ザンシバル、ダレサラム、ベイラ、テラゴア	大阪商船會社	大阪商船會社	四月一回	三	同
歐洲航路	ラフィン ドン	フィンランド、コツカ、オスロー、ゴセンブルグ、ハムブルグ、アントワープ、ロッテルダム、ダンケルク、アルジール、ボルトサイド、スエズ、ビナン、シンガポール、香港、上海、横濱、神戸、門司、サウス・シー、アイルランド、オーストラリア	ノールウエジアン エフリカ・エン オーストラリー ア・ライン	ソラセン會社	一 二 二週一回	六	不定期
	イタリヤ	シンガポール、ビナン、コロムボ、アデン、マツソ、ア、スエズ、ボルトサイド、プリンテツシ、ヴェニス、トリノ	ロイド・トリステ 汽船會社 ノースト・エシ アイスト・カム ツク・カムパニ イ・スチムシ プ・オリエン、カ ムパニ	ドウエル會社	三 同	三	同
	マルセイ	サイゴン、シンガポール、ビナン、コロムボ、シジボータ、スエズ、ボルトサイド	カムパニ・デス メサヤリス・マ ルタイムス	カムパニ・デス メサヤリス・マ ルタイムス	三五 二週一回	參上	照記
	同	シンガポール、コロムボ、スエズ、ボルトサイド、マルセイユ、ハムブルグ、コペンハーゲン、スカンジナビア諸港	スウェディッシュ ユ・アイスト・エ シアツク・カム パニ	スウェディッシュ トレイディング カムパニ	一 同		
	同	シンガポール、セノア、マルセイユ、マニラ、ロッテルダム、アムステルダム、ブレーメン、ハムブルグ	ホランド・アイ トエイシア・ラ イ	シヤバ・チャイナ シヤパン會社	六 同		
	同	シンガポール、マラツカ、ビナン、コロムボ、アデン、ボルトサイド、マルセイユ、ジブラルタル、ロンドン	パニシユラ・エ ンドオリエン ル・スチムナ ガイシヨシ ン・カム パニ	マツキノ ンシイ・カム パニ	一九 同		
	同	シンガポール、ズエズ、大陸諸港、リバープール、グラスゴー	日本郵船會社	日本郵船會社	一一 同		
	同	シンガポール、コロムボ、スエズ、ボルトサイド、セノア、マルセイユ、ヴァレンシア	支那相互汽船會社	大古洋行	七月一回		
	同	シンガポール、ボルトサイド、スウェツテハム、ビナン、コロムボ、ボルトサイド、ロンドン	支那相互汽船會社	大古洋行	同		
	同	シンガポール、スエズ、ロンドン、大陸諸港	支那相互汽船會社	大古洋行	同		
	同	シンガポール、コロムボ、ボルトサイド、マルセイユ、ロンドン、アントワープ、ロッテルダム	大阪商船會社	大阪商船會社	五 同		
	同	マカツサ、パタビア、シンガポール、コロムボ、スエズ、ボルトサイド、ロンドン、ロッテルダム	日本郵船會社	日本郵船會社	六 同		

行先地	寄港地	会社名	代理店	隻数	就航回数
ハンブル	シンガポール、ピナン、コロムボ、ボートサイド、オラン、ロンドン、ロツテルダム	クレン・ライン	怡和洋行	一	四月一回
同	ファイリピン、シンガポール、コロムボ、アムステルダム、ロツテルダム	ハマブルク・アメリカー・リニオン	セアセン会社	九	同
同	マニラ、シンガポール、ピラワン、コロムボ、ボートサイド、ゼノア、ロツテルダム	ノルドドイツエール・ロイド	メルチエルス会社	五	同
同	シンガポール、コロムボ、ボートサイド、ロツテルダム、アントワープ、ブレイメン	ユーゴ・ステネス・リニオン	セアセン会社	二	同
同	シンガポール、スエズ	ペン汽船会社	シブ・リビングストン会社	一六	同
同	日本諸港、南支諸港、上海、香港、(マニラ、セブ、イロイロ)、シンガポール、ピナン、ボート、スウエツ、アンハム、コロムボ、スエズ、マルセイユ又ハハヴル、アントワープ	エラアマン・エント・バツクナル・ライオン	バンク・ライン	袋	隨港時
カルカツ	シンガポール、ピナン	英印汽船会社	マツキノン・マケンシイ会社	六	二週一回
同	シンガポール、ピナン	印度支那汽船会社	怡和洋行	六	十日一回
同	シンガポール、ピナン、ラングーン	大阪商船会社	大阪商船会社	三	月一回
同	シンガポール、ピナン、ラングーン	日本郵船会社	日本郵船会社	一	二週一回
同	シンガポール、ピナン、コロムボ	大阪商船会社	大阪商船会社	七	同

行先地	寄港地	会社名	代理店	隻数	就航回数
同	シンガポール、ピナン、コロムボ	日本郵船会社	日本郵船会社	八	同
メルボル	オーストラリア航路	オーストレイリアン・カリエンタル・ライン	大古洋行	二	月一回
同	マニラ、木曜島、カイロ、タウンズヴィル、プリズベーン、シドニー	オーストラル・チヤイナ汽船会社	ドッドウエル会社	一	不定期
同	マニラ、サンダカン、木曜島、タウンズヴィル、プリズベーン、シドニー	日本郵船会社	マキノン・マケンシイ会社	三	二週一回
同	マニラ、ダヴオ、木曜島、タウンズビル、プリズベーン、シドニー	日本郵船会社	日本郵船会社	三	月一回
同	マニラ、サンダカン、パルクパパン、ラベーン、サマラン、シドニー	オーストラル・チヤイナ汽船会社	ドッドウエル会社	一	不定期
同	ホルネオ航路	印度支那汽船会社	怡和洋行	二	月一回
同	サンダカン	印度支那汽船会社	怡和洋行	二	月一回
同	スマトラ航路	ロイヤル・パケツト海運会社	ツヤバ支那日本会社	二	二週一回
同	シヤバ航路	南洋郵船会社	南洋郵船会社	四	二週一回
同	シヤバ航路	大阪商船会社	大阪商船会社	三	月一回

行先地	寄	港	地	會社名	代理店	隻數	就航回數
日本航路 (省略)							
支那沿岸航路							
香港、サイゴン				和發生	和發生	五	一週一回
香港、汕頭、盤谷				支那輪船公司	大古洋行	八	同
香港、汕頭、廈門、シンガポール				同	同	四	同
香港、海口、海防				同	同	一	二週一回
廣東				同	同	一	二週一回
香港、威海衛、芝罘、天津				同	同	二	二週一回
香港、上海				同	同	一	二日一回
基隆、廈門、汕頭、香港、海口、北海、海防				大阪商船會社	大阪商船會社	二	二週一回
高雄、廈門、汕頭、香港、廣東、				同	同	一	二週一回
基隆、廈門、汕頭、香港				同	同	二	一週一回
大連、リム州、芝罘、威海衛、香港、高雄				同	同	三	二週一回
香港、汕頭、廈門、福州				ダグラス汽船會社	ダグラス汽船會社	四	一週二回
香港、西貢				源成發	源成發	四	二箇月三回
香港、海防、				益泰	益泰	二	一週一回
香港、廈門、福州				廣福公司	廣福公司	一	十日一回

海防、廣州灣、海口、北海、香港	印度支那會社	メセングヤ・カム	三	一週一回
香港、汕頭、廈門、上海、青島	印度支那汽船會社	パニ	七	同
香港、上海、天津	同	怡和洋行	二	二週一回
香港、海防	同	同	一	一週一回
基隆、廈門、汕頭、香港、西貢、盤谷	大阪商船會社	大阪商船會社	二	月一回

### 第四節 貿易

#### 第一款 總說

香港は自由貿易地帯たると同時に仲繼港にして、歐米と東南洋との積替場たり。又南洋と東洋との積替地なれど、工業發達せざるが爲に、貨物を集めて再び散じ、自ら加工貿易の隆盛を來さず。即ち香港に於ては砂糖、煙草、セメント其他二三製品を輸出する外大部分は同一輸入品の再輸出に係り、又是等僅少の原料品、船用炭、造船材料等が同地に消費せらるゝ外、輸入品の大部分は其儘再輸出せられ、尙其バランスは必しも消費を指さず、多くは持越在荷を以て占め、終局は輸出せらるゝの情形に在り。(註、一)故に香港貿易の輸出入を合算するも、其内容價值は工業地に於ける貿易と大に異なる所あり、而して香港の貿易は名は積替貿易と稱すれど、一旦香港に輸入したる貨物は英國



商品に資格を變更するを以て、列國對支貿易の地位に著しき影響を及し、英國は香港あるが爲に、一九一八年戦後の日本が第一位を占めたる特例を除くの外は第一位に在り、反之日本品の約八割は英國品として支那諸港に再輸出せらるゝを以て、日本は對支貿易上二重の損失を被りつゝあり。一方英國は之が爲に、海關設置以來獲得したる英人總稅務司の優先的地位を借款契約と相俟つて特約(一八九八年二月英國使臣サー・マゴドナルド、總理衙門慶親王間の協定)に依つて保障し來りたるものとす。

香港の貿易は、領有後八十有餘年間に著しき發達を來し、貿易額は一九二〇年には二十億弗を突破したりしが、其後十三、四億弗臺に止り、且つ一九二五、六年は廣東排英經濟絶交の結果約半減したるもの、如く、最近一九二七、八年には漸く舊觀に恢復したりしと雖も、盛時に及ばず、殊に近年貿易は漸次大船に依る直航主義に傾きたるを以て、香港は仲繼地として使命を喪失し、今日以上の繁榮を期待し得ざるべしと論せらるも、必しも然らず、蓋し(一)九龍租借地の發展に伴ひ、其地域内には諸礦物の存在するあり、就中工業發達の一條件たる鐵礦脈は廣大なる範圍に賦存す、(二)背域たる兩廣南支一帯には有用礦産物甚だ豊富に存在し、粵漢線其他鐵道の連絡に依り、又香港は其貨物の仲繼港としても新發展の素地あり。(註、二)(三)八十有餘年英國が拮据經營したる貿易機關及設備は假令競争港たる廣東黃埔其他の築港完成すると雖も、容易に其地盤を顛さるゝの虞なし、(四)

革命後の支那は自主的運動熾なれども、全國的統一は近き將來に於て其目的を達成すること能はず、政治上の分解作用は絶へず行はれ、殊に廣東地方の動亂、海賊等の被害は香港の地位を上海其他租界以上に安泰の區域となさしむ。(五)最近國民政府及地方官憲の稅制は急激に重徴に傾きたる結果、自由港たる香港は貨物の集散地として益々發達の傾向を來したり。(六)従つて香港の人口は最近急激に増加し、十二、三年間に約倍加して一昨年より百萬を越ゆるに至りたるが如く、輸入貨物の消費地としても相當其地位を向上せしめたるものとす。

最近香港の經濟界は一般世界的不況の影響を受けたるの外、殊に昨年銀爲替暴落の爲に支那貿易業者の蒙りたる打撃相當大なるものありしと雖も、金融業、倉庫業、航業等諸會社は好況に在るものあり。只製造工業は概して不況にして支那精糖會社(China Sugar Refining & Co)の如きは昨年来清算中に在り、其株券の最も騰貴せるは香上銀行、チャータードバンク、廣東保險會社、支那火災保險會社、香港保險會社、ユニオン・ウォーターポート會社、九龍倉庫會社、上海船渠會社、香港土地投資會社、香港電車及電氣會社、スターファイリー渡船會社、香港廣東澳門汽船會社等とす。然れども尙數年前の盛時に及ばず。(註、三)

(註一) 香港は從來狹隘の地域にして石材其他僅少農産物の外は、工業原料、石炭、鐵等の生産なき爲に、造船、セメント、製鋼、煙草、製繩、砂糖等の外工業の發達を見ざりしを以て、己に約十年前香港經濟資源調査委員會を組織し、之に關して

攻究する所あり、其報告に依れば、當時工業としては造船所を除けば、歐人經營のもの三十三、支那人經營のもの百四十三あり、當地は労働の需給關係は其權衡を得來りしが、將來は供給の潤澤を期し難く、殊に熟練労働者の賃銀騰貴を免れず、又當地の地代は著しく高價にして工業發達上大障害あり、反之廣東に於ては勞銀、地代、家賃共に低廉にして、將來同地に鞏固なる政府成立し秩序完全に恢復せば、工業勃興し、香港の工業を壓倒すべく、當政廳は廣東の將來に就ては特に細心の注意を要す。九龍租借地には銅、銀、鉛、錫、ウオララム及鐵礦等の存在多く、就中鐵礦は廣大の區域に亘り、其實甚だ優真にして、他日當地無限の財源たるや論を俟たずと雖も、其他の礦物は左程有望にあらざるもの、如し、政廳は速に鐵業法を改訂し、試掘を奨励し試掘權には何等の負擔を課せず、鐵地の地代を輕減し、且つ礦物税を全廢し、又は輕減すべく、尙地質學者をして地質の調査を行はしむべしと論ぜるも、今日尙同一狀態に在り。

又香港大學教授シー・エー・ミッドルトンミスが香港の將來に就て述べたる所に依れば、南支には米、砂糖、絹、茶、煙草、竹其他多くの果實又は蔬菜あり、又石炭、鐵、銀、銅、錫其他の礦物に富む。將來生産の増加を計るべきものは、機械及鐵業とし、船舶は世界各地より香港に集中し來るが、將來天然資源の開發と大關係を有し、殊に低廉なる石炭及鐵の供給は香港工業の隆盛期に入るべき唯一の階梯なりと説けり。

(註二) 曾て英國側は、廣東の發達に關しては周到なる注意を怠らず、先年孫文の黃埔築港をも阻止し、粵漢線の連絡に關しては問題としたれど、近年對支親善策の爲のみならず、廣東の發達必しも香港の爲に憂ふべきものに非ざるを知るに同時に、粵漢鐵道の貫通は以て九龍を終驛とし、香港の仲繼港たる使命を尙一層全ふすべき所なるを知るに至り、前記一九二四年提出したるダンカンの香港築港計畫書中にも、既に一九二〇年頃に香港總督は香港の築港に就いて専門家の意見を徵する所あり、蓋し九龍、廣東及廣東漢口鐵道の連絡は甚だ有望にして、施いては數年にして北支那との連接を來し、其曉に於ては九龍は最も重要な鐵道終點驛たるべしと認めたりと記せり。(J. Duncan, Report on the Commercial Development of the port of Hongkong 1924, pp. 3)

(註三) 一九三〇年一月十日現在に於ける香港の株券相場を示さば下の如し。

會社別	額面價格	取引相場	資本額
香港上銀銀行	一二五	一、三〇五	二〇、〇〇〇
チャータードバンク	一二五	一、一六〇	三、〇〇〇
マカオバンク	一二五	二八〇	一、八〇〇
カンタムバンク	一〇〇	九五	一〇、〇〇〇
カンストン、インシュアランス、オ	二五〇	六九五	二、五〇〇
フェイス	一〇〇	三七〇	二、〇〇〇
ユニオン、エンシユアランス、ス	一〇〇	一六〇	一、五〇〇
サイチー、オプ、カントン	一〇〇	五〇	二、五〇〇
ノオース、チャイナ、エンシユア	一〇〇	二	二、五六〇
ランス、コムパニー	一〇〇	三二〇	二、〇〇〇
楊子江インシュアランス、アソ	一〇〇	八一六	二、〇〇〇
シイション	一〇〇	二五	一、〇〇〇
チャイナ、アングラライタース	一〇〇	二七	一、二〇〇
チャイナ、フアイア、インシユア	一〇〇	二五	一、〇〇〇
ランス、コムパニー	一〇〇	二五	一、〇〇〇
香港エンシユアランス、コムパ	一〇〇	二五	一、〇〇〇
ニ	一〇〇	二五	一、〇〇〇
ダグラス汽船會社	一〇〇	二五	一、〇〇〇
省港澳汽船會社	一〇〇	二五	一、〇〇〇
印度支那航業會社	一〇〇	二五	一、〇〇〇
ユニオン、ウオーポート、コムパ	一〇〇	二五	一、〇〇〇
ニ	一〇〇	二五	一、〇〇〇
開灤鐵務公司	一〇〇	二五	一、〇〇〇
香港九龍倉庫會社	一〇〇	二五	一、〇〇〇

會社別	額面價格	取引相場	資本額
香港黃埔船渠會社	一〇五〇兩	三〇兩	三、三八二、〇〇〇
上海虹口埠頭會社	一〇五〇兩	一九〇兩	四、〇〇〇、〇〇〇
ニューエンジニアリング造船會社	五〇五	七兩	五、〇〇〇、〇〇〇
均益倉庫會社	五〇	五、四〇	三、〇〇〇、〇〇〇
上海船渠會社	五〇	一〇六	二、七八五、〇〇〇
香港船渠會社	一〇	一二兩	一〇、〇〇〇、〇〇〇
香港土地會社	二五	六五	六、〇〇〇、〇〇〇
上海土地會社	五〇兩	一六一	七、〇二〇、〇〇〇
怡和コックトン、ミルス	一〇五	一六兩	六、〇〇〇、〇〇〇
上海コックトン製造會社	五〇	一八三	六、〇〇〇、〇〇〇
香港電車會社	五〇	一九	三、二五〇、〇〇〇
香港高地會社	一〇	六〇	七五〇、〇〇〇
渡船會社	一〇	七一	八〇〇、〇〇〇
香港電燈會社	一〇	七〇	四、五〇〇、〇〇〇
香港電話會社	一〇	九	五、〇〇〇、〇〇〇
支那製糖會社	二五	一	二、〇〇〇、〇〇〇
香港廣東製冰會社	五	二	二〇〇、〇〇〇

青島セメント會社	七	新舊	六、〇〇〇、〇〇〇
香港製繩會社	一〇	二六	二、〇〇〇、〇〇〇
テリーフアーム會社	七	七、八	一、五〇〇、〇〇〇
ワトソン會社	一〇	二二	一、二〇〇、〇〇〇
レインクロフオード會社	一〇	一	九〇〇、〇〇〇
香港エンジニアリング、コンストラクション、コムパニー	一〇	一三〇	一、〇〇〇、〇〇〇

(Moxon and Taylors Quotations Jan. 10, 1930)

前記諸株中額面價格に比して相當騰貴したるが如きも、數年前に比せば、香上銀行株の外は低落せるもの多きのみならず、省港罷工當時よりも一層低下せるもの少からず、例へば一九二五年六月十二日現在と一九二六年十月十五日現在とを比するに、ダグラス汽船株は五十四弗が三十弗に、省港澳汽船株は二十八弗が二十九弗に、印度支那航業株は九十弗が四十二弗に、スターファイリー株は八十七弗七五が六十七弗五〇に、支那精糖株五十六弗が二十四弗に、香港九龍倉庫株は百九十一弗が百二十七弗に、香港黃埔ドック株は百十四弗が五十七弗に、青島セメント株は二十一弗が十二弗に、香港電燈株は七十九弗が六十七弗に、香港製繩株は十八弗が十弗に、香港電車株は四十弗が二十六弗に、ピーク電車株は二十一弗が十五弗七五に下りたれど、尙前表の價格より高きもの多し。

第二款 船舶の入出港

香港は東西南北各地の貨物を集散する大仲繼港にして、船舶の入出港噸數に於て世界第一位と云はれたるが如く、一九二四年には外國貿易汽船最高三萬餘隻三千五百四十萬餘噸にして、戎克船を加算せば、外國貿易船總額は五萬七千七百餘隻三千五百四十七萬餘噸を占めたりしが、(同年上海の外國貿易船は二萬餘隻三千二百萬噸、神戸は二萬九千隻一千五百萬噸とす)、一九二五年には省港罷工事件の反響に依り、外國貿易汽船は激減して二萬隻二千九百七十二萬噸、戎克船を加へて四萬一千隻三千二百萬餘噸に、一九二六年は外國貿易汽船二萬五千隻二千六百九十八萬餘噸、戎克船を加へて三萬隻二千八百三十七萬餘噸に下り、最近一九二八年には漸次恢復して外國貿易船二萬八千二百餘隻三千四百四十餘萬噸、戎克船を加へて五萬二千二百餘隻三千七百六十四萬餘噸に達したり。同年上海の外國貿易船は、隻數に於ては二萬二千餘隻(戎克船を包む)にして遙かに下り、噸數に於ては稍少く三千四百五十八萬餘噸となす。

香港領有當時の入出港船は不明なれども、チャイニーズ・レポジトリには一八四三年一月一日以降同七月迄の入港船隻は百六十隻と記したるのみ、(The Chinese Repository vol, XII, pp. 262) 翌一八四四年以降近年に至る迄、毎五箇年に於ける外國貿易汽船數並に其噸量をチャイナ・メールの紀念號に依つて見れば下表の如し。

年次 隻數 噸量(千噸單位) 英國船の占むる噸量歩合

年次	隻數	噸量(千噸單位)	英國船の占むる噸量歩合
一八四四年	五三八	一八九	
一八四九年	九〇二	二九三	
一八五四年	一、一〇〇	四四三	四二%
一八五九年	二、一七九	一、一六四	
一八六四年	四、五五八	二、〇四六	五五
一八六九年	四、四二六	二、二五六	五八
一八七四年	四、三五六	三、〇三四	六八
一八七九年	五、五〇三	四、六九四	七六
一八八四年	六、六〇一	六、九六一	七七
一八八九年	七、五八八	八、九七一	七四
一八九四年	八、四五二	一〇、四六九	七五
一八九九年	一〇、九〇五	一三、四三七	六五
一九〇四年	一六、九七六	一九、三三三	七〇
一九〇九年	一八、七一一	二〇、一七一	五六・七
一九一四年	二三、七四〇	二二、〇六九	五六・九
一九一九年	二一、二七五	一七、三二九	五二・九
一九二四年	三〇、二四〇	三五、四七一	五〇・二
一九二五年	二〇、三八九	二九、七二七	四七・四

一九二六年	二五、二〇四	二六、九八三	四八・五
一九二七年	二七、二三五	三三、七九四	五四・二
一九二八年	二八、二七九	三四、四四七	五〇

(一九一四年迄は China Mail の 76 th Anniversary number に依る)

如上入出港船の増加したるは、殊に一九五一年濠洲金鑛の發見に依り支那移民の増加したる後、又は一八六九年蘇士運河の開通して以來貿易の發達と共に増加し來りたるものとす。國籍別に於ては英國船を首とし、一八六五年頃より六割以上七割に上りしが、日露戦争當時より日本其他外國船の増加に従つて漸次減退し、多くは六割以下五割内外に下りたるものとす。其他多きは日本、米、支を擧ぐべきものとす。今最近二箇年間の國籍別外國貿易汽船入港數を示さば左の如し。

國籍	一九二七年		一九二八年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
英	五七三	八四六、九九〇	五五六	八七六、〇三三
日	一、〇九	二九三、七〇七	一、〇六	三二九、三二二
米	二四五	一四九、五七五	二五一	一四七、四四四
支	一三五	八四、七〇三	一六〇	八二、〇三七
獨	一五二	四八、一六〇	一六三	五六、四四九
丁	四	一五、三四一	七〇	一九六、七八〇
和	二五二	八四九、七六六	二四五	八三三、五〇六

次に同上年間の各種入出港船總數を擧ぐれば下の如し。

船種	一九二七年		一九二八年	
	隻數	噸數	隻數	噸數
英國海洋汽船	三六二	九六六、〇四〇	四五三	一〇七九、三〇一
外國海洋汽船	六七六	一六〇、三九二	七三〇	一六、一〇一、六九四
英國河航汽船	七五四	七三〇、〇八二	六六七	六七、九七四
外國河航汽船	一、一六五	五六一、二五五	一、二三五	五四三、三〇〇
六十噸未満の外國貿易戎克船	七九三	二二、三三四	八五四	二四、〇四三
外國貿易戎克船	二四、〇五四	三、〇三九、三九九	二二、九九九	三、二九三、二二五
外國貿易船合計	五二、八九	三六、八三四、〇二四	五二、二七八	三七、六四〇、六九四
×地方貿易船	二九、五五五	五七、七一九七〇	二五、九七四	五、六六六、九〇一
×小蒸汽船	二七、八六三	一、五二二、二七七	三三、〇六四	一、五七六、一七〇
×同戎克船	二九、八七〇	四、四二七、一六一	三〇、〇三六	四、四八三、七六五
總計	二九、八七〇	四、四二七、一六一	三〇、〇三六	四、四八三、七六五

×地方貿易船は香港領海内航行の小蒸汽船を指す

積載貨物の噸量は從來の成績に徴せば、例へば一九一五年には入港船登簿噸數一千一百二十六萬餘噸に對して陸上貨物は三百三十六萬九千噸、其貨物噸數七百八十六萬五千噸（陸揚三百三十六萬九千餘噸通過四百四十九萬六千噸）にして、即ち其約七割を占め、出港船登簿噸數一千一百二十四萬七千餘噸に對して、出港は三百五十一萬七千噸とし、即ち其約三割一分を占め、平均五割とす。一九一八年には入出港船登簿噸數二千八百八十七萬九千餘噸に對して、其貨物噸數一千二百五十四萬噸（入貨五百三十六萬餘噸、通過百七十八萬餘噸、出貨三百五十八萬餘噸）にして、即ち約四割を占む。假りに此の割合を以てせば、一九二八年香港入出港外國貿易船の積載貨物は少くとも一千八百萬噸内外と認め得べく、神戸の外國貿易額の二倍乃至四倍に達すべし。

### 第三款 貿易の消長

#### 第一概 況

香港領有當時一八四三年の上半期中、一日に一、二隻の入港船ありしが、輸出貨物は阿片、茶等にして其積載船は十數隻に過ぎず、輸入貨物は其種類多く、阿片、茶、檀香木、家具、香料、酒類、檳榔子、石炭、雜貨等とす。然れども多くは仲繼貿易品にして、香港消費として陸揚せらるゝものは米、材木、棉、雜貨の一部に止り、同上期間を通じて數回のみとし、廣東に對しては英國より多く大商船隊の往復あり、香港を寄港地としたり。（The Chinese Repository vol. XII, pp. 362. R.M.

Martine "China" vol. II, pp. 345) 爾來八十有餘年香港の貿易は船舶の發達と相並んで著しき進展を示したれども、對支貿易の變遷を除く外は、詳細に之を知ることを得ず。今日より二十有餘年前迄は單なる通過貿易は一箇年二千萬磅にして、總貿易額は五千萬磅と稱せられたるが、船舶の入出港より打算せば著しく過少の見積なり。（L. Richard's Comprehensive Geography of the Chinese Empire, pp. 286）從來英國は香港を仲繼とし、自由地帯として對支貿易を助長し、商勢力の擴大を計りつゝ、近年迄、酒、煙草の有税品を除くの外は、貿易額を公表せざるを以て、香港の貿易はスフィンクスと云はれたるが如く、實際輸出入監督局の擴張と同時に一九一六年及一九一七年より始めて統計を作製し、漸く一九一八年に至り毎四半季報及年報の青書を發表し、其後一九二五年第二季報同年の青書等の計數を知るを得たり。然れども對英經濟絶交の結果、支那人職工の罷業、貿易の激減、經費關係等諸事情に依り、其作製を中絶したりしが、最近一九二七年以降通商恢復したるを以て、本年（一九三〇年）四月一日より再び統計事務を開始するに至れり。（註、一）

（註一） 従前香港の統計は香港商業會議所又は個人に依つて作成したれど、重要商品に限りたり。輸出入監督局は、統計の編製に關しては香港商業會議所特別委員會（Special Sub-committee of the Hongkong Chamber of Commerce）の諮詢を得て輸出入條例の新細則等を規定し、商人の便宜を計るゝと共に、統計上の數字は逐次有力商人の意見を徴して、校訂し來りたるものとし、其編製方法は同局統計課に廻附する許可申請書の副本に依つて記入し、有税品は検査すれど無税品は検査せずして計上し、貨物の價格は、輸出品はE. O. B.に依り、輸入品はC. I. F.に依る。而して英貨に換算する香港幣は毎月平均を採る。但し輸入表に

第二章 香港

は除外項目多く、例へば通船荷證券に依る積替貨物の外に、政廳並に陸海軍用品、郵便物、旅客手荷物、船用品及パンカーユール、油頭以南の支那諸港、又は澳門より輸入する粗礦及煙草以外の貨物、或は汕頭、廈門及福州(中支)諸港より輸入する一部の貨物等は載録せず。

本年四月一日以降の統計は、輸出入貨物は統計局備付の用紙に積船名、品目、重量若くは才量、價格、荷印の番號、積出港等の必要事項を記入し、輸入はB.L.を船會社に提出せる日より一週間以内に統計局に届出を爲さしむることとし、一方船會社より積荷全部に荷受主の住處氏名等を記入し、統計局に報告せしむることとし、尙輸出入巨額に達し、又は取扱頻繁なる商社に對しては一週間毎に一括提出せしむることとなす。

今一九一八年以降一九二五年迄で八箇年間の輸出入貿易を示さば左の如し。(單位千磅)

年	計	英本國		英屬領地		英計		支那		
		輸入	輸出	輸入	輸出	北支	中支	南支	支那計	
一九一八年	計	四四三九	五五五一	八三二〇	一五七五八	一〇、四四三	五、一四六	三、四三三	三、七〇〇	
一九一九年	計	二六九八	二六六三	一六六六三	一九、三〇九	一七、九五五	一、四〇〇	六、四七〇	九、二六〇	
一九二〇年	計	一五八六	一六九六	一六、九六六	二二、八七	二二、四九九	七、七四五	四、二二六	七、三三三	
一九二一年	計	八四三七	八八三九	八、五五四	九、三三六	一七、二九七	四、〇七	九、七	一五、六七〇	
一九二二年	計	八、八八八	七、九七	一五、〇三三	二四、〇〇〇	二二、三七一	八、一五三	四、二二三	一五、六三三	
一九二三年	計	七、七七二	一、三三三	八、九六一	二二、九四	二二、四九九	七、〇七一	四、二二六	一五、九三三	
一九二四年	計	七、四五	六、四七三	七、二二八	二二、四九九	二二、四九九	七、〇七一	四、二二六	一五、九三三	
一九二五年	計	四、七三九	八、七三	一、三五二	一、八八六	一、八八六	一、八八六	一、八八六	一、八八六	

年	計	日本(包臺灣)		蘭		佛		印		暹羅		米(包比島)		其他		總計
		輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	
一九二二年	計	八、二六四	七、四	八、四五四	六、五七八	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	五〇、四八三
一九二三年	計	八、九八八	七、九七	一五、〇三三	一五、〇三三	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	九、六五二
一九二四年	計	七、七七二	七、七七二	七、二六四	七、二六四	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	六〇、一三五
一九二五年	計	四、七三九	四、七三九	四、八八八	四、八八八	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	一、六七二	九、〇〇〇
一九一八年	計	九、八一九	四、四九四	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	五〇、四八三
一九一九年	計	九、八一九	四、四九四	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	六〇、一三五
一九二〇年	計	九、八一九	四、四九四	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	一、五九二	九、〇〇〇

年	日本(包臺灣)		關	印	佛	印	暹 <sup>タイ</sup>	羅 <sup>アム</sup>	米(包比島)	其他	總計
	輸入	輸出									
一九二〇年	八〇三七	三三七二	二五三五	五五三二	三〇二五	四九八三	—	—	—	八、九〇〇	
一九二一年	二二八八	二二八八	二九四四	一六三六	八二四七	一八六六	—	—	—	一、七六三	
一九二二年	八四九四	六〇三三	九七八	五三五九	八三三七	一六三三	—	—	—	七、九〇〇	
一九二三年	二二二二	七七八八	二四九四	四四〇〇	二八九一	四六二六	—	—	—	一、四〇三	
一九二四年	三三三三	一一八三	七七五七	九五六五	七三三五	七三三三	—	—	—	七、〇六四	
一九二五年	六六七四	一〇一六七	八九四〇	一四三三	一〇六七	二八六〇	—	—	—	六、四七五	
一九二六年	三三三三	三三三三	一〇七一	五三〇三	三一九三	五三七	—	—	—	七、〇六一	
一九二七年	九二二七	九四六〇	一〇〇八	二六六二	九四七七	七八二	—	—	—	七、五〇五	
一九二八年	三三三三	一〇三三	六八九	三三〇九	二二二九	二五三七	—	—	—	四、〇三三	
一九二九年	二二二二	六八九	三三〇九	三三〇九	二二二九	二五三七	—	—	—	四、〇三三	
一九三〇年	五二〇六	三三〇九	六六四五	六六四五	四七三一	五六四六	—	—	—	四、八四三	
一九三一年	七五四六	四四〇〇	九九五四	九九五四	七〇六〇	八一七四	—	—	—	九、八七五	

(Trade and Shipping Returns for 1818, 1920; Blue Book for 1921-1925)  
 ×一九一八年の輸入額中臺灣は中支の部に含む

香港開港以來最高記録を示したるは、戦後の好景氣時代たる一九二〇年にして二億八千九百餘磅とし、平年の倍額に達し、貨幣の輸出入高七千七百萬磅を含む。一九二五年は省港罷工事件の發生により、一九二〇年に比せば約三分の一に減退して九千八百餘磅に下り、貨幣の輸出入高七百一

萬餘兩を含む。

前表中南支の貿易は只其の一部を包含するに過ぎざるを以て、實際數より著しく少額にして、例へば香港政廳統計に於ける支那よりの輸入額と支那海關統計に於ける香港に對する輸出額とを比較せば下の如き差異あり。(單位千磅)

年	香港政廳統計の支那よりの輸入額	支那海關統計の香港に對する輸出額(各年海關兩を磅に換算す)
一九二〇年	二六、九〇二	四六、〇五五(一三六、四六二千海關兩)
一九二一年	一〇、六七三	三一、〇二四(一七三、一六二)
一九二二年	七、〇二六	一九、五九六(一一四、七一四)

南支中廣東は香港に接壤し、水運の便あり、デルタの背域地を擁するが爲に、香港の對廣東貿易は、廣東が外國貿易額の大部を占め、例へば一九二四年以降三箇年間の比例を示せば左の如し。(單位千兩)

年	廣東對香港貿易額	廣東外國貿易額
一九二四年	一二八、八九二	一三六、七九五
一九二五年	六八、一〇二	九〇、二六二
一九二六年	三〇、七六八	一一一、三〇四

是を以て香港行政年報に依れば、一九二四年の支那よりの香港輸入額を二五、九七四〇〇磅として計上し、輸出入總額を一億五千二百餘磅とせり。(Administrative Reports, 1927, pp. 8)

貿易の系統を大別すれば、沿海船に依るものは主として航洋船に依るものに比して多く、例へば



一九二三年に於て輸入は前者が四千四十三萬餘磅にして、六五、二七%を占め、後者が二千五百一十一萬九千磅にして三四、七三%を占め、輸出は沿海船、河船、戎克等に依るもの五千百七十二萬二千磅にして八四、二七%を占め、航洋船に依るもの九百六十五萬餘磅にして一五、七三%を占む。

國別貿易は一九二四年の例を見るに、東亞及南洋地方に對するものは一億一千二百餘萬磅を占むるが、歐米諸國に對するものは三千九百餘萬磅に過ぎず、國別貿易の比例を掲げば、左表の如し。

支那	一九二四年		同上第二四半期		一九三〇年第二四半期	
	歩合	貿易額(千磅)	歩合	貿易額(千磅)	歩合	貿易額(千磅)
支那	三七・八	五、二七一	三七・三	二、四〇八	四三・八	二、四〇八
英及屬領	一六・三	三、三六八	一五・九	四、七六三	一五・四	四、四六四
佛印	二・四〇	一、六三三	三・六	三、七五二	九・〇	二、五九三
日本	八・六	二、三六一	一〇・九	三、〇八八	七・八	二、〇三三
蘭印	七・三	一、〇五三	三・四	三、三三九	四・八	三、七七
暹羅	六・四	九、四七	七・六	三、三二八	七・二	二、〇三〇
米國	九・〇	三、一〇八	七・〇	二、五五	六・三	一、七九
其他	三・七	五、五五	六・四	一、九三二	七・九	二、〇三七
計	一〇〇・〇	一五、七三	一〇〇・〇	一五、五二	一〇〇・〇	二、七三〇

Hongkong Trade and Shipping Returns, 2nd Quarter, 1930

香港の對支貿易は、英國の對支貿易の消長に重大なる關係あると同時に、我國の對支貿易にも影響する所少からず、香港の對支貿易の歩合は、従前は約半額を占めたるが、日本及上海、大連其他

北支諸港の貿易が發達したる結果、近年は漸次相對的に減退し來り、又一九二五、六年は省港罷工事に依つて激減したることあり、然れども一九二七年以降は再び増進を示したるものとす。

支那海關統計に依り一八六五年以降一九二四年迄の毎十箇年の平均數及一九二五年以降一九二九年迄の輸出入額を示さば下の如し。(單位百萬兩)

第一期	第二期	第三期	第四期	第五期	第六期
自一八六五年 至一八七四年	自一八七五年 至一八八四年	自一八八五年 至一八九四年	自一八九五年 至一九〇四年	自一九〇五年 至一九一四年	自一九一五年 至一九二四年
香港對支貿易額	支那外國貿易總額	香港貿易の比率			
三〇	四五	九八	一八一	二五三	三二九
一三四	一四七	二一八	四三一	七八七	一、三〇八
二二・四%	三〇・六	四五・〇	四二・〇	三二・一	二五・二
一九二五年	一九二六年				
二八七	二二三				
一、七二四	一、九八八				
一六・七	一〇・七				

一九二七年	三八四	一九三一	一九・九
一九二八年	四〇四	二、一八七	一八・五
一九二九年	三八三	二、二八一	一七・四

一九二八年の香港總貿易高は船舶の増加率より推定し、五箇年平均數を以て換算せば、約一億三千四百萬磅に達すべし。

蓋し香港の貿易は大部分仲繼貿易にして、列國の對支貿易は香港を經由せば英國の貿易として計上せらるゝもの多く、彼のエッチ・ビー・モース又はシー・エフ・レイマー等は香港あるが爲に各國の對支貿易は不明なりと稱したるが如く、夙に香港貿易中より列國の對支貿易の分前を算定する方法を案出し、モースは對香港貿易の分配を決定すべき旨を述べ、曾て海關統計局長たり又稅務局たりし英人、エフ・エー・テイラーは海關改革意見書に於て、一九一七年度英國の對支貿易は日本のそれに比して僅かに六千六百萬兩を超過せるも、若し英國の總額より英國の原産に非ざる香港の輸入品に對する數字を控除し、更に日本の對香港貿易の配當（直接支那貿易の割合に比例し）を日本の總額に加算せば、過去に於ける英國の優越權は既に亡びたりと評し、即ち一九一七年海關統計に依れば、英國の對支貿易額四億一千三百萬兩（香港の二億七千四百萬兩を含む）に對し、日本は三億四千七百萬兩なるが、英國の總額より各國の割當額を内輪に見積りたる一億四千二百萬兩（日本四千萬兩、支那四千三百萬兩、米三千九百萬兩、其他二千萬兩）を控除せば二億七千一百萬兩となり、

若し日本に四千萬兩を加算せば三億八千七百萬兩となり、英國よりも一億一千萬兩餘を超過するごとくなる。其他リツヂは上海の遠東時報上に、同種の方法を以て一九〇九年以降一九一八年迄十二箇年の平均を採つて香港の割當を算定し、英國の貿易額を修正し、各國の貿易額に加算し、一九一七年には英國の三〇・五%に對して日本は三四%、一九一八年には英國の三〇%に對して日本は四〇%となることを記せり。(The Far Eastern Review Sep, 5, 1919. pp. 61—)

是等は何れも香港統計の發表せられざりし當時の推定に基くを以て、固より精數を期し難し。故に今一九一九年以降一九二五年迄で實際の香港統計を基とし、同期間英國より香港の貿易額を除外し、英、日本の對支貿易高に國別對香港貿易の各割前を加算し、三箇國の對支貿易額を見れば左記の如し。(單位千海關兩)

	英	百分率	日本	百分率	米	百分率
一九一九年	二六、七〇八	100%	五二、〇六三	196%	二四、四四五	92%
一九二〇年	三三、八五二	125%	四八、九三三	183%	二四、九六六	93%
一九二一年	三三、七〇六	125%	四四、七九三	168%	三〇、五六七	115%
一九二二年	三三、三三五	124%	四四、八九六	168%	三〇、八九七	116%
一九二三年	三三、三二七	124%	四九、九三六	187%	三〇、五〇五	114%
一九二四年	三五、一五三	131%	五五、八五五	205%	三三、三六九	125%
一九二五年	二五、三二九	95%	五六、〇〇九	221%	三九、〇四四	146%

更に香港入出港各國船舶の噸數を基本として對支貿易高を觀察するに、國別對支貿易につき、香港入出港國別船舶の噸數に依り、支那の對香港貿易額の各割前を加算せば左の如し。

	英	比率	日本	比率	米	比率
一九一九年	三五七、八〇	二七・五%	五九、五五	四・三%	三三〇、二四	一七・六%
一九二〇年	四四七、七六	三〇・九	四六、九三	三・四	二四〇、八三	一八・〇
一九二四年	四六七、七八	二六・三	五五、三二	三・六	三三三、七九	一八・九
一九二五年	三六三、三三	三三・三	五三、三九	三・五	三三二、九四	一八・五

重要輸出入品の貿易を見るに、英國に對しては輸出は錫、羽毛、精糖、獸皮、其他農産品、鑛物等とし、輸入は棉製品、金屬類、コンデンスミルク、毛製品等とし、印度に對しては輸出は精糖、絹製品等とし、輸入は錫錠及塊、棉絲、海産物、ガンニーバック等とし、海峽植民地及馬來聯邦州に對しては輸出は煙草、牛皮、棉製品、セメント、豆類、紙製品、索麵、牛皮、製粉、豆類等とし、輸入は錫錠及塊、靴皮、染料、胡椒、ガンニーバック、簾等とし、緬甸に對しては輸出は藥材、海産物、紙類、棉布等とし、輸入は米穀、煙草、鉛等とし、加奈陀に對しては輸出は米穀、海産物、藥材等とし、輸入は海産物、木材等とし、佛領印度支那に對しては輸出は棉絲布、金屬類、紙製品、小麥粉、絹製品、茶、煙草等とし、輸入は米穀、錫、石炭、獸皮、海産物、製粉等とし、蘭領印度に對しては輸出は砂糖、ケロシン油、錫等とし、暹羅に對しては輸出は米穀、海産物、煙草、鑛油等とし、

輸入は砂糖、木材等とし、比島に對しては輸出は棉製品、米穀、セメント、鑛油等とし、輸入は砂糖、鳥卵、豚脂等とし、米合衆國に對しては輸出は生絲、籐製品、肉桂、花筵、爆竹、桐油等とし、輸入は麥粉、板材、罐詰、石油、鹽魚等とし、支那に對しては棉絲布、砂糖、海産物、米穀、製粉等とし、輸入は棉絲布、絹製品、落花生、漢菜、麥粉、米穀、石炭、煙草、豆類等とし、日本に對しては輸出は米穀、蔗類、ガンニーバック、漢菜、錫、ケロシン油等とし、輸入は紙類、石炭、海産物、棉絲布、金屬類等とす。(各種貿易品の解説は拙稿大正十一年調査課出版香港の港勢と貿易参照)

### 第二 最近の貿易

香港最近の貿易は統計の徵すべきものなく、本年一月香港滞在中當業者に就いて取調べ、又香港新聞紙の記事に依つて棉布其他二、三重要品に關して概説せんとす。

一九二八年の貿易は省港罷工事件後稍進展の徵を示したれども、未だ完全に舊態に復歸せず、但し支那は革命後次第に諸税を重課したるに反し、香港は煙酒の外無税にして、人口は前述の如く近年著しく増加したるを以て、從來の精糖、セメント、生薑漬等の製造以外、綿織物、蓆工場等勃興するに至りたり。一九二九年の貿易は同年二回の兩廣戰爭及銀價の暴落に依り、其發達を阻害し、輸出入共多くは前年に比して不況に在りしもの、如く云はる。

棉布

歐洲戰爭前香港に輸入したる棉布は、僅かに二百萬磅内外にして、殆んど全部英國品を以て占め、日、獨品は其一部に過ぎず、戰爭の爲に獨逸品は其跡を絶ち、日本品は勢力を増し、特製品たる浴巾、ブランケット等は市場を獨占したりしが、棉製品の總額に對しては一、二割に過ぎず、一九一八年には増加して輸入總額四百萬磅となり、一九一九年には稍減退して三百二十九萬磅に下り、一九二〇年には最高の一千二百四十六萬磅に激増したるが如きも、其後漸減して一九二五年には四百六十九萬餘磅となり、英國品の減退に反して日本品及支那品の増加を見るに至りたるものとす。即ち同年英國品の二百三十餘萬磅に對して日本品は百八萬餘磅、支那品は百二十餘萬磅を占めたるが如し。

棉布中加工品は從來殆んど全部英國品に係り、日本品は生地物なりしが、一九二三、四年頃より日本品の加工棉布漸く輸入を見るに至り、殊に一九二五年省港罷工事件後に益々其輸入を促進し、最近加工棉絲は生地物に比して遙かに多く輸入し、自ら英國のマンチエスターグーズの地盤を侵蝕するに至りたるものとす。日本品としては多くは細綾<sup>フィンス</sup>、金巾、細布の三種とし、天笠も若干輸入す。加工品中には縐子(八枚及五枚)最も多く、晒金巾、捺染更紗、捺染細綾等之に次ぐ、輸入品の仕向地は南支廣東、汕頭、厦門等各地の外、雲南、暹羅等となす。是等日本品は運搬距離の近接せること及工賃の低廉なることに於て英國品に優るものあり、又最近製法發達したるを以て、近き將來に於

て英國品を驅逐すべき見込みありと云ふ。

昨年(一九二九年)の輸入額は前年より不況に在りたるが如く、英國品は殊に減退し、日本品は排日貨の影響を受けたるにも拘らず最も多く、當業者の算定に依れば、英國品約千二百萬弗に對して日本品は倍額以上の二千五百萬弗を占め、佛、伊、獨等よりの輸入は三百萬弗にして、合計四千萬弗となし、外に契約品にして本年春入津すべかりしもの三百五十萬弗を存せり。

香港日本棉花會社の調査に依れば、一九二八、九年の日本棉布の輸入數量は下の如し。

一九二八年	生地	一四、〇〇〇俵
	加工	三〇、〇〇〇俵
	計	四四、〇〇〇俵

生地は細綾六、三〇〇俵、天笠二、二〇〇俵、金巾三、五〇〇俵、細布一、〇〇〇俵とし、加工品は縐子八、二〇〇俵、白金巾一、七〇〇俵、其他雜品となす。

一九二九年	生地	一三、〇〇〇俵
	加工	三三、〇〇〇俵
	計	四六、〇〇〇俵

生地は細綾二、七〇〇俵、天笠一、三〇〇俵、金巾一、五〇〇俵、細布一、三〇〇俵とし、縐子一三、